

第四十回国会 衆議院 石炭対策特別委員會議録 第二十号

昭和三十七年三月二十八日(水曜日)

午前十時二十七分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事岡本 茂君 理事齋藤 憲三君

理事始岡 伊平君 理事中川 俊忠君

理事岡田 利春君 理事多賀谷眞稔君

理事中村 重光君

倉成 正君 藏内 修治君

澁谷 直藏君 中村 幸八君

南 好雄君 井手 以誠君

滝井 義高君 渡辺 惣蔵君

出席政府委員

通商産業政務次官 森 清君

通商産業事務官 (石炭局長) 今井 博君

通商産業事務官 (石炭局長) 八谷 芳裕君

通商産業事務官 (鉱山保安局長) 井上 亮君

通商産業事務官 (石炭局長政課長) 麻生太賀吉君

委員外の出席者

通商産業事務官 (石炭局長) 長岡 孝君

通商産業事務官 (石炭局長) 原 茂君

通商産業事務官 (石炭局長) 重枝 琢己君

通商産業事務官 (石炭局長) 大義君

通商産業事務官 (石炭局長) 葦沢 大義君

通商産業事務官 (石炭局長) 葦沢 大義君

通商産業事務官 (石炭局長) 葦沢 大義君

通商産業事務官 (石炭局長) 葦沢 大義君

通商産業事務官 (石炭局長) 葦沢 大義君

通商産業事務官 (石炭局長) 葦沢 大義君

通商産業事務官 (石炭局長) 葦沢 大義君

通商産業事務官 (石炭局長) 葦沢 大義君

通商産業事務官 (石炭局長) 葦沢 大義君

通商産業事務官 (石炭局長) 葦沢 大義君

通商産業事務官 (石炭局長) 葦沢 大義君

通商産業事務官 (石炭局長) 葦沢 大義君

通商産業事務官 (石炭局長) 葦沢 大義君

参 考 (電気事業連合会専務理事) 中川 哲郎君 (早稲田大学理工学部教授) 中野 実君

本日の會議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号) 石炭鉱業安定法案(勝間田清一君外二名提出、衆法第一九号) 炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案(勝間田清一君外二名提出、衆法第二〇号)

有田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、勝間田清一君外二名提出、石炭鉱業安定法案及び炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案を議題として審査を行います。

ことになっております。この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、御多用中にもかかわらず、本委員会の法案審査のためわざわざ御出席をいただきました。まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

御承知のごとく、本委員会におきましては、現下のエネルギー消費革命の進行に対応して、石炭産業の抜本的対策樹立のため種々の努力を払っておるものであります。

御承知のごとく、本委員会におきましては、現下のエネルギー消費革命の進行に対応して、石炭産業の抜本的対策樹立のため種々の努力を払っておるものであります。御造詣を持っておられる参考人各位には、ただいま議題となっております三法案について忌憚のない御意見を述べたいと存じます。

三法案審査のため、午前中は、日本石炭協会副会長麻生太賀吉君、日本石炭鉱業連合会専務理事長岡孝君、日本炭鉱労働組合中央執行委員長原茂君、全国石炭鉱業労働組合委員長重枝琢己君の御出席をいただいております。

三法案審査のため、午前中は、日本石炭協会副会長麻生太賀吉君、日本石炭鉱業連合会専務理事長岡孝君、日本炭鉱労働組合中央執行委員長原茂君、全国石炭鉱業労働組合委員長重枝琢己君の御出席をいただいております。以上の方々に午前中御意見を述べいただき、午後二時から、日本鉄鋼連盟専務理事葦沢大義君、電気事業連合会専務理事中川哲郎君、早稲田大学理工学部教授中野実君の御出席をいただく

うあるべきかというのを考えておるか、それをまず第一に聞いていただきたい、あと意見を申し述べる、こう考えております。

皆様御承知のように、石炭業界は昭和三十四年の末に石炭鉱業審議会の答申に沿いまして、スクラップ・アンド・ビルドというものを中心とした

皆様御承知のように、石炭業界は昭和三十四年の末に石炭鉱業審議会の答申に沿いまして、スクラップ・アンド・ビルドというものを中心としたました企業の体質改善と流通の合理化とによって、三十八年度までに五千五百万トンの出炭規模で、単価を千二百円引き下げるという合理化計画を、非常に困難な前提条件のもとで、現在まで実行してきております。

この切り抜けは困難なのでございませうから、根本的な対策を確立するという意味からも、業界が石炭鉱業のあり方をどのように考え、また信じているかというのを皆様に御理解願うことが、まず第一の重要な点ではないかと私は思っております。

簡単に申し上げますと、石炭業界は総合エネルギー対策に織り込まれなく

簡単に申し上げますと、石炭業界は総合エネルギー対策に織り込まれなくちゃならない石炭の基本的なあり方というものを次のように考えております。わが国のエネルギー総需要が非常に勢いで伸びていく中で、エネルギー経済を貫く原則は、消費者の自由選択にあるという事は申すまでもありません。しかし、この場合国内資源の有効な利用、供給の安定性、並びに本日の中心議題となっております社会的側面の重要性などを考えまして、今申し述べました原則は当然制約がございまして、石炭について一定の条件が満たされるならば、石炭の価格が多少割高なことがあっても、一定量——これは五千五百万トンを考えておりますが、石炭需要は需要家の御協力と政府の支持、御指導のもとで、確保されるべきものと考えます。

この方量がエネルギーの総コストの上昇をできるだけ避けまして、社会的負担の増加を極力避ける方法であると考えられます。現状はこのような一刻を争う重大な時期にございまして、この際一時を糊塗するような手段などではどうにも

うなことがございます場合には、国家はそのよって生ずるところの損失を埋めて下さるなり、また五千五百万トンの直接需要を確保して下さるといふような適切な手を打って、石炭の安定を期していただきたい、こういうふうにご考えておるものでございませう。

石炭の基本的なあり方をこのように考えますときに、業界に与えられた課題はおのずとはつきりいたしておられます。五千五百万トンが適切な量であるかどうかという点については、これまで議論のあるところではございませうが、現在の需要の実勢を考えますと、また現在の市場の条件のもっといヨーロッパの国々ですら、たとえばロビンソン報告のように、石炭の需要を現在の横ばい程度と見通しを立てていることなどから考えますと、この際五千五百万トンの線をくずすべきではなく、そのワク内で企業の体質改善を政府の全面的な御支援のもとではかっっていくべきであると思つてはおります。ところで、このような基本的な方向に向う過程で、石炭業界は、先に申し述べましたような非常な難局に現在差しつかかっているわけではございませうが、あくまでも先ほど申し上げました基本方向に乗せるといふ意味で、この際一時的に思い切った政府の施策を、強く現在政府に要請いたしておる次第でございませう。

す。業界といたしましては、この基本的な考え方から、一定量の生産ワク内で合理化を進め、能率を向上させつつ、賃金の上昇を吸収して、コストを上げないという方向をとらざるを得ないわけではございませう。今までの人員整理のほか、さらに今後もやむなず人員の整理は生ずることになります。企業がいたしましては就職先、整理資金の確保など、日夜奔走に努めてはおりますもの、すべての人の完全な援助をすることは、企業の限界をはるかに越えております。この点は先に緊急対策として、政府に強い施策を業界から要望いたしておるところでございませうが、何と申しまして、国の広い社会政策、経済政策の一環として実現していただきたいと考えます。社会党のこの点に関するお考えは、人間対策に急である余り、全体としての経済の繁栄を重視していらっしゃるきらいがあるように感じられるのであります。この意味から、本案につきましては、業界といたしましては反対でございませう。

成いたしかねる第一の理由でございませう。また賛成しかねる第二の理由は、次の通りでございませう。すなわち石炭の基本的あり方についての業界の考え方は、当然なことではあります。総合エネルギー対策の確立を待って初めて具体的なものになると考えております。現在、その将来に対する総合エネルギー対策はまだ確立されておらず、この法案を拝見いたしますと、技術的な具体的対策として考慮されるべきものが多分に含まれておるようによ考えられますので、その検討は、総合エネルギー対策の確立のできたあとに、初めてこういう問題が論議されるべきものと思つております。現段階では時期尚早と考えざるを得ないからでございませう。

最後、政府御提出の合理化法一部改正について一言述べさせていただきます。まず、業界は昨年末、石炭の基本的あり方を実現するための諸対策のうち、特に緊急を要するものを三十七年度予算編成の時期に、政府に強くお願いいたしました。が、本月十四日には、さらに緊急対策をいたしまして、一時的に思い切った諸対策が直ちに必要である旨の要求を現在行なっております。業界のこの要求と現状から見ますれば、三十七年度の予算措置は大へんに皆様にお世話になったものではございませうが、決して満足いたすべき額にまで達しておりません。この法案は予算措置の一部を実施に移すための手続の一つにすぎない法案だと思つております。この意味で、一歩を進めるものとして本法案が少しでも早く皆様の御賛同を得まして成立されますよう願つてもございませう。

以上簡単でございませうが、業界の見解を述べさせていただきます。○有田委員長 ありがとうございます。次に、原参考人にお願ひいたします。○原参考人 炭労の原でございませう。昨年の十月の臨時国会以来、特に国会の問題として石炭問題を取り扱っていただき、特にその重大な専門的な役割を果たす委員会として皆様に協力いただいたことを心から感謝をいたします。まず、法案の問題について態度を明らかにしたいと思つております。安定法の問題でありますけれども、基本的にはこの安定法に賛成をいたします。なぜかというならば、現在の石炭の合理化のやり方は、安定してはなくて、むしろ不安定に拍車をかけている政策です。から、法律をもって安定化するという意味の強力な措置が講ぜられない限り、石炭産業は自滅の速度を早めるばかりである、こういうふうには思つております。それは生産体制を改善をし、合理化をして能率を上げるといふやり方ではなく、むしろ人員整理をし、あるいはここに働く労働者の労働条件の引き下げをもつて経費の節減をする、こういうやり方だけが今日の合理化のやり方である。こういうやり方をしている限りにおいては、石炭産業といふのは何ら合理化されるものでなくて、むしろ斜陽の道に通じている事態が今日の状況ではないか。たとえば、大手から中小炭鉱に格下げをする、あるいは第二会社に格下げをする、独占でさえもやっつけていけない産業を、企業を縮小し、第二会社に落とす、こういうやり方を通じ、租賦炭鉱などという業態をたたく

おしてしまふ、しかも大手炭鉱の労働者が少ない炭鉱を閉山をするという、こういうやり方は、そういう矛盾を是正せずに、一方的に労働者の犠牲のみにおいて解決をしていく、ここが問題ではないかと考えるわけです。そういう改善が当然必要です。

もう一つは、雇用の問題である。世界的にエネルギー革命といわれている石炭問題を、どういう面からそれぞれが取り上げていくかというところ、石炭企業の利潤をふやすためであるか、あるいは石炭価格が高くてほしいんだということが平気で言われている意味ではなくて、むしろそこに働いている労働者という、石炭産業に關連する多くの国民の生活、こういう問題が不安定であつては国の政治として問題である、そういう意味で取り上げられているのでありますから、雇用の問題を抜きにした石炭産業政策なり安定政策というものは、世界の常識においてあり得ないことである。そういう一番大切なことについて、日本の国会が、国の政策として明らかにしていないところに、今日の混迷せる石炭産業の危機があり、あるいは見通しも、あるいは希望もない状態のまま斜陽化していく事情が速度を速めていくだけではないだろうか、こういうふうな思つておられます。従つて早急に基本的な政策を立て、それを法律で明確にするのか、国の政策として明確にするのか、やり方は二つありますけれども、今日までの行政指導という弱いやり方では石炭産業を安定させることができないから、法律をもつて明らかにすることが必要になってきているのではないかと思つたので、賛成をいたします。

次に、炭鉱労働者の雇用安定に關する法律案について賛成をいたします。その理由は、現在どういう形で雇用問題が処置されているかといへば、ともあれコスト引き下げである、あるいはスクラップである、こういうことで閉山をする、あるいは人員整理をするというやり方をやっています。この大半の労働者は、八万も失業したうちの九割というものは路頭に迷う、あるいはニクヨンになるか、生活保護法によつて生活をする、こういう事情になつていきますから、これが社会問題にならなかつたり、あるいは政治の場を取り上げられないというのには、むしろ不思議な状態ではないだろうか。もう一つは、最近たまたま、治安当局が七月、八月には筑豊においては暴動が起きる可能性がある、従つて警察などを増員して、その鎮圧の対策を立てることを計画をし、準備をするという話を聞いています。それが事実であるか否かは別として、そういうことが想定される事態が、社会問題としてこの失業の問題から発生する要素を明らかに持っているが、今日の炭鉱労働問題ではないだろうか、こういうことが言えるわけです。しかも、これほどの程度失業が出るか、果てしもなく続くというところでありまから、一そう社会不安と混乱を想定せざるを得ません。

もう一つは、働いている労働者はそれで生活不安がなかつたり、雇用問題についての不安がないのかといへば、毎日、いつ首切りが出るだろうか、いつ賃金が引き下げられるだろうか、こういう不安におのきなげら増産に協力しているという労働者の非常に悲しむべき現状は、想像に絶するものがあるのではないかと。こういう意味で、何れともあれ、石炭産業を生かすという道を国が考えるならば、雇用の安定を前提とする政策がない限り、石炭産業も安定はしないという事実を国会が明らかにしていただきて、この問題に取りかかっていたらいいというところをお願ひする次第であります。特に最近では、大手の中でさえ賃金の引き下げを目的として、看板を塗りかえて第二会社にする、あるいは直接労働者を雇わずに、租賦権炭鉱などをたくさん増設をして、低賃金労働者を使う、こういうやり方をしている。あるいは、大量の人員整理をしたあとで労働力が不足になる、従ひまして組夫、臨時夫などを働かせて、安い労働者をふやすことを通じてコストの引き下げをやっているやり方は、まことに近代的な合理化の逆行といわなければなりません。そこに雇われる労働者というものがいかに不幸であるかということも明らかであります。そういう意味で、雇用の安定ということはこの際緊急に明らかにしない限りにおいて、労働者の不安だけではないで、石炭産業の安定が危うくなつてきているのではないかと、こういう意味でこの安定法について賛成をする次第です。

この際特に一つだけ申し上げたいのは、たまたま雇用の安定ということ、首切りが自由にできないというのは、経営権の問題に触れたり、人事権の問題に触れるということで反対をする議論が、国会の内外において台頭しています。しかし社会主義の国ではな

くて資本主義の国でも、石炭産業についての雇用の安定というものは、どの国においても国の政治の問題として、雇用の安定を明らかにしていることは、皆さんも御承知の通りであります。思想であるとか、あるいは主義主張、国家形態によつてこの問題が議論されることは間違いないで、このことを特につけ加えたいのです。次に合理化の問題であります。合理化の問題については、賛成する部分もございませけれども、特にスクラップの問題について意見がありまふ。それはスクラップをしなければならぬという原則が正しい、正しくなはいは別に、そのやり方については大へん間違ひを起しているのではないだろうか。たとえば、現在保安というものを守らずにそこに働かせていることは、人命の問題である。こういう企業がある。こういう企業の問題は、スクラップの対象であるか否かにかかわらず、早急に措置すべき性質のものではないだろうか。もう一つは、終掘による閉山という問題がある。ところがそこにはいずれにしても大量の労働者が雇われているわけでありまから、この法律は山をつぶすということ、を明らかにしてはいますけれども、あるいは買ひ上げるといふことが明らかになつても、そこに働いている労働者が生きる道といふものは一つも明らかにされていません。従つて、そういう指導を行なうとするならば、当然そこに働いている労働者の行く先、転換先が明らかに政治の問題として保障されない限り、ただ単につぶすとか買ひ上げてしまひましても、失業者が増大するだけでなくて、そこには社会不安

という問題が同時に並行的に起きる重大な問題である、こういうふうな思ひますので、その点をむしろ充足するということが必要であつて、そのことなしにスクラップだけを強化することは間違ひだと思ひます。

それからこれは三法案と直接關係もありませんし、ない部分もありますけれども、炭労として特に意見があります。今日この世界を見ても、社会主義は当然国が管理をし、行政指導を行なうわけですが、資本主義において石炭産業といふものを合理化をし、あるいはその中から企業が独立をしていくというやり方をしている国は、一國もありません。たとえば、イギリスは国有官営でやっています。これは社会主義の国ではありません。フランスも同様であります。西ドイツにおいても同様に、国有官営という方式はとつていませんけれども、そのやり方は、まず国の政治の場において石炭産業の安定を明らかにした中で、具体的に合理化を協力し合う労働協同というものが生み出されていく。従つて今世界の常識として、資本主義、社会主義に關係なく、国の政策なり管理なり、あるいは政治の問題として、石炭産業の安定という道を明らかにした上に国の経済として成り立っているというところが、今日いわれているわけでありまから、そういうことを全くせず、単なる石油との競争による値段競争で生きることを考えろというのは、結果において失業労働者を生み出すだけだ、精一ぱいでありまして、そこに産業の安定とか企業の安定などということがあつて、非常に間違ひでは

ないかと思ひます。この際、こういう事態があるわけですから、幸いにして世論も支持し、国会は国をあげてこの問題を議論している最中であり、この問題で、この石炭対策特別委員会は、国として、石炭産業を世界の常識にはずれるようなことではなくて、その線に沿って問題の処置をしていただくことをお願いをしたいわけであり、いわゆる労働の問題で解決するものではなくて、国の政策なり政治以外に解決の道がないのが、世界的な石炭産業の運命である、こういうことを御理解をお願いしたいわけでは

それからエネルギー革命というものは世界的なものであつて、日本だけではないということ、三十四年以来言われて、しかしその場合に、世界各國の労働条件なり労働者の生活はどうなつてゐるか、これは社会主義、資本主義を問わず、炭鉱に働いている労働者はいかなる産業よりも高賃金が常識になつてゐます。あるいは一番短い労働時間でこの待遇を与えられるという点も、当然になつてゐる。こういう事情を考へるならば、日本の場合は最低の賃金で最長の労働時間で、しかも労働不安と生活の不安と雇用の不安というものがつきまとつてゐるといふ、こういうみじめな状態は、世界の歴史にない、逆行した労働条件と言わざるを得ません。

たまたま昨年来皆さんの協力、指導を得まして、石炭政策のあり方について臨時国会で決議していただき、炭労はこの際政府にいろいろな要求をいたして、いさすけれども、この要求は昨年の臨時国会でできたことを実行してもらいたいという要求であり

まして、あらためて別な要求をしていゝるのではありません。たとへば国会決議の前文には、国内エネルギーとして石炭産業の地位をまず長期安定、確立することが先決である、これを早急にやるということが、決議の第一項に載つてゐるわけであり、ところが今日、五千五百万トンで押える、コストを引き下げるために能率を上げる、従つて労働者が生産に協力をし、増産運動に協力することは、仲間の首を切ることに通じてゐる、あるいは、みづからが首を切られる運命を知りながら増産に協力するという不自然さは、いかなる思想のもとにも許せない人間問題ではないか、こういう意味で五千五百万トンという問題を、単に産業の生産のワクというものと労働者の生活なるとは間違ひではないか、こういう意味のことを言つてゐるわけであり、しかもそのことを想定して、昨年の臨時国会の決議が、石炭産業の国内資源としての地位を明らかにすると言つてゆえんだと思ひます。二つ目には、これは総理大臣みずから言われてゐるすように、あの決議の中に盛り込んでゐるのは、それは雇用を努力することは当然であるが、国としても、人員整理というものが起る場合に、転換する職場がない場合、あるいは生活の保障がないのに人員整理といふことはしないといふことが、決議の一項に載つてゐるわけであり、従つてその決議を今日この時点で実行してゐないというの

は、国会の決議を実行する義務は皆さん方にあると判断せざるを得ません。満場一致でなされた決議がなせ実行してもらえないかという切なる要求をして

てゐるわけであり、新しい要求ではなくて、決議の実行をお願いしてゐるわけでは

もう一つは、最低賃金の問題であり、大臣みずから炭労には最低賃金の必要であることを認めてゐる。にもかからず今日の時点で、のらりくらりとしてその結論を出さず、今日までどうなるものか皆目わからないという実情にあることは、国会の決定なり総理大臣の答弁からいつても、まことに政治の場においてこれを推進させない怠慢であると言わざるを得ません。こういう意味で、総じて言へることは、われわれは今日の時点で新しきものを考へ、創造するのではなくて、昨年の臨時国会で決議をされましたという公約なり決議を完全に実行していただきたい、こういうのがわれわれ炭労の要求であり、あるいはわれわれの希望であることを最後に申し添えまして、私の意見を終わります。

次に、長岡参考人にお願ひします。
長岡参考人 日本石炭産業連合会の長岡でございます。
三十四年の十二月に立てられましたわが国の石炭産業合理化計画が、三十四年当初の石油の暴落、石炭原価要素の当初計画値をはるかにこえる暴及金融の引き締めによつて、計画期間の半ばであります今日以後において実行が困難になつたことは、政府を初め各界の認められるところでありまして、そのために、去る二月二日の石炭産業審議会におきまして、政府当

局は、まず、現存の石炭産業の企業体から、昭和三十五、六年度の経営の実績と三十七年度以降四十二年間に至る経営の見通しを、現在の環境をもととして聴取することをきめたのでござい、これに對しては、各企業体の回答は、三十七年度以降、各企業体とも、新鋭炭鉱を中心として、相当の増産によつて所屬各炭鉱の原価を切り下げようとしておるのであります。新鋭炭鉱の増産力に既存炭鉱の生産力を合わせますならば、三十七年度の生産は優に六千万トンをはるかにこえるのであります。増加需要を期待することは困難だと考へられます。かような全般的な環境の中で、われわれ比較的中小規模の炭鉱といたしましては、具体的に次のように対処して参りたいと思つてお

第一は、需給をアシヤストする道についてでございます。われわれの企業は多く一企業一炭鉱でありまして、いわゆる所屬事業場の代替性が少ないのでございます。今日まで、また今後ともいへども、石炭不況を切り抜けるために、企業体内のある不採算炭鉱を温存して、他の採算炭鉱の利益で両炭を引続き稼行していくというふうなことはできないのが多いのであります。直接みずからの一炭鉱を合理化する以外道はない。なればこそ、今回のような情勢に入った場合には、われわれの炭鉱は全く、環境に對しなから死ぬまでやめていくということ以外にはないのでございます。どうかわが国石炭企業の中で全国に多くの炭鉱を持たれる企業におかれましては、まずそのうちの老朽炭鉱を至急廃山せられて、

石炭産業全般の崩壊を防ぐことを期待する次第でございます。従来炭鉱の廃山は、必ずしも直接石炭の需給に影響したことは考えられませんが、その絶大な効果は、社会的意義だと考へておられます。今年以後は需給効果を目ざして直接廃山をしていかないと、石炭産業そのものが、おのれの企業でなくして石炭産業全体が破綻に瀕するものと考へておられます。おそれる政府は、かような大規模な老山の廃山には、たとへ三十七年度予算を補正いたしまして実行をされる覚悟を持つておられることと私は考へておるわけであり

第二の点は、中小炭鉱の資金手当の急務であります。三十七年度中に、中小炭鉱機械化のための無利子近代化資金の予算は、ようやく前年度より一億円増額された三億四千万円という案になつておられます。昨年の石炭産業審議会でも、もっぱら資金の、ことに中小炭鉱に對する資金の手当が一番大切であるという建前から、われわれ生産者だけでなく、需要者を含め、労働組合の代表の方を含め、学識経験者を含めた石炭産業審議会が、次に申し述べます具体的な十二の資金手当の方策を産大臣に建議しておるのであります。

第一は、近代化資金の大幅の増額。
第二は、開銀資金借入金金の一部の返済猶予。
第三は、開銀の金利を五分に下げる、もし必要があれば、一般會計からの金利の補給。
第四は、中小企業金融公庫貸し出しの対象を、石炭産業については、従業員二千程度規模の企業にまで拡大する。
第五は、中小企業金融公庫の石炭産業向けの資金を大幅に増額する。
第六は、中小企業金融

公庫借入金返済の一時猶予をする。第七は、中小企業金融公庫金利を五分引き下げる。第八は、石炭企業からの市銀手持ち手形については、日銀再割または担保適格手形とする。第九は、中小企業信用保険公庫から信用保証協会への融資を増額する。第十は、信用保険の増補率を石炭鉱業向けについては八〇%に引き上げる。十一は、保証保険の保険料の軽減をはかる。十二は、信用保証協会に対する国の損失補償制度を創設する。非常にこまかく、しかも具体的に石炭鉱業審議会でさような建議を通産大臣に出されております。われわれといたしましては、政府の方で三十七年度予算を補正してもこれを具現していくことがぜひ望ましいという考えでございます。

この第一の需給に対する一つの方途、第二の中小炭鉱向けの金、かような二つのものが万が一順調に参らぬといえますと、せつかく仕上がり低下を計画しても達成できず、金融の裏づけのないままの高仕上りに放置されまして、やむを得ず企業は、将来回復の見込みのないダンピングをいたしまして、社会問題としてあとに残すということになるほかはないので、以上二つの方途が講ぜられない限りは、せめて三十七年度以降の炭価引き下げの目標を先へずらさなければ、企業そのものとして今倒れてしまっておそれがあるということをおぼえておるものでござい

あります。また解決の道は開いておりません。これはただいま申しました三十七年度に対応する、あるいは対決する現在の立場の前の、三十六年度そのものの経営の基盤が傾いたままで、三十七年度以降にわれわれが対決しなければならぬという姿でありますので、かりに直接トン当たり五百円という補助を、あるいは生産者あるいは消費者にやるという方途が講ぜられない限り、せめて政府自身の手で行なわれらざるを得ないような具体的な五つの点は、ぜひ至急にやっていたいただきたいものであると考えております。

第一は、石炭の国鉄運賃値上がり分は、暫定割引を履行して、これによつてもし国鉄の設備資金の不足が憂えられるならば、国鉄債の増発をするという方法があると思ひます。炭鉱用電力の料金、これは現にありままする農事用、灌漑用水用電力料金並みに下げるという方法を実行していただきたい。

第三に、国有林は立木、素材、いづれにおいても炭鉱向けに特売するという方法を立てていただきたい。第四は、炭産税、炭鉱用固定資産税の大幅の減額。第五は、鉱業法の最終改正意見が去る二十三日にきまりましたのでありますが、法律改正に至ります前にも、鉱区の調整を事実上もつと強力に行なえる方途を開いていただきたい。この五つの点は、先ほど申しました三十六年度、この二、三日うちに終わりまする現年度の経営基盤そのものが傾いておるといふことを直すために、政府におかれて、やろうと思へばできること

でありまますので、あえて再び申し述べる次第であります。なお、われわれの出しておりまする炭は一般炭が多いのであります。かへんつながらっておるのであります。炭がなるべく安い電力を、なるべく炭鉱側から見て手取りの悪くない石炭の値段で作るといふには、申すまでもなく産炭地に近いところにおける発電に待つのが一番であります。そこで政府までもないのであります。そこで政府におかれて、ぜひ工場立地の策定上、できるだけ産炭地に近いところの電力需用喚起にあためて力をいたしていただきたいと、大量に遠距離輸送をいたしますことのみならず、い炭鉱の多い中小炭鉱といたしましては、産炭地の電力にたよることができなくなるおそれがありますので、ぜひ工場立地上の策定をさように仕向けていただきたい。本日、三法律案の御参考になるようにと思ひまして、一番具体的な現在の中小炭鉱の立場を申し述べましたわけでありまして、重ねて申しますと、われわれの炭鉱は一業一炭鉱が多いのでありまして、その意味におきまして風当たりが比較的じか、かつきびしい点を、特に国会におかれましては御察をいただきます。御審議をお進めいただきたいもの

だと思っております。三法案についての考えは、この前のこの席におきましてもちよつと申し述べましたのでございしますが、やはり小なりといえども経営者の責任、また自由な仕事ということの可能になるということをお信じております。建前上、たとえば石炭鉱業安定法案におきままする石炭販売公団というようなものがあるのは、大そう炭鉱としては都合がいいように考えられますけれども、公団自

身が一手に買い取られたそのあとの消費そのものになかなか経営者といたしましては心配もありませんので、今賛成をいたすというわけには参りません。雇用安定の法案につきましても、雇用の制限ということが、自分らの力で、自分らの責任で、そういう法律のもとでやっていると、どうか、非常な不安がございますので、ただいま賛成がいたしかねるのであります。合理化法の改正につきましては、先ほど申し述べましたように、現在当面してあります三十七年度の事態からいたしますと、しかも今までと違った需給に力の加わり得る降山を行なわなければ、石炭鉱業——おのおの企業ではなくて、石炭鉱業全体が倒れるおそれがある大へんであるという観点から、合理化法そのものは至急国会の議決を経て行なわれることが願わしいと考えております。以上であります。

○有田委員長 ありがとうございます。次に、重枝参考人にお願ひします。

○重枝参考人 私は全炭鉱の重枝であります。全炭鉱としての石炭企業突破についての基本的な考え方は、すでにしばしばこの委員会でも述べておりますので、それは省略させていただきます。その中で、主として議題になっております三法案についての意見を申し上げさせていただきますと思ひます。

今日、御承知のように、石炭産業を安定させるという道は、石炭鉱業審議会でのいろいろ審議をされまして、これを政府に対して答申をしております。が、事実上この審議会の答申によって安定化の道が示されておるといって過

言ではないと思ひます。御承知のように、昨年の十二月六日に、緊急対策として第二次の答申を出しておりますが、それは現在の計画でありますところの五千五百万トン、千二百円下げというものを基本的には進めていく、しかしこれを進めていくためにいろいろ困難な事情が出てきておるので、それを克服するための政策を要望する、そういう新しい年次計画を組み直す、こういうことを中心に答申がございしております。その内容については、先ほど長岡さんも詳しく述べられておる通りであります。

そこで問題は、この石炭鉱業審議会の示した答申をいかに実施するかというところ、問題はかかっておるよう

に考えるわけでありまます。そういう考えからいたしまして、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に示されておる点は、この答申を実施するといふ建前での改正と考えられるわけでありまます。そこで基本的には、この改正については賛成であります。しかし、まだこの答申を十分に実施でき

るような措置がとられていないという点が問題になっておりますので、本委員会におきましても第二答申をさらに御検討願つて、足らざるところを大いに推進するといふ立場に立って、よりよい改正をやっていたいただきたいと思ひます。次に、雇用安定に関する臨時措置法

す。また、この点について経営者の方々は、解雇制限されるのは困るというふうなことでございます。しかし、私は別な観点からこの法案を見ていきたいと思ひますが、一定の条件をつけて解雇を制限するという事になっております。これを逆から解釈いたしますと、さような条件が満たされた場合には解雇ができるというに当然法律の場合にはなっております。そうしますと、解雇制限法が実は解雇承認法になるというふうな危険を持つておるわけであります。そこに解雇制限法が両刃の剣であるということに、ドイツあたりの経験からも言われておるところがあらうかと思ひます。特にそういう点を留意していきたいと思ひますが、そうしますと、解雇制限の法律ができるので、労働者はこれで解雇にならないというふうな安心してしまふ。経営者の方は、何とかその条件を満たして解雇しようとする。よく日本では、法律で何かきめると、それをくぐりさえすれば何をしてよいというふうな考え方が往々にしてあります。免れて恥なしという考え方が非常に多いのであります。そういうことになりまふと、解雇制限法を出された趣旨とはおのずから違つてくるように思ふのです。問題は、炭鉱労働者に安心を与えるというのには、単に首を切らないということだけかどうかという点を考えてみなければならぬ。特に三年の時限法でありまふが、一体三年たつたらどうかという点、三年で問題は解決するののかという点、いろいろの問題点として出てくるように思ひます。

そこで問題はやはり、現在の石炭危

機を突破して石炭産業をどうして安定させるか、真の安定をはかつて、生活も安定させ、雇用も安定させる、こういうことに結局は問題が行きつくのではないかと思ふわけでありまふ。すなわち、石炭産業の今日の危機を一体どのように認識するかということによつて、雇用の問題に対する対策の立て方も出てくるのではないか。今日私たちが、エネルギー消費構造の變革という事態に直面して、非常に辛いかいけれども、體質改善というものをやらなければならぬ。その上に立つて次の石炭産業の飛躍を考へるといふ立場に立つておられます。このような體質改善ということを進めるといふことから考へてみますと、とどまる者に対しては、石炭産業の中で働く者に対しては、十分なる労働条件を確保する。やむを得ず石炭産業を去つて行かなければならぬという人に対しては、新しい十分な職場を確保するといふところに主眼が置かれなければならぬのじやないか。そういったしますと、解雇制限といふことも、もちろん一般論としては必要でございますが、むしろある程度の炭鉱労働者の雇用の義務を成長産業に求めるといふことの方が、むしろ問題の解決の前進をはかるものではないだろうか。今日行政的にそういうことが指導されておるわけでございます。諸外国におきましては、よく身体障害者、ハンディキャップ・パースンの雇用について、一定指数以上の労働者を雇用しているところは、あるパーセンテージまで身体障害者を雇用しなければならぬという措置さえとられておるわけでありまふ。一國の産業政策を進めていくという中から出てくる炭鉱

離職者でありますから、もし行政指導しようならば、そういうふうな雇用の義務づけをする方向こそ私はむしろ検討に値するものではないだろうか、どうか皆様のそういう点に対する御検討をわすれたいと思ふのであります。次に石炭鉱業安定法案でございますが、安定法の個々の内容について、われわれ大いに賛成するところもございませう。しかし石炭鉱業の安定の道といふのは、単に形式的にいろいろなものを整へるといふことでなくて、どういふ安定政策を立てて、それをどう実現していくかという点に実はあるわけでありまふ。そういう点を考へますと、先ほども申しました繰り返しになりますけれども、今日の石炭危機をどう見るか、これから抜け出す安定化の具体策をどう立てるかといふことに帰着するのではないかと思ひます。そういたしますと、今日の石炭産業は非常に大きな国家保護を受けて、そして新しい体制を築こうとしておるわけでありまふ。最初は、個々の石炭企業が企業の建前を十分發揮して、石炭産業の役目を十分果せるようにといふのが鉱業審議会等におけるねらいであつたわけでありまふけれども、いろいろなる多くの悪条件、困難な条件が重なつてきて、それらを克服するために國の施策をだんだん要請しなければならぬといふことになつて参りますと、國家の保護はどんどん受けるけれども、その他の運営等については自由勝手だといふことでは、これはなかなか國民全体も承認しないような方向に現にきておるのじやないだろうか、石炭経営者の中でも実際はそういう点を感じておら

れるのではないかと私たちが思ふのであります。もういよいよと申しますと、國家的な保護助成の施策に対応した國家的あるいは公共的の規制を石炭産業あるいは石炭産業の経営というものに加えていくという方向が、好むと好まざるにかかわらず、必然的に出てくるのではないだろうかと思ふわけでありまふ。そういうふうな、単にイデオロギーの上で規制を加えるとか加えないとかいふことでなく、事實上、石炭産業の安定というものを進めていくと、必然的にそういう方向にいくといふのが今日の状況ではないか。そこで、そういうふうな点を十分検討して、石炭鉱業における事業を行なうことに対する一つの規制、石炭鉱業事業法といふようなものでも全般的に取りまとめるという方向の方が、石炭鉱業安定のためにはきつて重要ではないか、こういうふうな考へるわけでありまふ。今日石炭産業のねらつておられます體質改善といふものを第一段階として達成した際には、当然そういう事態がくると思ひますので、総合エネルギー政策といふものの確立と相俟つて、石炭産業の地位を固め、その石炭産業の中で事業を行なうことに対する國家的な規制といふことを、そういう新しい見地から検討するといふ方向の方が、より妥当な方向ではないだろうかと思ふわけでありまふ。

いづれにしても、石炭鉱業審議会には各界の代表が集まりまして、きつめて真剣に検討いたしておりますが、その審議会の方針並びにその経過というものも十分の委員会においても注視して、それを完全に実施するために、三十七年度予算は従来の算案から比べれば相当大幅なものが盛られておるのでありますけれども、たとえばスクラップ・アンド・ビルドの場合に、スクラップの方にどうも重点があつて、ビルドの方に少し足りないのじやないかというふうな、軽重の度合いの相違というふうな点もあつたので、そういうふうな点を十分検討いたしたいので、十分な政府の施策と予算措置を求め、三十七年度予算といふものがこれができる場合には、遅滞なく補正予算等を組んでこれをうまく推進していくといふような方向をぜひともとっていただかう願ひをいたしたいと思ひます。最後に、そういうふうな諸施策をやつていただきますけれども、石炭産業の安定というものに対しては、労使関係といふものがきつて重要でありまして、労使がいがみ合つておつたり、労使が同床異夢で、てんでんばらばらなことをやつておるといふことでありますならば、石炭産業の中自體でもうまくいきませぬけれども、國民全體から見れば決していい姿ではないわけでありまふ。そのことは、石炭産業に対する國家的な施策に対して、それにせいでいブレキをかける役割しか果たさないわけでありまふ。そういうふうな意味において、石炭産業の中における労使の民主的な協力関係といふものを作るという点も、あわせて考へていただかなければならぬ。そして個々の企業の體質改善、あるいは合理化、あるいは配置転換、あるいは退職者といふような問題についても、労使が事前に十分協議して、今言われておるところの事前協議を十分尽くしてやつていくといふところにほんとうに

新しい方向があるのだということを、御認識願いたいと思うわけであります。

さらに、たとえば近代化資金が今後大幅に各企業の合理化のためにつき込まれるわけであります。このような合理化資金を最大限有効に使うというためには、今申しました労使間の問題が重要であります。経営者だけが勝手な計画を立てて近代化資金を使う、それに対して資金をつけていくというようなことでは、せっかくの資金がむだ使いされる。使おうとして今度は労使間でうまくいかないということ、有効な資金の使用ができないというような面も過去にいろいろあったと思えますが、そういう点では、近代化資金を借りて使っていくという場合に、労使がその企業の体質改善、合理化という点について意見が一致して、これで大いにやっていくのだ、やれるのだという態勢になって初めて資金がそこに流入するというような、資金流入についての規制というものについても、労使関係というものをながめながらやっていくという点、これも新しい意味できわめて必要なことではないだろうかと思えますが、そういう点についても配慮されながら、全体的な施策を効果的に、集中的にやっていたくような処置をとっていただくことをお願いいたします、私の陳述を終わります。

○有田委員長 ありがとうございます。

参考人各位の御意見に対して質疑の通告がありますので、これを許します。始関伊平君。

○始関委員 最初に、麻生さんにお尋

ねいたします。

あなたの先ほどのお話の中で、総合エネルギー対策の確立といいますが、そういう問題にお触れになったのですが、実は、総合エネルギー対策を確立しろというようなことは、非常にいろいろな人がいろいろな場合に言いますけれども、一体総合エネルギー対策という言葉は、それが実として何を言っているか、それが実にあいまい模倣として、群言無象といえますか、そういうような感もあるわけですか。その内容にももちろんいろいろなことがある、たとえばドイツのルー地方なんかでは、パイプ・ラインで原油が送られて、あそこに精製所ができるというような問題があります。しかし、そういう意味で九州や北海道に精製所を作るのは、総合エネルギー対策上望ましくないということもあると思えますが、しかし大筋を言いますと二つあって、一つは数量、もう一つは価格の問題です。数量の問題というのは、石炭と重油あるいは天然ガスの安定供給という意味から、私は将来もつといわゆる原子力発電、これをやらなといいかぬと思うのですが、しかしこの点につきましても、その内容についてはいろいろ御批判があるだろうが、石炭は五千五百万トン、その他重油がどうなる、石油がどうなる、あるいは天然ガスはどうなる、あるいは水力発電はどうなるという一応の見通しがあるわけですね。だからそういう単純な数量の見通しについては、いわゆる総合エネルギー対策というものは、中身に對する批判はあるにしても、ある程度できていて、こう思うのです。残った問題は価格なので、石炭は五千五百万

トンだと言ってみたら、今のような情勢で重油がどんどん下がる。私は自由化になれば、原油の生だきというものが反対する理由に乏しいのじゃないかと思えます。そうなるとうま、原油に引っぱられて石油が下がり、石油に引っぱられて石炭が下がるというわけ、どこまで下がっていくかわからない。この前、大田垣さんが電気事業連合会の会長としてこの委員会に参考人として出てきた。どうするのだと言いましたところが、電力業界としては、三千三百万トンという約束の数字、あれは引き取る、しかし価格そのものはあくまでコマニシャル・ベースだ。それで、重油がどこまで下がることを期待するのと言ったら、六千円であり、さらに幾らでも下がった方がいいのだ、その場合に裸でそれに見合うものでなければいかぬのだ、こういうお説なんですね。これじゃたまたまものじゃないですか、数量のほかにそういう価格の問題、つまり競合するエネルギー源相互間に価格差があるわけですね。これをどうするかという問題に對して、はっきりした見通しをつけないといかぬ。外国の例なんかを見ますと、日本の現状は石油価格においてはおおむね高価格政策がとられている。これはもうはっきりしておられます。これは国際石油資本の独占価格だとか何とかいうことではなしに、政府が認めた意識的な政策価格だろと思っております。その意味は、石油業者にある程度の利潤をあげさせて、そこで精製施設の拡充とか、あるいは資源探査の意味が一つある。もう一つは、石炭と

の価格のつり合い、こういう意味があるのです。ところが、このエネルギー政策の眼目だから私は考えているのですが、その点については政府のエネルギー対策大綱というふうなものの中に発表されたものはないのですが、通産大臣なんかの所見を聞いておられるのです。五百円の補給金を出せとおっしゃったが、それは当面過渡期の問題としてという意味もありませんが、やはりそういうふうな価格差の調整という問題に、なっているのじゃないかと思うのですが、方法論は別として、私は補給金を出すという考え方にはもちろん反対ですが、しかし石油価格を安定させる。どうしてか、目玉の飛び出るほど高い関税をかけておられます。重油消費税についても二千数百円という高額である。そういうふうなことでバランスをとらないといかぬ。今比較的明らかにされておる。総合エネルギー体策というものが全然ないわけじゃないのですが、一番ははっきりしないのはそういう点だと思っております、御所見いかがですか。

○麻生参考人 今始関さんのおっしゃったのは、だいたいおわかりになっておられるかと思いますが、全体的なお話だと思えます。しかし総合エネルギー対策をわれわれ言っているのは、現在税金があるというふうにおっしゃるけれども、私は大してきっちりしたものはないと思えます。またあれは二、三年前に作られたので、根本的に狂ってきていますね。今の産業の伸びからいって、もう一ぺん再検討すべき時期にきている、こういうふうに思

ます。あのときにぜひ早く原子力なんかも加味されておりますが、現在総合エネルギーとしてあのピッチではないかと思えます。どうせ原子力をもう一ぺん加味しなければならぬと思えます。だから私は、こしくらいが、政府としてはお立てになる一番大事な時期じゃないかと思えます。そこで私は総合エネルギーと申し上げたのであります。その申し上げた理由は、石炭というものが国内資源であるということ、これをどの程度残しておくか、価格だけで競争していけばゼロでもいいというところになるかと思えます。私はそういう考え方もあります。五千五百万トンというものが、三十八年までまわっている。三十八年というのは来年のことですから、それだけではわれわれ非常に不安です。将来どうなるのかというところは、政府として確実なものも考えて、この線に沿ってわれわれは仕事をしたい。そういう意味の総合エネルギーの総ワクですね。あと七、八年後には、この前の案を見ても、三億トン近い石炭換算のエネルギー需要があるわけですね。その間、五千五百万トンずつ置いておくのか、価格だけで競争して、油が安い、原子力が安いということから、石炭は四千万トンに減らすのか、場合によってはゼロにするのか、こういう考え方がいろいろありだろと思えますが、その根本的なものを早く作っていただかなければ、われわれ不安であるということが、数量的な問題であります。

それから、そちらの方で、国内の資源であり、安定供給という前提で石炭は五千万トンなら五千万トン、六千万

トンなら六千万トンときまったら、これはその石炭産業が成り立つ価格で売れるような方法を考へていただかなければならない。数量はきめたは、値段は油と競争しろ、どこまででもコマリシャル・ペースだというのは、国内資源を保護する意味にならないと思うのです。価格の問題がそこに存している。こういう意味で、私は、数量と価格と両方加味した総合エネルギー対策というものを立てて——さつき重枝君なんかと話してしましたけれども、われわれ、私企業としての前提である程度合理化法でいろいろな制限を受けておられますけれども、これでもっとひどい保護政策を政府がとられる——国内資源であるということになるならば、これは政府としてそれだけの国の税金なりなんなりをお使いになるなら、今のようないくつかの調子でみんなもうけたらもうけつぱなし、今はもうかかっておりませんからよろしゅうございますけれども、もうけほうだいにやられることは、私は一国民としては反対だ。石炭業者として縛られるのは困りますけれども、しかし縛らずに、政府がどんなお金を出して私企業にやらせるということではよくないと思ひます。やはりそういう大きな将来計画を立て、そのワクがきまり、それで高からうが何だろが、国内資源はこれだけ確保するのだ、油と競争させないで残すということになれば、幾らかの政府の保護の手が伸びるということになれば、やはりそれ相当地にそれに対する発言権というものは政府がお持ちになつてしかるべきではないか、こういうふうにお考えしております。

○始末委員 今度は一つ原さんにお尋

ねします。先ほどあなたはいろいろお述べになりましたが、石炭対策として生産体制の集約化といふ事、近代化、合理化です、その要するに所要資金を確保するということがその方々が十分ではないかという点、その点については私も同感で、いわゆる千二百引き下げの合理化計画が始まってからの設備資金の調達状況というのは必ずしも芳しい実績を示しておらぬと思ひます。この点については、せんだつて私もこの委員会で通産大臣にも質問をしたのでありますが、予算の関係は別として、財政投融資の関係なんかは期の途中でも考慮の余地がある、できるだけ考えようという趣旨のお話でした。それから、これはあなたはお話しておしやうなかつた、重枝さんがおっしゃつた。今度の政府の合理化臨時措置法も、要するに通つた予算を實施に移す手段にすぎない、これは麻生さんの言われた通りなんです、そういう内容について不十分な点があるというお話ならそれとわかるのであります。

さらに、今度は再雇用奨励金とか離職者対策の経費がかなりふえておりますが、そういうものが不十分ならこれも国の責任として何とか救つてやるべきだといふお話なら、これもまた実情いかんでは考慮すべきものだ、こういうふうにお思ひます。しかし、これは経営者側と労働者側、炭労の一番大きな見解の相違点は、社会党を出して二つの法案に賛成か反対かという点なんです、これは実は非常に根本的な産業のあり方に関する問題だと思ひます。私は、この二つの法案を見まし

て、昭和二十二年、三年ごろですか、社会党内閣のときの石炭国管といつたよるな当時の事情を思い出すのですが、石炭国管というのは、緊急増産という要請に対してはある程度効果を上げたけれども、しかし企業を健全化する、あるいはコストを引き下げるといふような意味ではむしろ逆に非常に悪い実績を示したと思ひます。それはたとえば、政府が増産命令を出すというならば、それに伴つて資金を確保しなければいけません、また赤字が出れば赤字も補つてやらう。現実にはそういう政策がとられたわけですが、そこで企業の経営責任というものが、一体政府にあるのか企業にあるのか、当時は労働組合にも相当な発言権があつたのであります、労働組合にあるのか、どこにあるのか、一番重要な企業の経営責任の所在というものがまるつきりわからなくなつてしまつた。それで非常に混迷を来たしたと私は思ふのですが、たとえばイギリスあたりでも、炭鉱が国営になつておる。国営になつておる炭鉱業を貫くといふ事、非常に大きなプリンシプルは、企業が充実に経営でなければいかぬ、むやみと赤字を出して、これを国の方に転嫁するといふことは禁物なので、これが一番大きい原則のように私は承知いたしております。実際にはある程度の赤字が出ておるようですが、まあそういうことなんです。社会主義社会といふものをかりに考へてみても、国営企業がみんな赤字を出して、そのしりをみんな国に持つてくるという事では、これは成り立つわけはないので、国営、民営を問わず、一番大事な原則といふものはやはり企業の経営責任といふものはつきりさせなければいかぬ。これが大きな原則で、その原則を乱せば、非常に混乱した事態になるのは、私が指摘するまでもなく、炭鉱国管の当時を見てもわかる、私はこう思ふのです。そこで今度の社会党の法案といふものは、全面的に赤字を政府が見ようといふ建前じゃありませんが、政府がそれを押えたという場合には、それに見合う赤字を政府が補つていこうといふことなんですか。もう一つ石炭鉱業安定法案といふもので、いろいろな点を縛るわけですが、企業の動き方、やり方をいろいろ政府が縛れば、その必然の結果として、たとえば経営に赤字が出れば、やはり政府の責任といふことに自然ならなければいかぬ、こういう筋合いだと思ふのです。こういうような意味合いから言ひまして、私どもはこういう案が出てくる気持なり、事情なりはわかりませんが、やはり国民経済全体の視野から雇用の安定、生活の安定といふものをはかるべきで、雇用そのものだけを安定さすといふ考へ方は、これは重枝さんもお触れになりましたが、適當ではない。石炭鉱業そのものの安定、さつき申しましたような意味での数量、価格両方面にわたる総合エネルギー対策の確立、それから合理化の所要資金の確保、まとも一つ不十分だとおしやるなら、離職者対策の一そのの拡充、こういうことでやつていくのが本筋であつて、こういう基礎的な考へ方から、社会党の二法案はわれわれとしてはとても歯が合はぬといひますか、そう思ふのですが、どうも質問にならぬかもしらぬが、一応お答え願ひます。

○原参考人 一つの問題点は、重要なポイントがやはり意見が違ふんじやないかと思ひます。現在の石炭産業といふものを、石油と競争するところのコマリシャル、私企業で成り立つたのであるといふ原則を確認して、そして石炭政策を立てようとする。私は、それでいふこととするならば、石炭産業は全部つぶすといふことを、政府が正直に言つた方がいふんじやないかと思ふ。たとえばトン当たり何千円も違ふものを、いかに十万人首切ろうと、二十万人首切ろうと、中小炭鉱を全部つぶしたつて、これはコマリシャルではないのです。結論は石炭価格が高いということになる。その原則を認めてやるといふのであれば、石炭政策ではなくて、石炭をつぶす政策だといふふうな正直に言つていただいた方がよい。そしてつぶすなら、つぶした場合には、経営者は大へんな退職手当をもらうから食いつぶぐれがないが、ところが労働者はあしたから仕事がないのだから、そうすると、これは二十万といふ炭鉱労働者を首切れば、どういふふうな生活生活を保障するのかが、いふことをはつきりしてもらつた方がよい。むしろその方がいふんじやないか。われわれはそれは趣旨として賛成はします。そうではなくて、重要なことは、やはり一つは国内資源として生かすということを考える。こういう点で意見が一致するならば、過程としてコマリシャルに合はなくても、やはり石炭産業といふものを育てるということを政府の方針として、原則として確認をしていただければいいのではないかと思ひます。その理由は今世界各国で、石油の値段と石炭の価格が同じであつた

り、あるいは石炭の値段の方が重油より安いという状態で、コマージュに競争ができてくるのは、世界じゅうどこを探しても一つもない。コマージュではどうにもならぬのだ。そうすると、国内資源としてまず育てるということを原則として、一面、コストが高くて安いのだということにはならないから、それを安くする、あるいは石油の値段に近いものにするためにどうしようかと合理化した方がいいかというのが二つの問題だ、こういうふうに思います。日本の場合、現在は合理化というべきことをやっているのだらうか。人間の首を切ったり、賃金を下げるということが合理化になることだろうか。それはなっていない。なぜならば、むしろ零細企業をたくさん作る。第二会社を作る。租税炭鉱をふやす。いわゆる零細企業をどんどんふやすことをやっているわけですね。零細企業をどんどんふやして、一定の限度にきたら、それを今度はつぶしてしまふ。そうすると、タコノ足ではないけれども、切ってはつぶし、切ってはつぶし、こういうことになつてくるわけだから、最後には何が残るかという、何も残らなくなる。そういうやり方を今やっているわけだから、合理化とか近代化におよそ縁のないものではないか。そこで、現在の近代化政策というのは、石炭経営者にまかしておいたら何を始めるかわかりやしない、こういうことを言っているわけです。国の経済として、国内資源として必要だということを国が認めるならば、ここで合理化政策というものを明確にしてみたい。今のやり方は、そのようなやり方を全部経営者に

おまかせしなすというから、経営者は金がないとか、退職手当がない、あるいは合理化資金がない、設備資金がないと言つて、何をやるかといえば、当座のコストを引き下げたり、あるいは石炭の値段をしゃにむに、買つてもうために引き下げる、そのために閉山と首切りをやっている。これではどこまでいったって近代化の産業として、あるいは国内エネルギー資源としての生きる道ではなくて、これでは死んでいく道を進めていく方法であると思わざるを得ません。そうすると、そこにじゃまになるのは何だろうかというのと、何といつても零細企業というものをどんどんふやすことです。その理由は何かというと、まず、鉱区を独占している。しかも非常にカローリーの高いところは自分でやって、あとは、今度は高い値段で中小企業に売りつけてしまふ、値段が合わなければ独占して遊ばせておく、そういうやり方をしている。だから、石炭産業の開発というものが、国の重要な産業として行なわれるしかけになつていない。こういうことが問題であるから、鉱区の調整が基本である。たとえばフランスが国営にしてからどうなつたかという、一番先に手をつけたのは、鉱区の整理だ。日本と同じで、斜坑でもって零細企業がたくさんあった。戦争中ですから、乱掘している。戦後何をしたらかといえ、国営にします手をつけたのが、鉱区の整理である。まるでお花畑のように、東京の交通のように、鉱区が混乱している。そういうところに何十億とかかるような抵抗を揃つてやる。ところがこちらでは何千万、何十億とかかるような設備をしないから、しゃに

むに人海戦術で炭鉱を掘っていく。こういう乱掘した鉱区の整理というものが基本的でない限り、本来、近代的な産業として生まれ変わるということはむずかしいのだということが言われているわけだ。ところが、昨年の国会において皆さん方の賛成を得て、鉱区の整理をしなければならぬということを引き上げていますが、ああいうものに手をつけなくてほうっておくからいかに抗といつても立地条件がありますが、ヨーロッパでは今、縦坑のないところに炭鉱ありというように考えている。日本では縦坑は幾つあるかといふくらいで、全部人海戦術で斜坑を掘っていくというやり方をしているから、労働者を削る以外に経費を節約することができない。そういうところに問題がある。だから保安設備をもうけにしないで、増産だけをやるという炭鉱がふえてくる。しかも大手でさえも災害がふえてきているが、こういう基本的なことが一つも解明されていない。ここに必要なのは何かというと、一定の総合開発計画というものを、近代化計画というものをちゃんと立てて、三カ年か五カ年でちゃんとしたらどうか。それが成立するまでの過程をどういうふうにやっていくか、その間の雇用をどういうふうにしていくかということが、やはり問題ではなからうかといふふうに考えておきます。

それから離職者の問題でありますけれども、離職者の問題を何とか一確かに昨年の国会で定めていたのだいて、今度の予算で組まれた。その面は従来よりもプラスになったことは間違いないと思ひますし、そこに救われるものは少しはできたかも知れません。今残っている労働者には依然として、雇用奨励金というものがあつたために安定したものがあるかといふと、全然ありません。たとへば中小であつても、大手であつても、人員整理をされた場合にどこに行き先があるかといふと、九州においては閉山をしましても、退職手当は全然一銭もありません。こういう格好ですよ。やめても退職手当をもらう当ては一銭もない。こういうのが何万と筑豊にはうろろしている。いかに法律で考へ方だけを並べましても、具体的に救う方法が講じられていない。こういうところに一番問題があるわけでありませぬ。先ほど重枝さんが言われておりましたけれども、首を切つてもいいの、こういう反論が出ていきました。私は、それは最低のものだと思ひます。条件が満たされたならば、人員整理もやむを得ぬ、こういう姿勢をとつては、炭労はとつておられますけれども、なぜかといへば、今は条件もなしに首を切られてるんだから、せめて条件が満たされる場合にはという条件が出てくるのはあたりまえじゃないか。これが最低の条件であるとするならば、全炭鉱の要求しているよりもっと低い条件で炭労はしている。そういう面から、最も現実的な、しかもそれが見てもできそうなことを言つておられるわけだから、それに反対されるのは実に不思議で、仕事もなくて生活ができなくても、首を切られるのはあたりまえだとお認めになる方はないと思ひます。それが百とか二百とか、千とか二千とかいうようなことではなくて、何万というものが一時的に

やられるという大量の人員整理という問題が計画されたところ、問題は問題じゃないかと思ひます。それから国管の問題に触れられましたが、内容はたゞさん間違つていたところもあつたでしょう。しかし、もしあれを今までやられていたら、こんな議論をしなくてもよかつた。それをやめたから、こんな問題が起きた。やはり問題は、国が国の責任においてちゃんとやつていくということがきめられていけば、毎年々々計画を立てていくわけですね。ところが私企業にまかせておいたから、経営者は金がない、中小炭鉱は日がねももらえない、従つて労働者の首を切つてしまふ。何ぼまずい国管でもやつておつたならば、今日の危機はこなかつただらうと思ひます。そのことのは非ではなくて、今日置かれてる危機というものを直接打開するという現実的な話を私はしていただきたい、こういうふうには思ひます。私たちが言つておられるのは、これが高いものであるといふことはいささかも考へておりませぬ。皆さんも御承知の通り、ヨーロッパの資本主義の国がやつておられる石炭政策、石炭資本家やその国の政府がやつておられる最低のことを要求しているのではありません。何も社会保障だとか社会政策を要求しているのではなくて、ヨーロッパの国がやつておられる石炭政策の最低のものを要求しているのです。それさえも耳を傾けられないならば、それは石炭産業を育成するとか、重要産業として、国内資源として認めるのではなくて、これは政府が、めんどろくさいから、つぶれるならつぶれてしまふといふことになりは

しないか。問題点として残っておるのは、たったこれ一つなんです。それをほったらかしておるのは何か。それをば、石油と石炭の値段が違ふから、その値段の違いというところのためにほったらかしておることになるのじゃないか。もし安いものならいいというなら、たとえ安いアメリカの石油とか、イギリスの石油がどんどん入ってくる。そのときにどんどん入れるということになれば、これは貿易の問題にも関係するだろうけれども、単なる、安ければいい、国の産業が減びても安いものを使いなさいという国の方針が、今日の石炭産業をこういうふうにしていく。だから国の方針として石炭を生かそうとしているのかどうしようとしていくのか、そこをききたい。そこには対立点というものはあまりないのじゃないか。ほんとうに石炭産業を生かそうと考えるならば、これは労働者の立場とか経営者の立場とかいろいろではなくて、あまり対立点はないはずである。そういう意味で、議論の場というものは幅が狭まっておるのだと思

います。それをもしこのままほうっておくならば、ここに中小、大手の経営者の代表が来ていますが、簡単にいうと、何ぼつぶすというのを考えるよりも、何ぼの山が残るだろうかということも考えた方が早道なものであります。それぞれ大手の各社は、あるいは中小の各社とも、残ると思つておられるのかもしれませんが、しよせん残るのは何社残るだろうかと不安にかられている。三井は三菱がつぶれても自分だけが残ると考えている、三菱は三井がつぶれても自分だけは残ると考えている。そのための不当な企業競争がや

られていく。その企業競争は何の形で現われるかというところ、首切りと賃下げの形で現われている。そういう競争が果てしなくやられていくから、そこに産業が安定したり、国内資源として生きるという道が講じられていない。このところをきちんとメスを入れていただかぬと、これは大へんなことになると思っています。

●始関委員 どうも議論をしておりますが、ただ原さん、私の先ほどの麻生さんに対する質問をよくお聞き取りいただければよかったのですが、それは政府がはっきりそういう制度を打ち出していないのですから、今のよう

な前提について誤解といえますか、認識の違いのあるのはやむを得ないので、私の議論してまいりますのは、石油需要が非常に上がりますね、それを石炭がどこまでも追いつけていくという

ことではないかと、石炭をある程度下げ、それから石油は、これは非常にむずかしい問題ですが、市場安定策な

り、あるいはやむを得なければ関税をかけるなり何なりして、価格のバランスのとれるところに持っていきたい、それを新しいエネルギー政策の眼目として打ち出していきたい。これは非常にむずかしい問題ですが、できなければ、ある程度のエネルギー資源をプ

ールするという方法もあるだろうと思つておられる。要するに、価格の方では最低のものをおそらく千二百円プラス・アルファ―アルファはあまり大きくない

ら、そういう大きい意味で環境を整備することによって、私企業としての石炭産業が成り立つような、そういう環境を作っていくということがエネルギー政策の大きな眼目であつて、そういう企業原則とかなんとかい

う、混乱のもとになるようなことを考へぬでもよろしいんじゃないか、こう言つたわけでありませぬ。これは御答弁は要りませぬ。

●有田委員長 中村重光君。中村(重)委員 麻生参考人にお尋ねしますが、まああなたの御意見を伺つて率直に感じたままを申し上げてみたいと思つたのです。

きょうは、労使の代表の方々がおいでになつて、それぞれの立場で、経験の上になつての貴重な御意見を伺つたのですが、石炭産業の安定の問題は、経営者、労働者という立場の上になつて議論が分かれていくというよう

な段階ではもうないんじゃないか。麻生参考人の御意見がございましたが、確かに今推し進められている合理化政策、千二百円のコスト・ダウンというものは、当時と現在とは条件が非常に異なつてきておる。従つて、この合理化をそのままの形で推し進めていくという

ことは不可能だ、こういうことに実は感じられるわけでありませぬ。ところが今御意見を伺つておられますと、やはり合理化計画の五千五百万トン

はあくまでも確保する、千二百円のコスト・ダウンもやらなければならぬ、こういふような御意見でございます。その中から社会党の出している雇

用安定の法案あるいは石炭の安定法案、これらに対しての反対意見が実はあつた。私もそれがそうしたあなたの御意見を伺つて感じますことは、合理化政策を推し進めている方策というものは、やはり労働者の整理、あくまで首

切り合理化を進めていかなければならぬ、さらには、条件の異なつてきた今日においては、重油の価格と石炭の価格が、非常に石油が安くなつたためにどうにもやつていけないから、この価格差というものは政府が補給金をもつて補つていけという考え方は、この上

に立つておられる、こう思うわけでありませぬ。その考え方は、この合理化を推し進めていくことは、やはり労働者

の首切りをあくまでやるんだ、さらには政府が補給金を出して、そうしてこの合理化政策を推し進めていかなければならぬ、こういう考え方は、この上にお立ちになつて、そういう経営者自身がお

う努力によつて合理化をやつていこうという気がまえていけるものが、私は最近新聞等を見まして、合理化政策を變更しなくちゃならない、資金難であるとか、あるいは労働対策からして見て、首切りを中心とした合理化政策はもうできない、従つて増産による合理化以外にはないということが、石炭業界の話し合いの結論という形で出たという

○麻生参考人 石炭委員会の委員でいらつじやるから、石炭の事情は百も御承知だと思つておつたのだが、どうも御承知ないところもあるようですから、私の過去の例を、こうなつて事情を——なぜ五千五百万トンなり千二百円下げというものがあつて、それをわれわれは守ろうとしておるかといふことは、前提があるわけですが。今になって急に交えられるものじゃない。三十四年のときに五千五百万トンで千二百円下げということがあつて、現在の過程にあるわけでありませぬ。これはわれわれの業界だけでは何ともできないことで、場合によっては、この委員会でも御解決になれないでしょう。石炭審議会の結論が出ない限り動きのとれないものだと思つて。こういう千二百円というものは、コマール・ペースに乗つていないのです。C重油が八千四百円という前提で千二百円下げました。現在C重油が六千円、こうなつては、コマール・ペースでは問題にならない値段です。少なくとも千二百円、五千五百万トンの範囲なら買つてやろう、こういうことでお得意さんが買つてやろうということになつた。その上に、おっしゃる様に現在五千五百万トン以上掘つた場合、石炭はどこに持つていくか。買入人がいないの貯炭して何になるかといふことになつて。むだな費用がかかる。売れるだけの炭を掘つていくといふことが、われわれ経営の責任だと思つて。

また、先ほどからお話を伺つて、物事は裏から見たところと表から見たところと、おおよそ違ふものだと思つて。石炭の合理化は首切りだ、私はそ

う思つていません。石炭の合理化は、経営者の責任において機械化し、炭鉱の整理をし、余剰人員は整理する。余剰人員なんです。合理化のための首切りではない。逆にいえば、今までよく人間を抱え過ぎていたということにも思つています。

〔委員長退席、齋藤(憲)委員長代行着席〕

いろいろな言い方があると思つて。ものの言い方は、先ほどおっしゃつた、五千五百万トンをもつとオーバードアしたらいんじやないかとおっしゃるけれども、これは現在の日本の需給の状態をあまり御承知ないのじゃないか。今言つた、六千万トン掘つて売れるかといふこと、売れる見込みはない、そういう状態にあるから、今五千五百万トン以上はしないのだ。経営者の責任を果たしていない——私は完全に果たしている、こういうふうに思つてます。

○中村(重)委員 今あなたの御意見を伺つておると、五千五百万トン以上掘つても、これを貯炭しておくといふことだけではだめである、買入人がいないんだ、こういうことなんです。ところが、先ほどあなたの御意見の中にありましたように、エネルギーの需要というものがぐんぐんふえてきた。それはお認めになつた。いわゆるエネルギー需要はつとふえてきた。石炭だけが五千五百万トンでこれを押えられておらなければならぬといふことは、私はないと思つて。そういうことであるならば、政治ではない。合理化政策を徹底的に推し進めていく。しかし、それだけではできないのであつて、国の唯一の資源であるこの石炭産

業を伸ばしていくというふうなことで、そのためには、石油と石炭の価格というものが違つて、石炭のコストが非常に高くなる。従つて、石炭の価格が高くなるという場合においても、先ほどあなたが要求されたいわゆる五千五百万トンの範囲であつても、これは経営者だけの努力をもつては、千二百円のコスト・ダウンができないといふことは、石炭協会の会長もこれを言うておられる。あなたもそうお考えになつておられる。当初、計画は、そういう条件の違いにおいて、政府の施策に待たなければならぬという形でこへ出てきている、こういうことですね。それならば、五千五百万トンが六千万トンになり、あるいは七千万トンになつても、それだけ増産されるのであるから、いわゆる増産の中におけるコスト・ダウンということもやはり考えられてくるわけであつて、五千五百万トン以上掘つたのではどうにもしようがないんだ、石炭をそのまま貯炭してほつたらかといふことにしかならないんだという考え方は、私は少なくとも経営者としての前向きな姿勢、総合エネルギーの中において、エネルギー需要が伸びていく中において、もつと掘り、もつと生産し、もつとこれを使わせる、そのためには経営者も努力し、政府に対する施策をもつと要求していかうという態度がないと思つて。あなたの答弁の中からはそのようにかがわれる。

○麻生参考人 今のお話は、将来計画をおつしやつておる。三十七年度、三十八年度五千五百万トンといふことはきまつておるから、申し上げておる。私は、始関君の質問に答えたように、

将来総合エネルギー対策というものが立つ場合、石炭の位置がどこにあるかといふことがきまれば、それは五千五百万トンになるかもしれない。場合によっては、こんな高いものじゃない、四千万トンかもしれない。場合によつてはこれだけ伸びるかもしれない。われわれは伸びることを望みます。しかし現在の時点においては、五千五百万トンというものはきまつておる、そういうことです。

○中村(重)委員 きまつておることをその通りだといふならば、あなた方としては、特別に政府に対して価格差補給金のものを申し入れをやるか、あるいは特に政府の施策を求めるといふことをする必要はないと思つて。やはりきまつた通りにならないところに、より一そう政府の施策を要求することになるでしょう。そうだと思つてます。一方においては、あなたは、五千五百万トンといふことがきまつておるんだから、三十七、八年計画できまつておるんだから、それ以上はだめなんだ、こう言つておられる。政府に対してな強い、積極的な施策を求めようといふ態度をおとりにならない。そうしてあなた方が、御自身の努力においてできないことのみを政府に要求し、あるいは労働者に対する首切り、あるいは能率を高めるために労働強化を進めていく、こういうことをおやりになることは矛盾だと思つて。あなたの答弁の中からはそうした矛盾だけか実は受け取れない、そう感ずるわけだ。

○麻生参考人 今のお話は、前提条件がその通りであるならば、あなたのおっしゃる通りだと思つて。しかし、違ふのです、前提条件が、五千五

百万トンがきまりましたときに政府が言われたことは、労働賃金は三・八上げるんだ、物価は横すべりというのが前提条件にあるのです。その前提条件を、第一、国鉄運賃という政府のみならず、電力料金も政府の公益事業によつて押えられるものを、それを上げたい。そういう狂いを政府が起こしている。それから同時に、ほかの物価は横すべりといふ前提が狂つてきた、そういう前提条件を見のがさないでいただきたい。千二百円下げるのにむろんよけいなことをしていただきたいといふことを要求しているのじゃない。その点をお間違ひにならないようお願いしたい。

○中村(重)委員 この点に対してあなたいろいろ議論しても、それはあなたはその立場の上で立つていろいろと議論しておるのだから、平行線になつてしまふ。五千五百万トンの問題は、委員会で佐藤通産大臣に、五千五百万トンは政府は責任を持つか、これに対しては責任を持つかといふことを確約しておるわけですね。それから千二百円のコスト・ダウンの問題に対しては、経営者は計画の通りこれを実行するんだ、経営者に対しては当初の方針通りこのコスト・ダウンはやつてもらわなくちゃ困るのだといふことを言つておられる。ところがこれに対して石炭協会会長は、これは不可能だといふことを言つておるのですね。どうしてできないと言つておるのですね。あなたは今千二百円のコスト・ダウンは計画の通りやるということに対しては、これは不可能であるといふ考え方の上に立つ

ておられるのか、これはやはり当初の計画の通り、経営者自身が合理化によって負担する面、政府に要求する面、それは当初の方針、計画通りこれを実行し得るといふ見通しの上に立つておられるのか、その点どうなんでしょう。

○麻生参考人 最初申し上げた前提条件、先ほどから簡単に申し上げましたけれども、いろいろな前提条件がついていくわけですね。開銀、興銀の金繰りにしても、開発銀行の資金は三十四年度以後毎年、実際ふえる分は八十億ずつふやして金を貸していくというのがついでにございます。合理化資金は一年間に五十億ずつ、四年間に二百億という前提条件があるわけですね。さっき申し上げた物価は横すべり、現在興銀、開銀の純増は幾らかという、年々十億か十二、三億でしょう。合理化資金は御承知のような金額です。そういう前提条件が狂っているわけです。現在政府のお約束のものも、これを一つはつきりしてその通りにしたい。それから物価が、さっき申し上げたような運賃その他のもの、これの始末をつけていただくならば、予定通り千二百円のコスト・ダウンはできる。その点をはつきりしていただきたいというのが、今度政府にお願しているこういう事情でございます。だから会長ができないと言ったというのは、どういう意味で言われたのか、政府がそういうことをしてくれないならば、今のまま手放してやらせては当然ではない。下げないでもつぶれる炭鉱は出ると思っています。しかしわれわれの初めの前提条件が全部そろわないならば、千二百円下げはできず、こういうふうな申し上げているわけでありませぬ。

○中村(重)委員 さらに先ほど私が申し上げた経営者の御努力によって合理化、コスト・ダウン、具体的には、先ほど申し上げましたが、経営者自身でやられることは、鉱区の調整であるとか、あるいは流通機構を合理化していくということですね。さらには中品位鉱を開発していくといったようなやり方、そういうことをやらなければならぬ。これは当然今日の段階においては、経営者の責任だと思つておられます。最近の新聞紙上で伝えられるところによると、新昭和石炭において一元的にこれを取り扱っていくという、販売面からするいわゆる合理化というふうなものも考えておられるのでありますけれども、われわれが期待しておるのはそういうものではないのであつて、もっと前進した形の努力がなされなければならぬ。それらに対して経営者としての、協会としての考え方がどうか。

○麻生参考人 はい、ございます。今新聞とおっしゃいましたけれども、ここにだいたい新聞記者もおられますが、これは百パーセント信用されると言うので、最初におっしゃった六千何百万トン増産ときめた、こういうことは全然われわれは相談いたしておりませぬ。五千五百万トンの線に合わせようというものが、われわれ協会の意思でございます。その点ややはり誤報だと思つておられます。その点だけ訂正しておきたいと思つておられます。それから今後前を向けというお話、やはり今までも前向きに行つておられると思いますが、先ほど流通機構の問題が出ましたが、これも現在予定通り、われわれとして百二十二、三円下げるとい

うことになっております。現在百二十円か下がつております。これも大体合理化の線に沿つていつておられると思つておられます。いろいろな行き方があると思つておられます。どういふことをおっしゃつておられるのか、内容を伺わないとわかりませんが、その調整の内容はどういふことなのか、それを伺つておられます。た御説明のしようもあると思つておられます。

○中村(重)委員 鉱区の調整という言葉をみると、それは内容はいろいろあると思う。しかし、これはあなた方が経験者として、鉱区の調整に対しては内容的に当然わかつておられると思つておられるか。それを伺わないと答えにくい。

○中村(重)委員 申し上げたように、中品位鉱の開発等を申し上げたのであります。実は鉱区の許可を持つておられるんです。これを実際には採掘をしておられない。しかし、許可だけは持つておられる。従つて他の鉱業権者が、その地域まで掘つてくるけれども、それ以上は、その許可を他の鉱業権者が持つておられるためにこれは掘れないという形が現実には起つておられるんです。そういうことからいふと、この調整統合、調整といつたようなことが行なわれれば合理化が非常にスムーズにいくという問題は、常識的に判断されていく問題なわけです。そういう鉱区の問題を整理統合といつたようなことを進んでやつていくということが、当面最も大切な問題ではなからうか、私はこういう考え方を持つておられるわけですね。

○麻生参考人 今のような鉱区の調整——隣から掘つてきたらすぐその隣に鉱区があるのじゃないかというのにも、いろいろございませぬ。原さんは縦坑のことを言われましたが、縦坑を掘つておられるところはそういう問題は無いのであつて、小さい鉱業権者がわきから掘つてきて大手の持つておられるのを掘りたい、これは乱掘の一つです。これは具体的な例によらないと、非常にお答えがしにくいのですが、具体的には合理化の線において行なわれておられるのは相当たくさんございませぬ。しかし長岡君がおられますけれども、中品位鉱といふのは、大手の炭鉱を食ふことで将来行こうという連中が多いわけですね。こういうものに片っ端から鉱区を渡したのでは、大手の鉱区はくちやくちやにされてしまふ。そういうものも調整しないという不都合な線がよく出てきますから、その点一つよくわかつていただきたいと思つておられます。大手の問題で、大手同士でこうしたい、ああしたいといふ合理的な問題は、お互いにずいぶんやつておられます。調整は今やつていないとおっしゃるけれども、やつていないわけではありませぬ。

○齋藤(憲)委員長代理 岡田利春君。○岡田(利)委員 麻生参考人に二、三の炭鉱の合理化の実態をどのようになら認識しておられるかという問題。もちろん経営者も努力をして、何とか一つ自分の山の経営が立ち行かなければならぬといふことで、懸命な努力をしておられるわけですね。しかしその内容にはずいぶんアブノーマルな要因が非常

に含まれておられるわけですね。政府に言わせると、ずいぶん苦しいと言つておられるけれども、炭鉱経営者は何とかやつておられるのじゃないか、けつこう歩いておられるのじゃないか、決算を見ればある程度の収益もあるんじゃないか、こういう見方もあつて、石炭合理化の進行過程における問題点といふものは、どうも表面に浮かび上がつてこないという欠陥があると思つておられます。これは私は一つは、日本の石炭協会というものの機能が非常に弱くて、どうもそういう点について業界が一致して行動をとるとか、ある程度そういう連携をして、ほんとうの近代的な文字通りの合理化を進めるという点について欠けておられるのじゃないか、こういう感じがするわけですね。さらに合理化が進んでいきますと、今日非常に企業間の格差が出てきておられるわけですね。極端にいえば、昭和四十年の合理化を今日しておる山もあるわけですね。一方においてはあつぱあつぱで、来年どうするか、今年どうするか、こういう状態の山もあるわけですね。このように考えて参りますと、やはり現在の合理化の内容といふものが問題になつてくるのではないかと。そういう意味で、石炭協会あたりで石炭黒書でも発表して、今日の日本の炭鉱の実態といふものを明らかにする必要があるのではないか。これくらい積極的

来のエネルギーの供給源の確保の面からいっても、国としても重要な課題なわけですし、それをこなすに於いて常労使の場合も、そういう点について常に国民にその立場を鮮明していく、内容を知らしめる、こういう真摯な態度が非常に大事だと私は思うんですね。そういう点についてどうもお考えをお持ちおられるか、お聞きしたいところなんです。

○麻生参考人 御質問の要点がちょっとわかりかねるのだけれども、どういふことですか。

○岡田(利)委員 ポイントを言います。石炭の合理化というものの今日の実態、それは企業格差も極端に開きつつあるわけですね。しかも政府のそういう一つの政策に基づいて、この方針に合わせて努力しておるわけですね。そのためには、いかにアブノーマルな要因もあるわけですか。これは安定性を持った要件ばかりじゃないわけですね。むしろ不安定な要因を持って、その面が実際は多いわけですね。そういう土台の上に、政府の方針に基づいて今日石炭企業家がコストの引き下げに努力しておるわけですね。それは政府から言わせると、苦しい苦しいといっても石炭経営者は何とかやっておるじゃないか、だからそんなに深刻に考える必要はない、そういう気持があるように思うんですね。そこに石炭政策というものが明確に出てこないというところがあるのではないか、こういう感じが実は強くなるわけですね。ですから業界自体でも、これが将来の安定経営というものを考えた面で行くと一体どうなるのか、今はアブノーマルな努力をしておるのだ、これをもし正常なペース

に乗せる場合は、これ以上、このような赤字になるのだ、こういう問題が出てくるのだ。石炭産業は将来にわたってあらゆる面で安定しなければならぬわけなんです。そういうものを、きり打ち出すというか、また多くの国民にも知らせる、そしてわれわれはこう努力しておるのだということを明らかにしなければ、なかなか石炭問題は多くの人が理解できないと思うんですね。そういうような点について、協会の副会長をやっておるのですから、どういふようなお考えをお持ちおられるか。

○麻生参考人 今のお話の、経営格差というものが非常に離れておるといふことは、ある、どんどん離れます、つづいていくものはつづいていくということに、今のままではなるといふことはおっしゃる通りだと思えます。

それから現状が、われわれの努力が足りないというのか、PRが足りないという御説のようだし、どう考えているかというところで、これは今の石炭産業はどこまでも私企業ですから、その経営内容をばらまくことをいやる、そこもあっていくというわけに、一本にやっつけていくというわけに、いかに。それから政府が石炭は何かやっていっているじゃないか、こういう考えは、私の知っている範囲ではないように思えます。そういう点は御安心願いたい。それから将来についてのいろいろな問題もありますが、やり方としては、今の経営格差の問題はどうしても出てきま

すから、一律でやっつけていくということ、はだんだんむずかしくなっていくという状態にあることはもう間違いありません。

○岡田(利)委員 ですから、今のまま

で合理化を進めていこうとするならば、極端な企業格差が出てくる。これはわが国の産炭構造なり、成層条件が非常に変化に富んでいる。初めから立地条件が悪いし、炭層条件についても千差万別なわけですね。そういうことで、自然条件でも初めからハンディキャップがあるわけですね。それを一律に政策としてやっつけていくということになりますと、非常に無理も実は出てくるのではないかと思うのです。そういう意味で、きわめてフィールドが広くて、機械化ができて、成層条件も安定している、大体傾斜度も非常に少ないという場合には、これは外国的に機械化、近代化すると思うのです。ところが、こういふようなところは、機械化するといつてもそういう条件はないわけですから、縦坑を開きたくして運搬系を短くするという程度だと思えます。そういう点で日本の炭鉱は幾つかプロットがあると思うのです。しかも産炭地が九州、北海道という端と端とが占めている、そういう意味で、石炭政策というものはもう少しきめのこまかい政策をやらなければ、長期の展望に立つ場合無理ではないか、こういう見解を持っていますか、どうでしょう。

○麻生参考人 長期の問題については、始末さんにお答えしたように、やはり総合燃料政策を立てるときにどうするか、ドイツ式の運賃の問題とかいろいろの問題を考えると、それから先ほ

どお話の経営の格差の問題、坑内条件の格差の問題、これはよくおわかりの通りですが、逆にいいますと、坑内条件がいろいろ違うのに、労働賃金が全

部一律だということにも無理がいつているということも言えます。そういうことも私もからは考えられる。

(齋藤憲)委員長代理退席、委員 長着席)

○岡田(利)委員 労働条件の違いというものは、これは見解の相違でしょうから、私はこの際私の見解を言います。んけれども、そこで私も考えなければならぬのは、当面千二百円のコスト・ダウン、これは業界も協力して、そして三十八年度千二百円のコスト・ダウンを達成する、しかし現状は、先ほど申し述べました労賃の問題だと思

うのです。あるいはまた物価の値上がり、当初予定をしていないマイナス部面というものが非常に大きく出てきているわけですね。これはすでに評価をしていこうと、今日の時点で三年間のコスト・ダウンで、そういうものを含めて幾らになりますか。

○麻生参考人 逆に売り値から申し上げた方がいいと思えますが、売り値は三年間で六千二百カローリ、揚げ地の値段で二百五十円下げていきたいわけ

です。それで物価の値上がりやいろいろなもの、予定より上がったものがあると思えます。そういうことになりま

すから、初め千二百円下げるといふときには、われわれとしては千四百円近

くのコスト・ダウンをしていきたいという前提に立って、八百円下げようということだったのです。そこで八百円じゃ足りないということになって、先ほど申し上げた合理化資金は出さず、開銀資金はふやそう、地方税はまげよう、いろいろな前提条件がついたわけ

です。そして千二百円という数字が出てきているわけですね。さっき申し上げた非常に安い金利で金が借りられなくて、それから、合理化資金は金額が初めから少ないということ、そこにコストの狂いが起こってきた。そこでどうでしょう、今これは各社プール計算になります、自分の会社はよくわかりませんが、コストはなかなかみん出してくれないものだから、金額を七百五十円下げただけ、コストは下がっていないのじゃありませんか。それで今苦し

くなっている。それで大体平均いたしますと、プールで三十四年の実績は四千八百円というものが、三十六年の実績は、見込みが入りますが、合理化の基本計画では四千三百三十三円ということになっているのに、現在四千四百三十一円というものが上期の実績、こういう数字になります。三百円近く狂う、こういうことになりま

○岡田(利)委員 北海道なんかですと、昨年末で九百七十円から九百八十円コスト・ダウンしているわけですね。だから当初の計画から見れば、非常に努力でしょう。実際にその上にさらに毎年二百五十円の炭価引き下げをしなければならぬということは、だからその計算でいっても、もう千五百円を軽くオーバーしてしまうわけですね。ですから、この面が特に問題になって、その分も今度はやはり能力を上げなければならぬ、生産性を上げなければならぬ。その分も追加して修正をして、人員を淘汰しなければならぬ、こういうところも考えているわけですね。そういうポイントに立って考えてみるならば、炭鉱労働者は至上命令で首を切られて、ちまたにははんらんしておる、下

流にもはらんしておるわけですよ。さらに次々と堤防が決壊して、応急措置もできないままに、さらに失業者が送り込まれるわけなんです。ですから、もちろん政府の施策と相俟って、今日計画的に雇用転換というものはかかっていく、こういう態度はやはり経営者の場合といえども大事だと思つて、もちろん今日、経営者の場合、ある程度企業先に渡りをつけて、安定的な雇用の転換をはかることに努力しておることは私も知っておるわけなんです。そういうものをもう少し総合的にやっていく必要があるのではないか。ですから、単に首切りをストップするのではなくして、そう一度に送り込まれると、産炭地は極端に疲弊するでしょうし、こういう予期しないような状態で閉山されるといふことであれば、これまた対策が立たぬわけですね。一時的な混乱が起きます。ですからこれを計画的にやっていくという考え方の上に立たなければいかぬのではなからうか。なかなかごりつばな人もおるのですが、中にはがんこな人もおつて、切り捨てごめん。これは企業から見ますと非常に性格も違いますから、ある程度やはりコントロールする必要があります。そういう点についてはいかがでしょうか。

○麻生参考人 今だんだん御質問に入っていると、そちらの案に賛成せざるを得ないということになるかもしれないが、ただし根本は反対なんですよ。言いますから、言いはいろいろございいますが、今のようやり方です。それをいく以外に方法はないので、それを

労使で話し合つて、プリンシプルとして、片っ方は余剰人員は持たないということになるし、片っ方は余剰人員でも極端に言えばかかえておけというところになるのじゃないか。さつき原さんはある程度認めると言われたけれども、それは言い方でいろいろございしますし、あの案を見ても、コミティにかつた場合に、そのコミティでどうなるかということになる。内容に入りましたけれども、そういうことがあるので、ああいう法律はない方が石炭の合理化をやるのにいい、こういうふうにしておきます。

○岡田(利)委員 麻生さんに対する質問はこれ一問で終わりますが、石炭合理化をしていく場合に、接点で非常に苦勞して何とかがやっておるといふのが実情のわけですね。そうすると、そこに労使のいたずらな紛争が起きますと、それだけ大きなマイナスになるわけですよ。大体日本の労働運動をずっと振り返つてみますと、重大な長期の争議が発生するのは、労働条件を大幅に下げるとか首切りの場合ですね。往時のような権利闘争というのは非常に珍しいのです。大体この二つに深刻な争議が発生しておるのです。石炭の場合、合理化をしていかなければならぬというところがあるのですから、計画的にそういうものが消化されていくということになれば、労使関係の安定の問題についてもうらはら問題として当然考えられてくると思つています。しかも審議会等を通じてこれをやるわけです。労使対等ではなくて三者構成でやるわけですから、そういうものの議を経て雇用が安定でき、転換をはかり得れば、必然的に争議の発生も防ぎ得ると思つておる。

です。ですから、そのことは、やはり今日これから特に苦しい合理化を続けなければならぬ石炭産業にとつては、絶対必要な条件ではなからうか、このように私は理解するわけですね。社会党案そのもののいい、悪いは別にして、その思想、考え方、そういう点については十分検討されるべき時期ではなからうか、こう私は考えるわけですよ。ですから、社会党案に反対についても、経営者として、そういう面について、物事の考え方といひますか——これはもちろん企業家だけではできませんよ。政府の施策の裏づけもある程度必要でしょう。そういうものと相俟つてその方向を選ぶことの方が、よりスムーズに合理化を進めていく、将来石炭産業が安定し得る道を早く急に切り開くことになりはしないかと思つておるのですが、いかがでしょうか。

○麻生参考人 今のようにある程度計画的に物事が進むというところは、大へんけっこうなことだと思つておる。今三者構成のお話も出ましたが、原さんがいらつしやるので大へん相済みませりますと、そういうものがうまくいくかどうかというところは非常に疑問を持っております。

○岡田(利)委員 その点は、こういう至上命令ですから、それをうまくいくようにやろうというのを考えなければならぬことですから、そういう点は一つまた御検討願つておきたいと思つておるわけですよ。

次に、重枝参考人に何つておきたいのですが、先ほどの御意見をずっと聞いておりますと、先ほどから問題になつておるうちに、今日もう七百五十

円のコスト・ダウンに対して、千円をこえるがごときコスト・ダウンをしておることは事実です。しかも東京電力なんかで、千二百円の下げをした場合に、手取りは三千六百円程度。カリリ当たり七十一銭ですか、ずっと計算しますと、大体六千カローリでその程度です。そうすると、たとえ北海道の場合には、室蘭から東京まで船賃が千円、釧路ですと千二百円かかる。留別ですと、千四百円くらいかかる。北海道は広いわけですから、内陸運賃がまた膨大です。そうすると、大体五百円前後、安いところで三百五十円、大体四、五百円かかる。芦別のごときは六百何十円もかかる。羽幌炭鉱の場合も、内陸運賃はほかと比べてかかるわけですよ。そうすると、それは絶対にかからない輸送費ですから、それを引きますと、二千を切らなければ採算がとれぬということになるのです。しかも消費構造が変わってくる。電力用炭は安いから、どんとどんほかの方に振り向けていく。ほかの方は炭外炭価が高いのです。消費構造の変化だけでも、またマイナスの部面が出てくる。私の見るところでは、トン当たり六十円のおと、消費構造の変化によるマイナスがあると思つておる。これは百円を軽く突破すると思つておる。ですから三十八年の十月まで一応合理化の計画が終るのです。で、いろいろあらうけれども、このままで三十八年度までいけると考えられておるのか。やはりマイナスの部面が多分出ておるから、そういう当初の計画を組んだ場合と、情勢も変わつてきておるし、計画そのものにも私はずいぶんラフなものがあると思つておる。あとから所得増計画のエネルギー小委員会

のこういう一つの展望などが出てきておる。その場合にも石炭の方は、合理化計画は組まれておるから、そういう部面から見ても十分再検討をしなければならぬ時期にあると思つておる。ですから、やはりそういうことになつてきますと、何を一体やつてもらわなければならぬか、どういうことを今日政府の施策として要望しなければならぬか。実際今年度の予算を見ますと、石炭はずいぶんやつたという感じはわれわれは石炭対策特別委員として持つておりますが、ほんとうにやつたのは離職者対策くらいで、船を三ばい作つても、来年でなければできぬのです。これは制度の問題として評価していいと思つておる。産炭地事業団に五億ついた、これもこれからのやるのですが、効果の現われるのは来年ですね。これも制度としては評価していいと思つておる。しかし、それ以外に、近代化資金とか、スクラップの新しい買い上げ方式なども出ておりますけれども、そういう画期的なものではない。たとえば、エアハルトが労働組合の会合にまで乗り込んで、自分の考え方を述べ、あれだけの政策を出したが、そういう面から見れば非常に粗末だと思つておる。こういう感じがおはするのです。そういう点について

○重枝参考人 三十八年までの基本計画の前提条件が変わつたり、あるいはその後悪条件が出て、非常にむずかしいというところは、われわれもいろいろ機会において述べておるところで、みな知つておられます。そこで問題は、むずかしい悪条件が出てきたから、それではその基本計画をくずしてしまふ方がいいのか、あるいは出てきた悪条

件を何かほかの手段で克服して、基本計画をとかく実現するという方向をとつたらいいかという、大別して二つの方向に分かれてくると思ひます。

そこで、本席は石炭対策特別委員会なので、大体石炭を何とかしてやらなければならぬという、われわれからいえば非常に頼もしい委員会なんです。石炭関係者だけからすれば、前提条件も変わって、困難な条件がまた新しく出てきたから、これ以上基本政策を実現させるのは無理なんだ、だからお前たちは、千二百円下げと言っておるけれども、コスト・アップの要因から考えれば十分それは実現しているんだ、だからもう一休みしていいんだ、そしてむしろその上立ってやっていったらいいんだという事を言われるのは、大へんうれいような気がするのです。それがしかし、世間で通るかどうかということが問題なんです。世間で通らないことを内輪でどんどんと慰めに言われて、そこで安心したり、勇気を持って一步家の外へ出てみたら、石炭産業の外に出てみたら相手にされなかつたというのでは、石炭産業はその次の瞬間にもっとひどい状態になるわけです。その点を考えてみますと、エネルギー消費構造の改革という問題、それは経済あるいは政治の体制がどうであろうと、それを克服していかなければならぬという必然的な宿命に立たされておる石炭産業ということを考えてみると、やはりいろいろの要件も違つたし、ずさんなものであつたかもしれないけれども、基本的な計画というものを實現して漸次石炭産業はそこまでやつたんだ、そこまでやつた石炭産業というものは、これはここまで

来たからその次は今度はここまで来いというような形ではなくて、その達成した段階に立って新しい石炭産業の安定、育成という方策を立てるべきだという世論の支持を得た方が、むしろ本筋としてはいいんじゃないだろうか、こういうふうには私たちが考えておるわけです。というのは、なるほど千二百円以上の実際の努力はしているんだといつても、肝心の需要者が買つてくれなければ困るわけです。皆さんがここでわれわれを大いに激励して、むしろ五千五百万トン、千二百円下げなんといふことをぶつこわしてやっていったらいいんじゃないかとおっしゃるけれども、それはそれがよその産業全体の中で同じようなことが言われ、通るかという、残念ながら通らないところは単に政治の貧困とか、そういうような問題だけではないのであります。今日ももちろん政治の貧困というものがあるけれども、拍車をかけていることは事実ですが、それだけではないといふところに、先ほども私意見を述べるときに申し上げましたけれども、石炭産業の危機というものの認識をどうしていくかという問題があるのじゃないかと考えるわけです。

そこで繰り返しますけれども、私としては基本線は貫いていくという立場に立って悪条件あるいは新たに出現する条件というものを克服する手段を、政策という面で確立をしていくということが一番必要なことではないか、そういう意味でいろいろな問題を要請しておるわけでありまして、先ほど申し上げましたようにストラップないストラップから出てくる問題の対策の方が

進んできて、ビルドの方がどうももうまくいかないというような、何かやはり石炭対策というものが、はやりの言葉でいえば前向きでなくて、混乱が起きた、それを何とか収拾しなければならぬというようなところに、まだ何となら姿勢としては低迷していると思うのであります。もう少しビルドの方に足を一歩も二歩も踏み出していくという方向をお願いしたいと思います。

○岡田(利)委員 長岡参考人にご承ておきたいのですが、日本の中小炭鉱ですね、これは山別で見れば、たくさんあるわけですね。羽幌も中小炭鉱であらうし、飯野炭鉱もそうでしょう、一番末端は三人か五人、一年のうち、やっているかやっていないかわからぬようなものもあるわけですね。年間一万吨出ない山が二百もあるわけですね。ですから中小炭鉱の問題というのは、日本の場合、外国へ行って、ドイツの炭鉱の関係者に説明してもわからぬです。これは浅いから非常に安易にとれるという自然条件があるわけなんです、しかし石炭政策を進めていく場合に、やはりこれは分析をして、一度ばらばらにして組み立て直していかなければ、中小炭鉱に対してはなかなか筋の通つた政策というものは出てこないのじゃないかと思うのです。鉱業会に集まつておるのは、比較的大きい中小炭鉱だと思つておるのですが、たゞ一般論として中小炭鉱問題ということになりますと、なかなかむずかしいわけですね。そういう点で、これから特に合理化が激しくなつて、中小がつぶれていくという運命にあるわけですね。その場合中小炭鉱の経営者としてやはりみ

のをまとめるということではなければ、政策のポイントが合致ぬと思う。今まで石炭問題を扱つて、そういう感じが非常に強くなるわけですね。そういう点についてははっきり言えば、お手上げなのか、何かそういうところまで決意をきめて努力をしておられるのか、その点はどういう状態になつておるのでしょうか。

○長岡参考人 簡単に中小炭鉱と申しましても、おっしゃる通り、規模は非常に違つておられます。そこでこれを大胆に再編成するとか、あるいは組み立てを考へてはどうかという御意見、これも一応ごもっともに存じておるのですが、先ほどもちょっと申し述べましたように、それぞれ今までありますものは、一業一社が多いのであります。これはそれぞれ経営の責任を持つておるものでありますので、マクロ的に見て、こういう組み立てがどうかというようなことは、政府においても何回かやっておられるようであります。われわれも頭の中には描いたことはいではございませんが、これを實施するということになりまると、一人々々の現実の企業でありますので、なかなか一企業体の中の炭鉱を、こちらをこつたうふうにするとか、こちらをこつたうふうにするというふうには参らないのであります。それをお手上げと言つてしまつてはおしまいだと思つたのがちよつと十年前でございまして、事あることには方向づけを皆と相談をいたしてきてはおります。しかしいざとなつて、なかなか一業一社の多い世界でありますので、簡単に企

は、なかなかむずかしい、こう申し上げるよりはほかはないのじゃないかと思ひます。

○岡田(利)委員 これで終わります。私は今参考人の方々の御意見などを聞いて、日本の炭鉱の合理化をより進め、将来石炭産業を安定させるためには、一番最低の要件として、もちろん自由企業ですから自律性を尊重するけれども、一方においてある程度規制をしなければ、私は長期にわたつて石炭産業は安定しないのじゃないかと思ふのです。しかも合理化計画が昭和三十八年の十月で一応終わるのに、炭鉱の数はあまり減つていないわけですね。産炭構造というものは、そう変化はない。もちろんそれぞれ個々には変わつてきておりますが、總体的に見ると、そう期待した結果というものは出ていないと私は思ふのです。だからどうしてもある程度規制というものを考へていかなければむずかしいのじゃないか。特に原料炭の場合、四十五年度には今の五倍も原料炭を輸入するわけですね。そうすると、弱粘結においても相当輸入量が増えるわけですね、三池なんかの石炭は、強粘結を買つてミックスすれば、原料炭に向けることができるのであります。それ以外に純原料炭の産業界にまかしておつただけでは、私は不可能だと思つておるのです。富士製鉄では一般炭を製鉄に使うことができるという結果がはつきり出て、あと残つておるのは炭価の問題なんです。そういう点なんかもやはり大胆に考へていく。これは国の政策でやつたら外貨節約の点からいつても大事だし、将来三

○岡田(利)委員 簡単に中小炭鉱と申しましても、おっしゃる通り、規模は非常に違つておられます。そこでこれを大胆に再編成するとか、あるいは組み立てを考へてはどうかという御意見、これも一応ごもっともに存じておるのですが、先ほどもちょっと申し述べましたように、それぞれ今までありますものは、一業一社が多いのであります。これはそれぞれ経営の責任を持つておるものでありますので、マクロ的に見て、こういう組み立てがどうかというようなことは、政府においても何回かやっておられるようであります。われわれも頭の中には描いたことはいではございませんが、これを實施するということになりまると、一人々々の現実の企業でありますので、なかなか一企業体の中の炭鉱を、こちらをこつたうふうにするとか、こちらをこつたうふうにするというふうには参らないのであります。それをお手上げと言つてしまつてはおしまいだと思つたのがちよつと十年前でございまして、事あることには方向づけを皆と相談をいたしてきてはおります。しかしいざとなつて、なかなか一業一社の多い世界でありますので、簡単に企

のをまとめるということではなければ、政策のポイントが合致ぬと思う。今まで石炭問題を扱つて、そういう感じが非常に強くなるわけですね。そういう点についてははっきり言えば、お手上げなのか、何かそういうところまで決意をきめて努力をしておられるのか、その点はどういう状態になつておるのでしょうか。

○長岡参考人 簡単に中小炭鉱と申しましても、おっしゃる通り、規模は非常に違つておられます。そこでこれを大胆に再編成するとか、あるいは組み立てを考へてはどうかという御意見、これも一応ごもっともに存じておるのですが、先ほどもちょっと申し述べましたように、それぞれ今までありますものは、一業一社が多いのであります。これはそれぞれ経営の責任を持つておるものでありますので、マクロ的に見て、こういう組み立てがどうかというようなことは、政府においても何回かやっておられるようであります。われわれも頭の中には描いたことはいではございませんが、これを實施するということになりまると、一人々々の現実の企業でありますので、なかなか一企業体の中の炭鉱を、こちらをこつたうふうにするとか、こちらをこつたうふうにするというふうには参らないのであります。それをお手上げと言つてしまつてはおしまいだと思つたのがちよつと十年前でございまして、事あることには方向づけを皆と相談をいたしてきてはおります。しかしいざとなつて、なかなか一業一社の多い世界でありますので、簡単に企

のをまとめるということではなければ、政策のポイントが合致ぬと思う。今まで石炭問題を扱つて、そういう感じが非常に強くなるわけですね。そういう点についてははっきり言えば、お手上げなのか、何かそういうところまで決意をきめて努力をしておられるのか、その点はどういう状態になつておるのでしょうか。

○長岡参考人 簡単に中小炭鉱と申しましても、おっしゃる通り、規模は非常に違つておられます。そこでこれを大胆に再編成するとか、あるいは組み立てを考へてはどうかという御意見、これも一応ごもっともに存じておるのですが、先ほどもちょっと申し述べましたように、それぞれ今までありますものは、一業一社が多いのであります。これはそれぞれ経営の責任を持つておるものでありますので、マクロ的に見て、こういう組み立てがどうかというようなことは、政府においても何回かやっておられるようであります。われわれも頭の中には描いたことはいではございませんが、これを實施するということになりまると、一人々々の現実の企業でありますので、なかなか一企業体の中の炭鉱を、こちらをこつたうふうにするとか、こちらをこつたうふうにするというふうには参らないのであります。それをお手上げと言つてしまつてはおしまいだと思つたのがちよつと十年前でございまして、事あることには方向づけを皆と相談をいたしてきてはおります。しかしいざとなつて、なかなか一業一社の多い世界でありますので、簡単に企

のをまとめるということではなければ、政策のポイントが合致ぬと思う。今まで石炭問題を扱つて、そういう感じが非常に強くなるわけですね。そういう点についてははっきり言えば、お手上げなのか、何かそういうところまで決意をきめて努力をしておられるのか、その点はどういう状態になつておるのでしょうか。

千万トン近い石炭を輸入するといつても実は大へんな話なんです。だから、そういうものを総合的に進めていく場合においても、何らかの規制がもう少しなければ実際にはむずかしいのじゃないか。行政指導なんというなまやさしいもので解決がつかぬのじゃないか、こう思うのです。この石炭政策は今日一番大事なんですから、そういう点のアイデアというのが建設的に発表されることを期待するわけです。業界であつても、労働組合であつても、そういうことを実は期待しておるのです、なかなかその面は、個人としては言えても、業界としては言えぬということが実態だと思つておる。そういう面、特に私の考え方を述べて、そういう点についての努力を特に要請して、私の質問を終わりたいと思つておる。

○有田委員長 委員各位にお願ひしておきますが、だいぶ時間がおそくなつて、参考人も御迷惑でしょうから、一つ簡潔に御質疑を願ひたいと思つておる。多賀谷眞稔君。

○多賀谷委員 実は三月十四日付で石炭協会の会長から政府に対して要請をされた案文がわれわれに送付されておるわけです。これについてちよつとお聞かせを願ひたいと思つておる。第一は、資金難のために設備資金の調達に難渋して、スタラップが強化されないままに、増産によるコストの低減をはからざるを得なくなつて五千五百万トンのベースを上回つた、こういうことが書いてあるのですが、私は確かにこの一面も否定できないと思つておる。実情はわかります。しかし、ではその設備資金の調達ができ、そしてスタラップしたいと思つたらスタラップ

プをしておるかといひますと、その会社からはなるほどスタラップでほうり出されておりますが、その石炭は別会社の形でその会社が使つておる、こういう事例がことに協会の内部の会社で多いわけなんです。ですから、スタラップといつても五千五百万トンの増産の關係は減つてない、私はこういうように考えるのですが、この点が一点。

それから次の点は、先ほど中村委員の質問に対しては麻生さんから、五千五百万トンを約束しておるのだから、それ以上掘つても意味がないし、また貯炭しても買ひ手がいないではないか、こうおっしゃつておるわけなんです。ところが協会の方のこの要請によりまして、過剰貯炭の発生は避けられないので、この過剰貯炭については自主調整をしてもらいたい。さらに過剰貯炭について、新昭和石炭の機能を強化して、これで貯炭を保有したい、こういうことが出ておる。どうも若干矛盾があるのではないかという気がするわけなんです。その点をお聞かせ願ひたい。

○麻生参考人 お話は、スタラップを強化するという点で、第二会社を作るということでごさいます。それは確かにこの通りこれに関連いたしまつて、これで資金難ということですが、金が十分にありませんれば、ああいう第二会社など作らなくて、きれいなさっぱりしていくということも私はできると思つておる。これは、あなた方の關係している組合の關係もある。組合がスタラップすることを承知しない。第二会社でもいよいよ何とかが使つてくれ、こういうお話から起つておる。これは資金難が影響している關係があるのです。

この意味では間違つてないと思つておる。それから、さっきの貯炭の問題、私は言葉が足りませんでした、中村委員の六千二百万トンみんな掘るといふようなお話、それを貯炭すれば何百万トン、そんな貯炭は持つていない。この新昭和でもそうですが、そんな大きな貯炭は持つておると思つておる。常備貯炭といふものを持つていききたい。ことしスタラップは間に合いませんから、来年になったら思い切つてやる。そして貯炭なんかない切つてやる。に調整するといふのですが、ことしのところ、ちよつと間に合いませんから、一応貯炭する、その資金難です。だから、さっきお話しになつた六千二百万トンでありましたか、六千五百万トン以上出るといふ話が出たけれども、それを全部が全部残りを貯炭して、こうといふ考えではない。

○多賀谷委員 自主調整の交付金、これはどういふ意味ですか。

○麻生参考人 自主調整する場合、結局コストが上がりますね。そのコストの差という意味です。かりに百万トン自主調整しますね、そうするとそれだけコストにもはね返りがあります。その意味です。

コストのはね返りについては補助金で見てもいい、景気変動とか若干の問題として常備貯炭を持ちたい、こういうことだろうと思つておる。しかし資金がかなり豊かでも、むしろ今のあなたの方の傘下の会社は販売網を確保しておきたいという意欲が非常に強いです。今の出炭ペースを見ますと、炭鉱がなくなつても取り扱ひ石炭は変わらない、現実にこういう状態になつておるのです。ですから生産会社よりも販売会社でないかというところが一部呈しておる、こういうところがあるわけなんです。ですから私は、おっしゃる通りに、資金の調達が難渋するからスタラップができないのであつて、それが五千五百万トンにはね返つておるのだ、こういう理論展開にはならないと思つておる。どうもその点が各社自分のごとばかり考へて、むしろそれ以上に、自社だけでは何とか生き残りたいといふところに問題があるのではないかと。そこで私は率直にお伺ひしますが、三十七年度六千五百万トン出るといわれておる、この六千五百万トンを協会としてはどういふふう自主調整されるか。

○麻生参考人 第一そんなに炭が出ると思つていないですよ。どこから出た数字か知りませんが。

○多賀谷委員 出なければつこうですけれども、私は各種の新聞に六千五百万トンという数字を数回にわたつて見ました。今各社の計画あなたの方で集められると、六千五百万トンぐらいになるのではないですか。これは中小を別々として、それを含めれば、そういう傾向はないわけですか。

たいという数字はありますが、あなた方承御知のように、年々あなたの方の騒ぎが起るので、二百五百万トン、三百五百万トンいつでも減つておる。だからそれが済んでみないと、はつきり見当は出ません。

○有田委員長 滝井義高君。○滝井委員 今の点に関連するのですが、さいせん麻生さんの方で、自分の方としては五千五百万トンのワクは守つていくのだ、それを破る決定などしたことがないといふ御意見が中村さんの質問に対してあつたわけですが、長岡さんの方で麻生さんの方との関連です。これはやはり五千五百万トン、千二百円引き下げを守つていこうとすれば、大手、中小やはり有機的一体を保つていかないと、出炭の五千五百万トンのワクといふものはなかなか守れないわけなんです。両者の關係は一体どうなつていくかといふことなんです。これを一つ御両所から……

○麻生参考人 非常にむずかしい感じがしますね。過去においてもそういう話し合いをやりましたけれども、自主調整をする場合に大手がそれを全部かぶりまふ。中小が良心的にやられる範囲においてという意味でやりますが、少しも実際問題として守らない、今まで、過去の実績はそういう状態です。

うことを聞かされたところによりまして六千ワトン以上になるだろうというふうに、経営者の一人として心配をいたしておるわけでございます。

そこで今お話し、その関係はどうなるかという点は、中小の一業一社が多い炭鉱が、所定の計画よりも著しい減産をして山をもたしていくということが、そうでない場合よりも非常にむずかしいという認識から、はなはだ大胆ではありますけれども、三十七年度にはぜひ—たさんの山を持っておられるような企業体におかれて、すでもう老山であり、数年あるいは二、三年後にはやめられようという御予定もおありになるところは、先ほど麻生さんは、ことしはいろいろのことが間に合わぬというようなお話でございますましたけれども、私は、本年度の石炭鉱業全体の需給の安定のためには、よそ様のことを言うようではございませぬけれども、大企業のうち老鷹に近い炭鉱を今年度整理しなければ、炭鉱全体が悪いだろう、こういうふうな考えております。

○滝井委員 御両所の意見、だいぶん違ふようであるのですが、そうしますと、五千五百ワトンのワクというものが両者できちんと守ればいいのですが、麻生さんの方がお守りになつても、長岡さんの方が、今言つたように一業一社で、どうもその一社で損をかけるというところになるとこれはつづれるという問題が出てくるので、どうしてもやはり生き抜くためには増産以外にない、ワクを越えた出炭をして一トン当たりの炭価を安くして、そしてできるだけ販路を拡張して生き抜くというところになるのだらうと思つております。

ちょっとこれは新しい問題になるのですが、石炭鉱山の保安臨時措置法が去年できたわけですが、今度新しく合理化の方式がこの石炭鉱業の合理化臨時措置法等であるわけですが、それから今までの古い買い上げの合理化は、依然として六十七ワトン、あるいはそれ以上になるかもしれないが、残つておるから、いくわけですね。まず第一は、鉱山保安臨時措置法で山をこの際全部調査をしております。そうしますと、調査を受けて、自分の山は近く勧告を受けるかもしれない、こういうニュースが経営者にわかつてくるわけですね。政府がばつと勧告しないのです。実績から見ると、調査をして半年以上置いておるわけですね。その間に未払い賃金が相当たまる傾向が出てきています。こういう実態があるのかないのかということですね。これは麻生さんの方よりか、中小の方です。調査を受けて、君のところはどうも保安がかかるぞというところは言わなくても、大体事業主はわかるのです。第一、調べられるような炭鉱はリストに載つてい

るわけですね。そうすると急に未払い賃金がふえる傾向にある。なぜかと言つて、今度保安でだめだと言われるところには、御存じの通り、政府の交付金が未払い賃金と鉱害に最優先していくわけですね。そこで、賃金を払わずに炭を出せば、その分もつかうわけですね。もうかるというか、あとから自分の山で支払ふことになるけれども、支払いがあとになりますからね。これがずつと上昇する傾向が出てきている。そういう傾向はございませぬか。

○長岡参考人 はなはだ不勉強でございませぬが、非常に保安の悪いために政

府から指定を受けるという実態については、あまり詳しく存じておらないのでございませぬ。従いまして、責任のあることを申し上げにくいので、差し控えた方がよろしいと思つております。

○滝井委員 あるいはあなたの方に入っていないような炭鉱かもしれないですね。では、これは政府の方へ一つなにしませぬか。

それからもう一つ、今度は、これは麻生さんの方に関係があるわけですが、今までの合理化の買い上げでいきますと、六十七ワトン残っているやつでいきますと、その鉱業権者が鉱害を処理しないと、買い上げたものを政府、事業団がリザーブして、そうしてどんだん払つてしまふ。これは岡崎林平さんの真綿鉱みたいなことになる。岡崎さんを相手にして裁判をして、支払つたものは最後には事業団がとるというところになる。ところが、今度の新しい方式でも、あるいは石炭鉱山保安臨時措置法でいっても、交付金というもの、ワクでいくのです。これは未払い賃金と鉱害をやる。そうすると、鉱業権者は、今までは合理化事業団からやかましく言われたけれども、未払い賃金と鉱害分に見合うところか、とにかくその山が登録を抹消すれば、交付金がぐるわけですね。その交付金を全部投げ出してしまつて、そうして、悪い言葉で、どこかへ行つてしまふ。それで罪がなくなるわけですね。今まではどこに行つたつて事業団が追つかけていく。事業団が追つかけていくこととは、国が追つかけていくことです。ところが、国も、交付金だけ取り上げておけば責任がない。事業主、鉱業権者もない、こうなります

と、一番泣くのは被害者になるわけですね。特に最近、大手が第二会社を作ると、租賦権を設定し、組夫を入れてやるようになる、ますますそういう傾向が強くなつてくる。きょう公述する合理化法に一番関係があるこの跡始末について、大手ないし中小の鉱業権者というものは、どういふ跡始末を考へておられるかということですね。もう交付金の範囲—特に一社一業である場合に、その山を買い上げられたら、もうあととどこか姿をくらましてしまふ。被害者はどうにもしようがないという問題が出てくるわけですね。この跡始末の問題について何か鉱業権者としてはとくと相談をして、交付金で不足の場合には、自分たちは鉱害についてこれだけのことをやる態勢を整えているんだという腹がまえがあれば、ここで一つ明確にしておいていただきたい。

○麻生参考人 それは今初耳でございませぬが、鉱業権者に非常に有利な話なんです。いいことを教えていただいた気がもするのだけれども、そんなことは考へてもみませんでした。そういうことがあるなら、もう少し考えないといけません。いいことかもしれませんが、われわれのところには、逃げてしまふというふうなのはいいないでしようね、仕事をそれぞれしているのですから。

○滝井委員 ところが、それが大手にもあるのです。今までは、いわゆる合理化方式で申請をしておつたわけですね。ところが、今度この新方式が通ると、合理化をやめてこれにかわらうというものが出てきた。それはなぜかと言つて、得なんです。大手でも、そういうかわらうというものが出てきた。

それはどうしてかと言つて、今言つたように、政府から追及されるのが少なくなり、被害者とは対々になる。そうすると、まさか九州から被害者が東京の本社に来るといふわけにいかないわけですからね。筑豊炭田では大手が撤退作戦をやつて、鉱害事務所をやつていたが、これはもう閉鎖だ。飯塚、田川に小さな炭鉱だけをやって、鉱害等を取り扱う福岡事務所は置く必要はない、事務費の節約だということ、東京にさつと引き揚げてこられたら、鉱害被害者も、まさか、このご東京まで汽車賃を使って賠償金を取りに来るわけにいかぬから、泣き寝入りになつて、一千万円なら一千万円の交付金の範囲でまともましようか、こういうことになつてしまふ。そうすると、被害者はその限度で補償されるだけであつて、今までは事業団で責任を持つてというわけにいかなくなつてしまふ。だから、大手の方ですすで切りかえ始めた。これは麻生さんの方の得になることで、きょう私から言われて、ありがたいということですね。

○麻生参考人 私はそういうことがあつたというところは今初めて伺つたのです。やり方が変わることは知つていました。もしそういうことになるとは、もつてのほかです。われわれのグループはそんなことのないようにさせませぬ。

○滝井委員 これはどうせ私も政府の方にもう少しはつきりさせませぬが、そうなるという。従つて、今度それをとらうとすれば、国に責任を持たせるために、その鉱業権者に被害の宣告をやる以外に方法がないという形になる

まほうっておいて伸びていくという見込みは、今の私どもには立ちかねている状態であります。これが幾らかもつかと思うのは、最近金融引き締めで、石炭ポイラーを石油ポイラーにかえようと思っていた方が、とにかく今金がないのだから、コストは高いけれども、当分石炭を使っているというので、幾らか動いているという状態でありますが、一番近い例がセメントみたいなもの、三十六年度よりか三十七年度の方が、増産は一割近くいたしますが、石炭の需要はずっと減ります。これは全部ポイラーで油をたきます、あれはそのままたけるものですか。そういうことで、将来の四十二年くらいの見通しを立てまして、はつきり契約したわけではないのですが、七百万トンくらい契約したのが、三百四、五十万トン買っていただけば上々ではないか、大きな狂いがそういうところに出ております。今のままにして油との間でコーン・オイル・ペースで競争していくのだったら、石炭の需要は五千五百万トンも非常にむずかしい、そういう気がする。今度お願いしたのも、この五千五百万トンの需要だけは確保していただきたいということをお願いしておるわけです。これは場合によれば、さっきのお話の通りでございます。今後総合エネルギーはふえるわけでございませうから、私どもとしては、何とか五千五百万トンのワックで、そのワックの中でふやしていったらいいかというのを、私どもの今後の総合エネルギー対策を立てるときにもお願いしたい、こう思っておるのであります。それがいろいろな意味で国内資源として確保され、こういうものが要るので

という現在の総需要の中で五千五百万トンということになれば、これがふえればやはりそのパーセンテージがある程度伸びていなければいけないのじゃないかという考え方もできると思いたすので、その際には一つ御考慮いただきたいと思っておる問題でございます。

それから次に炭価の問題、これはいろいろな見方があるかと思っておりますが、先ほどからいろいろ申し上げておりました中でお聞きいただいたと思っておりますが、千二百円下げということがございりましたときの前提条件というものが、ずいぶん狂いまして、物価だとか運賃その他の問題の上に、先ほどから申し上げておきます合理的な資金の方も押借するのが少くない、それから合理化資金の無利子というのが少くない、開銀資金も少ないのでございませう。そういうことで、さっき申し上げるように、コストは予定通りは下がっておりません。今度十四日に出して、皆さんに御説明してお願ひしておるあの計算方法は、四十年程度まで差額についてめんどうを見ていただきたい。そうすれば、それで一人前に何とかやっていると見えます。しかし、これも前提条件がございませう。物価だとか何とかかというものが今より上がらないという条件でございませう。労働賃金は三・八倍平均の上がり方、こういう前提条件がございませう。その範囲内でいくならば、四十一年度からベイシしていくものになっていく、こういう計算の基礎に立ってお願いしております。

○有田委員長 齋藤憲三君。
○齋藤憲三委員 私専門家がじゃないのです。ただ私の選挙区は石油地帯でありまして、またそれと同時に、長い間原子力発電というものにタッチしておりますので、この総合エネルギー的な立場から、石炭の抜本策というものは一体いかにあるべきかということも、私も、一人前の頭でないとしても、考えておるわけでありませう。そこで、一つ簡単にほんとの参考の意見として拝聴したいと思っております。けれども、私から考えますと、日本の国家安全の立場から考えたエネルギーというものは、今では石炭しかない。それは二百億トン石炭があるわけですが、しかも炭層地帯における天然ガスというものも、まだ未調査でありますけれども、これは膨大であります。それでありませうから、抜本策について総合エネルギー対策から考えた石炭のあり方というものは、先ほどお話しにもありましたが、これは政治の貧困などというおられない大きな課題だろうと思つた。だから抜本策が見つかれば、これに向かつて政治の総力を結集してこの問題を解決していくというところに、いわゆる石炭の対策が根本的に立ち直る原因があるのだと私は考えておる。それは一体どうしたらいいかという問題ですが、私は私なりに、一体この二百億トンの炭層というのに対して国家が最も大きな手を差し伸べていく、一方では合理化を推進していく、五千五百万トンで千二百円下げ、これはきめられた線でありませうから、どんどんやれるだけやっつけていかなければならぬけれども、そこから浮き上がってくるようなところの離職者などというものは、新しい炭鉱の調査、開発に持って行って、そうしてたとえ十年後に一億トンの石油エネルギーも使わなければならないと

いって、レビー報告を見ますと、ドイツあたりでは、やはり基本は、いざというときには石炭を使えるようなことになっておるわけでありませう。ですから、日本としても、やはり国家安全という立場からエネルギー対策を考えてみれば、これは二百億トンという石炭に重点を置かなければならぬということはきまっておるのですから、今まで石油が安から石油を使っておるといっても、国家安全の建前から見れば、二百億トンの石炭は石油にかえて使うという態勢に持っていくということが、私はやはり考えておる。ですから、そういうことが業界でもそれは当然だ、それから石炭に關しての政治的な感覚からいって、そういうことはやるべきだということであるならば、やはりそういう政策というものは一べん打ち出していかねばならぬと私は考えておるのです。また、そういう政策を遂行していく過程において、一体今の石炭がほかの新しい使用面を見出し得ないかといったら、いやしくも賢明な九千万の国民がおつて、神が与えた二百億トンの石炭を今の使用しか見つからないという、そんなばかなことはないと思つた。たとえば、今の製鉄だつてそうである。原料は外国から持ってくる、強粘結炭は外国から持ってくる。もし強粘結炭が日本の手中に入らなかつたら、日本というものは立ち行かない。そういう方法は幾らもあるのです。そういうコンピナート式な技術面を検討していつて時をかせいでおる間に、新しい石炭の使用面というものを開拓していくということをやるのが、私は抜

本策だと考える。現在のいろいろな直面した問題はお互いに専門家にまかしておいて、全然それにノータッチなしろとの立場から抜本策を考えていく、こういう線しかないのではないかと。しかもその石炭を使用する面というものは、強粘結炭を使わないで製鉄をやれといつたら、これは大へんな石炭—それは製鉄の分野には重油とか天然ガスは入れない。日本の石炭で製鉄を作る、これでコスト・ダウンした優秀な鉄を作る方法もあるが、どうかということでは、いわゆる新しい使用面というものは出てくるのではないかと。そういうことをやらないうで、ただ現実の押し迫つたところの問題にばかり頭を突っ込んで抜本策だ、抜本策だといつて、何が一体抜本策か。抜本策は一つもないでしょう。抜本策という旗を振つたつて、永久に旗振りだけに終わつてしまふのではないかと、私はそういうふうな考えておるのですが、こういう面に対して、実際今石炭業に携わつておられる方々はどういうお考えをもつて抜本策ということをお口にせられるのか、それはちよつぱり一つ伺いたいと思つた。

○麻生参考人 全部私のところにはかり回つてくるようでございますけれども、先ほどおっしゃつたように、石炭は日本で二百億トンあるわけでございませうから、これを何とかしてやっつけていきたいという考えはもちろんでございませう。それから私も二、三年前から石炭技術研究所を作つて、現在お話のたき料である一般炭を粘結炭のかわりにどう使えるかという問題、それからガス化の問題、これも研究しております。こういうことでも日本で成

の合理化計画を進めますことに渾身の御努力を傾けておられますが、最近におきましても、あらためて出炭の五千五百万トンに堅持し、そのワク内で予定の千二百円の引き下げを達成しようというのを確認いたされまして、それに必要ないろいろな施策を、政府よりも要望されたように聞いておる次第でございます。従いまして、今回提案

されました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案は、こういう一段と強まってきた石炭鉱業の合理化の必要性に対処されまして、今まで行なってきたスクラップ・アンド・ビルド施策を一そう強化いたしました。従来、整理炭鉱の買取方式、こういうことに加えまして、さらに整理促進交付金方式を新設される、あるいは合理化事業団によって長期の運転資金を直接貸し付けよう、さらに運賃の延納債務の保証、こういう項目を加えられたものでございまして、関連産業の立場といたしまして、その趣旨には全く賛意を表する次第でございます。なお、今後ともこういった方向におきまして、石炭対策をさらに推進させるために、私どもといたしましても希望いたしましたことは、合理化の予算措置についてでございますが、必要な場合さらに財源をふやされて、一そうその徹底をはかれるよう要望申し上げますと存じます。ただその場合、競合エネルギーでございします石油につきましても、関税を引き上げましたり、あるいは消費税を課するといったようなことでもございしますと、一般のエネルギーの価格の高騰を来たすというようになりまして、私どもとしては、その財源は今後ともぜひ一般会

計に負担をお願いしまして、一般会計から十分な支出をされるように切望いたしたい次第でございます。なお、この際一点だけつけ加えまして、お願い申し上げたいことは、現在の五千五百万トンの出炭規模を拡大してはどうか、さらには千二百円の引き下げについての計画を改定しよう、こういうようなお話も伺っておる次第でございますが、出炭規模の拡大を、現状におきましてお考えいただけますことは、私も現状でやや出炭が多目であるというところは、整理予定の非能率な炭鉱が、そのまま出炭を継続しておられるという向きも少なくないように伺っておるのでございまして、かような現状を前提にいたしまして、出炭規模を拡大いたしますことは、結局これによって今までの石炭鉱業の合理化計画が、画餅に帰するのではないかと、いうことを憂うものでございします。従って、炭価の引き下げ等につきましても、そういうことがあるいは逆に支障になっているのではないかというふうな心配をいたしておる次第でございます。石炭につきましても、当分は石油に比べ割高でございします。従って、需要に一定の限界があることと存じますので、ぜひ既定の合理化計画の線に従いまして、これを強力に押し進めていっていただくというふうにしていただきたいと思います。このことを要望申し上げます。

私的な意見として申し上げる次第で、御了承いただきたいと思ひます。この法案を拝見いたしますと、石炭産業の生産の近代化、あるいは流通機構の整備、採掘権及び鉱区の整理統合、あるいは坑口の開設の制限、こういうような趣旨が中心になっておるようでございますが、現在すでに、いずれも実施あるいは計画されつつある内容のものが主であるようであります。従って、これを一そう促進されまことは、関係業界として、先ほども申し上げましたように、大いに賛成いたすものであります。私どもの希望といたしましては、こういった合理化の推進は、基本的にはもつぱら石炭産業の自主的努力によって行ないまして、その遂行に必要な場合に、国が側面から助成措置を十分にやっていたら、方向で処理していただくことをお願いいたすわけでございします。なお、この法案の中に盛り込まれております流通機構の整備構想として、石炭販売公社の条項がございしますが、私も石炭の合理化の一面として、流通機構の問題があることは承知いたしております。従いまして、この流通機構の合理化として、ある程度機構を整備されることも望ましいとは存じますが、これを公社の形で、一手に買い取り、販売をいたしますことが、はたして現実流通コストの引き下げに役立つかどうか、もう一点懸念されることは、やはり需要業界といたしましては、品質の問題であります。これは鉄鋼業界における粘結炭と一般炭の場合とはや異なる質の保持が、各山あるいは需要家との間の契約に従いまして、それぞれ責任

を持って品質の保持が行なわれておりましたが、公社となつて一手買い取り、一手販売ということになった場合に、はたしてその品質が一定の適正なものか保持できるかどうか、この点が過去の例等から見まして心配な点があるわけでございまして、こういった点につきましても、十分関係業界も含めて御検討されました上、その見通しが立ちまさんと、現在直ちにこの法案には賛成であるというふうには申し上げかねる次第でございします。続きまして、炭鉱労働者の雇用安定に関してでございますが、私も炭鉱の合理化が必然的なものであり、その推進に関係業界はもちろん、政府といたしまして、できるだけ援助をお願いするのが当然の筋であろうと存じます。この意味で離職金の補助とか、あるいは転職に對してのいろいろな施設、さらに職業訓練、こういうような一連の対策が現に講ぜられてございします。これが三十七年度予算を見ますと、さらに雇用促進事業団の交付金制度等も拡充実施されているように承知いたしておりますが、いかにいたしまして炭鉱の労働者問題は、国民経済的に見まして非常に大きな問題でございまして、社会的面からいたしたるに十分配慮と援助が必要だといふふうな存じます。従いまして、現在実施されております諸対策が不十分でございします場合は、ぜひこれをさらに徹底して遂行していただきたいと思いますと思ひます。しかしながら、本案のように解雇を事前に抑制しまして、一定の就職先があるまでは解雇を認めないという点につきましては、従前のわが国におきます労働の慣行からいたしまして、いかにも大きな変革でございまして、こういう点は日本の産業全体に及ぶ相当大きな問題であろうかと存じます。従いまして、このような方策が最終的に必要であるかどうかにつきましては、十分事前によく検討が必要であらうかと思ひます。既定の慣行に従つてできるだけ円満な、円滑な雇用関係の処理をお願いいたしまして、必要な政府の助成なり援助なりの方策をさらに一段と徹底させるという線で行なうだけ御解決をお願いいたしたい、そういうふうな存する次第でございします。

以上でございます。○有田委員長 ありがとうございます。次に中野参考人をお願いいたします。中野参考人。中野でございます。私、早稲田大学の理工学部の資源工学科の方に勤めてございまして、法律関係には全然のしろうとでございします。ただし、石炭鉱業の關係におきましては若干の経験を持ってございします。この法案に対する貧弱な意見でございますが、あるいは唐突な意見と申しますか、私の信条といたしまして線に沿いまして開陳したいと思つた次第でございします。石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、この法律案につきましましては、すでに施行されているもの一部改正でございします。私直接これに關係はございしません。若干の重要なところを見てございまして、しごく妥当なところであると思つたわけでございします。ただこの条文の中、たしか三十五

て若干の前触れ期間を置きまして、首を切る際には三十日分の賃金を支払え、そういうことが出ていたように記憶しております。そこでこの三十日分というものは、私も率直に考えて、三十日だけ出せば首を切ってもいいというところにつながるような気がいたしました。いかにも少ないのではないかと、この際思い切って、この三十日分を六十日あるいは半年というふうに変えた方がさらに雇用促進のために役立つのではないかと、そんなような気がしております。臨時措置法の一部改正につきましてはそういう意見だけで、あとは大体において異存のないところでございます。

それから次に、順序がちょっと狂うのでございますが、今石炭産業におきましては離職者の問題、雇用の問題と申しますか、これが非常に大きな問題でございます。むしろ緊急を要する問題でございます。臨時措置法の一部を改正する法律案につきましても、私は雇用の問題をえぐり出して見ているわけでございます。その趣旨に従いまして、社会党提案の炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法、これから先に述べさせていただきますように思っています。

この提案の趣旨を拝見いたしますと、提案の趣旨そのものについては賛成でございます。と申しますのは、従来から炭鉱離職者臨時措置法とか、あるいは雇用促進云々という法律ができておりまして、それで強力に離職者対策を推進していると同様にいたわけてございまして、先般筑豊方面に二回ほど参ったときに聞き及びましたところによりまして、職業訓練所を出た者がまた旗振りをして、こういうふう

なことを聞いたわけでございます。もしこれが事実といたしますと、そういう離職者対策、援護対策というものは非常に間違っていると考へざるを得ないわけでございます。従いまして、このようなことがもし事実とすれば、雇用の安定というものはかけ声だけであって、実際はあまり成果を上げていないというふうな考へられるわけでございます。そういう意味におきまして、雇用の問題をこの際十分考へなければならぬ。従いまして、提案の御趣旨につきましましては非常に賛成しているわけでございます。ただ、この法案そのものをちよつとながめてみますと――その前にちよつと申し上げなければならぬのであります。私も先ほどのお二人の参考人の方と同じように、二日ほど前にこれを見たわけでございます。で、き上がった姿のままを見ておるわけでございます。法律のことがわからぬ私には、そのまますべてを学問的に解釈しておるわけでございます。従いまして、私が今後述べますことにつきましても、あるいは法律用語からいいますと、そういう解釈では違うじゃないかという御意見もあると思ひますが、その点は、私は御説明を承れば十分納得できるわけでございます。

ところで、この法律の不備と思はれる点を指摘してみたいと思ひます。この法案は、まず第一に炭鉱労働者の雇用促進についての限定してございまして、ところが資源関係から見ますと、炭鉱労働者もむしろ大切なわけでありますけれども、金属鉱山関係の労働関係も、数におきましてはかなり少ないかも知れませんが、合理化からいって雇用の問題がかなり大きくクローズ・

アップされておるわけでありまして、できませんれば全地下産業に関係した労働者の雇用に対する法案でありたいというふうな念願しておるわけでございます。

次は、第三条の二項のただし書きであります。このただし書きを見ますと、「当該炭鉱業者の石炭鉱業の全部の継続が不可能なときは」云々というところが書いてございます。で、この判断を労働大臣がすると書いてございしますが、現在の私の常識によりまして、労働大臣は、その性格上、これを判断する能力がないというふうに見るわけでございます。これがかりに通商産業大臣がやるということであれば、必ずしも理解できないことはないわけでございます。この点に私として非常にわがらな点があるわけであります。それから三条二項の条文は、考へ方によつては、この条文の後段の解釈でございますが、これによつて骨抜きになる心配がある。つまり石炭鉱業の全部の継続が不可能であると判定されることによつて、労働者は直ちに解雇されるといふ措置をとらざるを得ぬことになると思ひます。ところが私としては納得できないところでありまして、これでは従前の方法と何ら変わるところが無いのではないか、こういうふうな考へております。

次に第四条と第三条との間に矛盾がございまして、第三条によつて、承認を与えなかつた結果損をした炭鉱業者には金を出さうという形になっております。これはつまり第三条で所管大臣の判定が誤りであつたということを裏づけることになるわけでありまして、こういう法律ができるということは全く

おかしいような気がいたすわけであります。以上のようなところが気になつたところでございます。私の考へたところではありますけれども、労働者の雇用の安定を推進する方法としては、もう少し強いて申しますか、簡単に素朴な方法が必要ではないか、こういうふうな考へております。その一つの考へ方を申し上げますと、たとえばその鉱山の自然条件が云々であるとか、あるいは採掘条件が云々である、あるいは生産形態が云々であるというふうな、そういうようなところに一定の基準を置きまして、この基準に合わない鉱山、炭鉱というものは全部つぶしてしまふ、そして一定期間にその処置をとるわけであります。その間に失業した雇用者と申しますか労働者に対しましては、国があたたい手差し伸べまして、何かの形でもって完全就職あるいは雇用者対策ができる、こういうふうなやつた方がもっと率直ではないか、こういう率直な声の方が確かに世論に受けるのではないかと、こういうふうに感ぜられるところでございます。以上が雇用安定に関する法律案に対する私の意見でございます。

次は、石炭鉱業安定法案に関することとでございます。この提案の中で、石炭鉱業の拡大生産の必要性を指摘しておられる点、それから国策として石炭の需要拡大をさらに重く見ていられる点では、私は賛成であります。ただしこの需要拡大につきましても、おのずから限界があることはわかつておるものでありまして、私の見るところによりまして、今日の日本の炭鉱界だけについて

申しますと、いささか能率が増進する過程にあるように考へられるわけでございます。その過程におきまして、かりに何ゆかの増産をすることによつて、逆に現状におきましてもコスト・ダウンができるという可能性もないことではないわけでありまして、国家の言つております五千万トンあるいは五百万トン、この数字がプラスの方にちよつと動いただけによりまして、買入れの方の炭価が安くなるとすれば、多少大きな方に動いてもいいのではないかと、こういう趣旨によりまして、この提案の趣旨の中のその二点につきましましては賛成でございます。ただ、この法案を通読いたしました感じ、この法案の底には、現在日本の石炭鉱業の置かれておる立場をかなり過大評価しているのではないかと、はたしてこういうような法案が、世論にこたえて実現する可能性のあるであろうか、そういう不安を持つております。それと申しますのは、この第七条によりまして、実施計画に定める石炭鉱業の安定に必要な資金は政府が確保するよう努力せよとなつております。現実の問題として、それからまた今の政府といたしまして、あるいは石炭産業の力といたしまして、この金の調達をする能力があるかどうかというところに私は疑問を持っております。提案者にいたしましては、この辺についてどれほどの考へえを持っておられるか、何えれば、私は非常にうれしと思ひたいわけでございます。もしこの計画に対する裏づけの資金が不十分であるといはしますと、この安定法案というものは画餅に帰する心配があると思はれるところでございます。

おかしな感じがいたすわけであります。以上のようなところが気になつたところでございます。私の考へたところではありますけれども、労働者の雇用の安定を推進する方法としては、もう少し強いて申しますか、簡単に素朴な方法が必要ではないか、こういうふうな考へております。その一つの考へ方を申し上げますと、たとえばその鉱山の自然条件が云々であるとか、あるいは採掘条件が云々である、あるいは生産形態が云々であるというふうな、そういうようなところに一定の基準を置きまして、この基準に合わない鉱山、炭鉱というものは全部つぶしてしまふ、そして一定期間にその処置をとるわけであります。その間に失業した雇用者と申しますか労働者に対しましては、国があたたい手差し伸べまして、何かの形でもって完全就職あるいは雇用者対策ができる、こういうふうなやつた方がもっと率直ではないか、こういう率直な声の方が確かに世論に受けるのではないかと、こういうふうに感ぜられるところでございます。以上が雇用安定に関する法律案に対する私の意見でございます。

次に四十七条でございますが、買取価格が生産費より低いときは、その差額を価格調整金として交付されることになっております。私も技術の立場から見まして、あるいは心理的な考え方から見まして、こういうことになりますと、かつての戦後の統制と同じこととございまして、生産率向上の意欲がなくなるのではないかと、こういうふうな率直に考えております。たとえば損したものは金を出してまかなっていくということによりまして、かなりの資金がこの運営に必要なわけであります。ところが、こういうような資金の出し方を石炭産業だけに許すような状態であるかどうかということも考えなければならぬ。そういう面から見まして、これに不安を感じているわけでありませぬ。

次に第九十六条、炭鉱補償事業団が買取する採掘権の基準ということが示されております。これによりまして、価格調整金の交付を受けられない場合もあるというふうに読み取れるわけでございます。そういう点から、先ほど申し上げました四十七条とかなり矛盾してくるわけでありまして、もしもこういう状態のままで実現するといいたしますと、石炭鉱業界に混乱が起きるのではないかと、つまり中途半端な点で混乱が起きるのではないかと、こういうことが私に感ぜられたわけでございます。もしその点の關係のことが十分裏づけがあるということであれば、こういう形の法律案そのものではないといいたしまして、通せる形、あるいは可能性もあるし、またスムーズにいくなはないかと考えているわけでございます。

以上、各条文について思いついたことを申し上げたわけでございますが、全体の感想を一つ述べさせていただきます。

第一は、現在の石炭鉱業は、いわば世論として見放された産業となつていっているわけでありまして、しかし石炭の重要性というものはわかつていっているわけでございます。いまいって、こういういわば多少といひましても、かなり間違つた方向を指し示しております世論というもの、直さなければいけない、その方向を直させて、石炭鉱業の重要性を認めさせなければならぬということが緊急のことであると思われたいわけでありませぬ。しかるにこの安定法のような、非常に大きな構想でありまして、この構想の中身が非常に非常にりつぱなものであるといいたしまして、今の世の中の常識では、この大構想をそのまま受け入れるような社会情勢にはまだ至っていないのではないかと、こういう懸念を持っています。地下資源というものの開発が、地下資源と必要であるということになりますれば、何らかの形で国が金を出さなければならぬ運命にあることを考えられるわけでありませぬ。それにつきましても、こういう大きな構想よりも、もっと急所をついた構想で強迫していく、必要な資金をうんととつてしまおうというふうな戦術が必要ではないかと考えられるわけでありませぬ。確かに石炭産業は今重大な時期に直面しておるわけでありませぬ。これは雇用の問題がかなり大きなウエイトを持つていられるわけでありませぬ。従いまして、この雇用の問題が一つの大きな急所でありませぬので、この急所をうまく

つくりな法律をあらためてお考えになりまして、もつて炭鉱離職者の雇用の完全を期せられるようにしていただきたいということを希望いたしましたので、私の意見を終わります。

○有田委員長 どうもありがとうございます。参考人各位の御意見に対し質疑の通告がありますので、これを許します。

○岡田(利)委員 初めに葦沢参考人にお伺いしたいと思ひますが、所得倍増計画に基づく目標年次の昭和四十四年度に對して大体四・五倍程度のものが実は見込まれておる。そこで今日の鉄鋼業界から見ると、これは鉄鋼だけでありませぬけれども、鉄鋼業界から見て、この原料炭の輸入見通しと、この原料炭の輸入見通しと、四十五年度二千五百七十万吨程度でありませぬか、こういう見通しは大体当を得ておるとお思ひになるかどうか、まず第一にその点をお伺いしたいと思ひます。

それと相関連しまして、今日日本の原料炭というのは大体頭打ちの状態にあって、画期的な増産が非常に不可能である。しかし日鉄二瀬の有明あるいはまた北海道の南大夕張地帯の開発といふのは、現実の問題として開発可能な地域でもあるわけだ。しかし原料炭ではないけれども、比較的サルファが多い、このために原料炭にならぬ、こういう原料炭に準ずる炭もあるわけですね。こういうものは、たとえばオーストラリアあるいはカナダ等から

非常にサルファの少ない強粘結の最も優秀な炭を輸入をして、これを混炭する、こういうことによつて、今まで一般炭に落とされておるものを、原料炭に振り向けることが可能だと思ひます。その代表的なものは私は三井三池の石炭ではないか、このように考えるわけだ。そのことによつて、国際収支の面から考えても、できるだけそういうものを原料炭として救い上げる、こういうことが総合的に石炭業者並びに需要家として検討されなければならぬ問題ではなからうか、このように私は考えるわけだ。加えて富士製鉄のような場合には、もうすでに一般炭のコース化、ルルギー方式については、これは試験段階を終わつて実用段階に移すことができる、こういう態勢にあつて、ごく限られた炭の銘柄になりませぬけれども、比較的灰分が少なく良質な一般炭については、価格の面の調整ができれば、これは製鉄用として使ひ得る、こういう面も出てきた。もちろんこれは油との關係で、油ともなにかくことになると思ひます。従つて昭和五十五年になりませぬと四千五百万吨程度の原料炭輸入といふものが見込まれておるわけなんですから、そういう面から見ますと、今の日本の原料炭の開発、それに加えて準原料炭を言つたような方法で原料炭に救い上げるとか、一般炭を、ドイツはルルギー会社でやつておるわけなんです。それから、そういう点についても積極的に一般炭を使用する、こういう態勢が国内資源を活用するといふ面でも望ましいと私は思ひます。それが鉄鋼の企業としてはどういう状態にあるの

か、その点お知らせ願えれば非常に幸いだと思います。

○葦沢参考人 ただいまのお尋ねにつきまして、私ももつともなお尋ねだと思ひます。昭和四十五年に四千八百万トンの粗鋼ペースといふものを一応基礎にいたしますと、輸入も多量にしなければならぬ。あの計画によりませぬと、国内原料炭の使用量は九百三十万吨といふことを予定いたしておりますが、現在七百万トン程度でございますから、あと二百三十万吨程度は国内の増産に待たなければならぬといふような状況でございます。また輸入の方の手当も、四十五年分まで全部済ませておるといふわけはございませぬので、お説のような国内におきます準原料炭の使用については何らかの研究、検討するといふことは、重要な課題であらうと存じます。何と申しましたも技術的な問題と、それから御指摘のよう価格の問題がございませぬので、それらの問題の見当が十分につきませぬことであれば、そういう方向をぜひ確立する要があるといふように存する次第であります。

ただ一面、石炭の使用量の増大傾向は、粗鋼ベースの増産傾向に伴つて一応増大して参る趨勢でございませぬけれども、ただいまそのほかに技術的な、非常に世界的な一つの傾向になつておるものであります。高炉に重油を使用するといふことがすでにほかの各国でも実現をいたしております。またわが業界においても、この点についても各国からおかれをとらないように研究をいたしております。それらの技術的な日々の向上発展、進歩の度合いと

あわせましてやはり探究する必要がある、こういうように存ずる次第でございます。

○岡田(利)委員 もう一点お伺いしたいのですが、わが国の鉱工業部門におけるエネルギー・コストということがよく言われて、それぞれ各産業別にはばく然と言われているわけですが、鉄鋼の場合、電力、油、石炭を含めて燃料費、エネルギー・コストというのは製造原価にどの程度占めているものでしょうか。一般的でけっこうですが、もしおわかりだったらお知らせ願いたい。

○重沢参考人 このコストにつきましては、実は私どもも明瞭になかなかきわめない状況でございます。各社も原料の内容につきまして、コストの何ゆかということを示した資料は出しておりません。しかしながらコストに占める内容としては、そう大きなものではないと言えます。と申しますのは、ほかに鉄鉱石、スクラップその他の人件費、いろいろなものがございます。まして、大きなものでないという意味は、パーセントにしますとおそらくそう大きなパーセントにはならないだろうというように考えております。

○岡田(利)委員 燃料費を調べるのは非常にむずかしいですね。鉄鋼会社の二社、これはあまり大きい会社ではないのですが、それによると、電力、石炭、コークス、重油を含めて、一つの会社は大体六・六〇、一つの会社は七・二〇程度なんですね。これは数字が当たっているかどうかは別に、意外に少ないわけですよ。もちろん製鉄の場合には原料そのものが相当のウェイトを占めますし、こういう数字

になるのだろうと思いますが、当初考えておいたよりもきわめて低い、実はこういう率直な感じを受けたわけなんです。ですから特にこの傾向というのは、非常に熱管理が進んで、技術革新が進んで、石炭の量はむしろ減って、あるいは油の量が減って、むしろ製鉄生産量が増加していく、こういう傾向なんですね。最も進んでいるところは、総合エネルギー管理をやっているのです。非常にむだなく、エネルギーを効率よく使っている。こういうことが鉄鋼の場合非常に進んでいると私は見ているわけです。従って若干の価格の問題、ある一定期間、一年か二年の問題だと思っております。そういう場合、ある程度の弾力性ということ、それはそれぞれエネルギー産業を中心にしてある程度吸収するのは、そうむずかしい問題ではないのではないかと、このように私は考えるのですが、いかがなものでしょうか。

○重沢参考人 エネルギー・コストが思ったより低いという御指摘で、普通一般にいえば相当大きなものだというようなお考えの向きには、今のような御指摘の数字の前後くらいというように、予想より少ないという感じがなさることは、ごもっともだろうと思っております。しかし、弾力性があるから、大いにそこで弾力性を發揮して受け取ったらいけないかという御説もまた一つのお考えではありますけれども、鉄鋼は非常に、ほかの品物もそうでありまして、御承知のように国際的な商品でございます。やはり幾らかでもコストを引き下げるといふ使命は、国内需要に對してもむしろこのこと、いわんや国際商品として輸出

市場において日本の輸出政策に寄与して参るといふような面からも、コストの引き下げはどんな微細なものでも極力努めなければならぬし、またその要請のもとにおいて努力を重ねておるわけでございますので、一時的な弾力性を發揮して大いにかぶつてもいいじゃないかという御説かとも思いますが、それはなかなか容易にできない状況でございます。一つお含みおき願いたいと思っております。

○岡田(利)委員 次に中川参考人にお伺いしたいのでありますが、大体これも所得増進計画に基づきますと、目標年次昭和四十五年度には、日本の油の総量の半分は電力でたかということになるわけですね。そこで火力発電の場合、石炭と油の問題が実はあるわけなのですが、今申し上げましたように、価格の問題については日本はものすごく神経質だと思っております。たとえば油の価格をずっと見ますと、ヨーロッパではものすごく関税をかけて、大体一万円以下というところはほとんどないわけですね。イギリスでは一万一千六百円、西ドイツでは一万一千三百円、フランスでは九千五百円、日本は自由化すれば六千円、現在国内原油は七千四百円、大体七千円ですね。そういうところに実はあるわけですね。そうしますと、もちろん日本の電力多消費型産業という、こういう条件はわかりますけれども、電力料金そのものを比較しますと、国際比価で見ても、むしろ小口電灯料金は高いのですが、しかし大口、小口事業用向け電力は国際的に比較すると安いわけですね。これは今の原価主義の立場に立つ電気料金の立て方がこういう結果をもたらしていると思つて

ですけれども、そういうような面からずつと考えて参りますと、これも安いに越したことは実はないわけですね。しかしエネルギーの、特に国内エネルギー源を確保してその安定に寄与するという面から見ると、電力の料金にも関係するでしょうが、石炭をたとえば今の長期契約より五百万トンよけい使う、これを全国的に直してみるとなればなるかという数字を出すと、

○中川参考人 石炭の引き取り量について始終電力業界が量をふやしたらどうだという話を受けて、そのつどいろいろ苦慮いたしておるわけでございますが、電力料金は国際的に見て、おっしゃる通り現在は割高ではございません。しかしながら現実問題として、電気料金の引き上げということはいろいろ困難な問題を伴つておるわけでありまして、こういう燃料問題とは別

にいたしましたとしても、設備がふえまして従つて電力コストが上がっていく現状にあります。従つて私ども、どうしてコスト・アップを料金に反映させないで、しかも拡充してやっていると、この点に最大の努力を払つておるわけでございますが、石炭を幾らでも引き取つてそれをコストに反映させればいいじゃないかというようにおっしゃられました。簡単に引き受けさせて、電気料金はそのように安直に上がっていくというふうにも考えられないわけでございます。

もう一つ実際問題として懸念されまはす点は、電気事業は地域的な独占でございます。現実には大口産業というものは自家発したいものが出てきておるわけでありまして、今後は大口産業も油をたいて自家発電をすることが計画されるわけですね。従つて電気事業だけが石炭を拾つてこれと競争していくという点につきましては、問題を持つておるわけですね。これを大口産業にね返さないで、家庭とか小口とかいうものだけにね返すということになりますと、よけい一般大衆に負担がかかります。大口でもそれぞれ自家発電を持つことは自由でございますし、それから油をたたくこともおそろしくその場合は自由だと思つておるわけですね。電気料金としても、そういう面もあわせて考えておかなければならないと思つておるわけですね。

もう一つお話に出ました欧州の石油の価格が一万円以上だということなどは、私も先般石油の調査団に電力業界からも参加いたしました。欧州の個々の電力会社の、実際油をどのくらいで買っているかという点を調査い

にいたしまして、設備がふえまして従つて電力コストが上がっていく現状にあります。従つて私ども、どうしてコスト・アップを料金に反映させないで、しかも拡充してやっていると、この点に最大の努力を払つておるわけでございますが、石炭を幾らでも引き取つてそれをコストに反映させればいいじゃないかというようにおっしゃられました。簡単に引き受けさせて、電気料金はそのように安直に上がっていくというふうにも考えられないわけでございます。

もう一つ実際問題として懸念されまはす点は、電気事業は地域的な独占でございます。現実には大口産業というものは自家発したいものが出てきておるわけでありまして、今後は大口産業も油をたいて自家発電をすることが計画されるわけですね。従つて電気事業だけが石炭を拾つてこれと競争していくという点につきましては、問題を持つておるわけですね。これを大口産業にね返さないで、家庭とか小口とかいうものだけにね返すということになりますと、よけい一般大衆に負担がかかります。大口でもそれぞれ自家発電を持つことは自由でございますし、それから油をたたくこともおそろしくその場合は自由だと思つておるわけですね。電気料金としても、そういう面もあわせて考えておかなければならないと思つておるわけですね。

もう一つお話に出ました欧州の石油の価格が一万円以上だということなどは、私も先般石油の調査団に電力業界からも参加いたしました。欧州の個々の電力会社の、実際油をどのくらいで買っているかという点を調査い

たしました。また最近、昨年の十二月には、外国の雑誌で、欧州の重油の実勢価格を調べた記事もございませう。それらを見ますと、国産油をやっておりますフランスはおっしゃる通りに九千円ですが、西独、イタリア、オランダ、ルクセンブルグ、こういった国は、公示価格はなるほど税を入れた場合八千円とか九千円とかになる。しかし実勢価格は、大口にはいわゆるリベートをして、石油の実際上の統制が少ないのですから、相対的に価格のところがあつた。イタリヤあたりでも七千円以下です。西独でもおそろく六千円ぐらいの価格です。従つて必ずしも日本だけが、今の六千円台あるいは七千円を割るような油が、世界的に見て少し安過ぎるじやないかというこゝろではないかと私は承知してございませう。それから量の問題につきましては、私どもは先々の行き方としてはそういうふうに考えておるわけでありませうが、二千万トンの不足をしておるわけですが、これを引き取ります場合に、揚地の電力会社、東京とか中部とか関西、これはおそらく現在使つておる程度の石炭は使つていく、それから産炭地の電力会社は、大体石油よりも今の石炭の方が安いわけですね。今後合理化が進めば石油もある程度下がると思ひますが、石炭も下がつていく余地がある。産炭地でふえる需要に対応する電気は、ぜひ石炭をそのまゝで合理化した値段、石油に負けることは万々ないでしょうから、そこでは需要がふえたに即応して石炭の使用量がふえて参る、こういうふうに考えております。これはなるべくスムーズにいってそれで二千万トンから幾らでも山元でふえ

ます需要については石炭を使つていけば、今の五千五百万トンのペースに、一般炭の方は電力としてある程度な得る余地がふえていくという考えでございませう。それで先般も通産省から御注文がございまして、二千万トンといわず、もし過剰炭が筑豊で出た場合は三百万トンくらい考えたかどうかというお話もございまして、もし過剰炭が出ればそのときには一つ当方引き受けましょう、それに必要ない発電所も今から用意しておきましようというこゝろになつておるわけでありませう。総体的には高うございませうが、地域的には安く使える地域もございませうから、そこで使える発電用の燃料は石炭にするという趣旨で、できるだけ石炭は優先的に使うという線は、地域の実情を入れて進めて参りたいと思ひております。

○岡田(利)委員 現在、電力会社が九つの会社に分かれておるわけですね。私どもとして考えてみますと、国鉄の場合、北海道では年間五十億の赤字なわけですね。しかし、国鉄は全国一本で行つても同じなんです。しかし、電氣の場合は九つに分断されて、特に北海道なんかの場合には海底送電でもしない限り、たとえ技術的に可能としても問題があるわけですね。実は北海道自体で解決する以外に、この料金問題は解決できないわけですね。最近電氣料金の値上げによつて、だいたい各社別の格差が縮まらなくなつておるわけですね。しかし、まだだいぶ開きがあるわけですね。北海道、四国などというの一番高い方で、九州が今度上がつてきた。しかし東電に比べるとずいぶん開

きがあるわけですね。政府は所得倍増計画に基づいて地域格差を解消して、できるだけ工場を分散する。そのために新産業都市建設促進法というような法律も実は出しておるわけですね。ですから、地域格差をなくして工場を分散していく、そうして地域開発していく、こういう方針に立ちますと、どうしても電氣の問題が非常に重要な問題として浮かび上がつてくると私は思ふのです。従つて、電氣料金の格差というものは、これは会社が別なんですから、まさかプールの調整するというのは困難でしょうけれども、この問題が解決されなければ、法律を作つて、ある程度土地造成等、あるいは税金等の優遇措置をとつたとしても、工場の分散配置などということもなかなか不可能ではないかと私は思ふのです。そういう点から考えて、電氣料金の地域格差の解消、こういう点については、これは会社が別なんだから、今の組織がそのまま維持される限りはやむを得ないのだということなのか、それとも、こういう点については将来検討していかなければならない、こういうような意思などが業界等において、今何か動きとあるのでしょうか。もし差しつかえなければお知らせ願ひたいと思ひます。

○中川参考人 電氣事業の基本形態の問題につきましても、私も現在電力会社九つでやつておるわけではございませうが、業界の中といたしましては、当然九社の体制が今までの経過その他から考えまして一応最善のものであるというように考えて、それぞれ努力しているわけではございませう。電氣料金も従つて会社別に違つておるわけですね。ことに小口の定額電灯といううなものについては地域格差がないように、これは量も少なうございませうから、ある程度努力して、そういう方向で行なわれております。問題は大口電力でございませうが、これは会社別にそれぞれ一本の料金をとつて、会社の中では地域を分けておらないわけですね。大体その会社のコストを反映してきめておるわけではございませう。従つて、地域格差がそれぞれあるわけですが、お話にも出ましたように、水力資源がなくなつて、原料が石炭あるいは重油に変わつてきておる現状から考えまして、だんだん昔ほどの地域的な格差というものがなくなつてきておるの現状でございませうから、そういうものをさらにプールのして、工場立地等を考えた政策的な料金をとる考えがあるかというお話は、私どもの中にはその話もございませう。

○岡田(利)委員 大口電力なんかの場合には、現在でも最高炭価で見ますと四百九円、北陸あたりが二円五十六銭、その後数字が変わつたら違ふと思ひますが、ずいぶん違ふ、四割ぐらいの差があるわけですね。これはもちろん業界自体として無理だと思ふのですが、やはり電力の再編成の問題があるかなかなか進まぬ状態にあるわけですね。そこで、話は若干別になりませうけれども、先ほど鉄鋼の場合にお聞きしたようなものか、御存じの通り、水力開発がわが国の場合には非常に優先してつと進んで参りまして、最近とみに火力発電がふえておるわけですね。従つて年率約一〇〇程度の伸びを示し

ておるわけですから、それがほとんど大容量の火力発電でまかなわれる、おにも重油専焼火力発電でまかなわれたいくことになりませうと、燃料費が漸次上がつてくると思ふわけですね。これは所得倍増計画等の目標年次では、大体どのような計画で見られるのでしょうか。

○中川参考人 ここに正確な数字はございませうが、先ほど意見陳述で申し上げたのでございませうが、現状におきましては、燃料費は総コストのうち二〇〇程度でございませう。あと人件費がやはり十数割ございませうが、そのほかは大きなものとしては資本費でございませう。将来火力発電が主になつた場合に、それぞれ計算したものもございませうが、ここに持ち合わせはございませうが、やはり燃料費の割合はふえて参ると思ひます。

○岡田(利)委員 もう一つお聞きしたいのですが、長期取引協定によつて漸次量がふえて二千万トンになるわけですが、その場合、炭鉱側から安定的に石炭を供給する、こういうことが電力業界としては炭鉱側に要望することだらうと思ふわけですね。その場合に、今非常に銘柄が多くて、各会社ばらばらにそれぞれの会社に実は納炭をしておるわけですね。これは産炭地が北海道、九州であるという特殊な意味では、特にこの電力用炭については一つの機関を設けて、そうして輸送についても共同的にやる、そうしてできるだけ経費を安くする。しかも、ある一定のストックをかかえ、安定的供給を炭鉱側としては勘考する、こういうことが常

識的に考えられるわけですね。こういう点については、何か特に電力業界として炭鉱側にそういう点についての要望といえますか、希望というものがあ

○中川参考人 この長期引き取りを始めたとして、三十六年度、本年度の上期あたりにおきまして千六百万トン受け入れよう、大体それに見合った仕事をしようということになったのですが、上期には炭労のスト等もありまして、操炭が思わしくなかったこともござい

ます。こういうことは、一ぺんそういうことが欠けますと、その次の期でたくさん入れようとしたとしても、発電所等の事情で一ぺんにはこなせないということになります。ですからある程度フラットに、安定して入れていただくということがぜひ必要なわけであり

ます。この点は、電力業界もそういう申し入れをいたしておりますし、石炭業界も、少なくとも中小で欠けたものは大手が引き受けるという約束はいたしております。しかし現実問題としては、昨年もそういう事態があったように、電力業界としては、完全供給については若干不安がないわけではないのであります。そこで石炭業界として

も、この三十七年度に入ります際に、供給をどういうふうにしてやるかという点でいろいろ御検討されているように伺っているわけですが、ある程度供給の基準を確保していただいて、具体的措置について御協力いただくことはぜひお願いしたいと思っております。

なにかんずく中小の分等について、非常に会社の数も多いわけですから、何か適当な方策を考えていきたいと思っております。

○岡田(利)委員 まことに恐縮ですが、もう一点お伺いしたいと思っております。中小炭鉱の場合、これは大体同質のような炭でも、売上価格というものは大手よりも実際安いわけですね。これは個別に非常に少ない量が納炭されるというような面もあるでしょうし、中小炭鉱なるがゆえに供給が非常に不安定だということもある面もあるでしょう。いろいろな要素があると思うのですが、しかし、中小炭鉱でも、積極的に共同化して、たとえば東電なら東電に納炭をする。中小炭鉱は共同してそういう共販体制をとる。そうして、大手と同じように供給安定等についてもそういう基盤を強化をする。こういうふうな体制ができた場合、同質の炭の場合ですが、その大手と中小の価格差というものがある程度買取り側として考慮できるものでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

○中川参考人 大手と中小の炭価の差は、現在までの経過から言いますと、非常に炭が余った場合には中小は安く、足らぬときには非常に高くなる、こういう格好になっております。こういった長期引き取りの線が出てきますと、そういう供給状況とは関係なく、くという格好になりますので、昨年度したか、中小の石炭業者の方から、今までは中小と大手との値差についてはぜひ再検討をお願いしたいという申し入れもございました。ただ、一ぺんには是正できないのが各社の実情のようでございますが、それぞれが会社がお申し入れによって、ある期間をかけてそういうものを是正するよう

に考慮されておるように承知いたしております。

○岡田(利)委員 次に、中野参考人にお伺いしたいのです。実は中野参考人においで願ったのは、特に技術関係を重点にお話を聞きたいということ

で、おいでを願ったわけですね。一般的に言って、ヨーロッパの炭鉱と日本の炭鉱の条件、産炭構造からいえば、九州、北海道で、非常に遠いわけですね。北海道から名古屋まで持つて行くとしたら、これはドイツからフランスまで持つて行くくらいの距離が実はあるわけですね。そういう点で、まず産炭地が偏在している、産炭構造が根本的に違うということが、イギリスやフランスあるいは西ドイツに比べてあげられる条件だと私は思うのです。

それから第二の条件は、非常に炭層が若いために浅い。しかも、褶曲が非常に多い。従って露頭が多いから、中小炭鉱が数多く存在する条件が実はあると私は思うのです。そのことがまた大規模な炭鉱経営、経営規模の合理化という面で非常に安易に流れた傾向が過去にはあったのではないかと思

います。それとさらに、炭鉱の機械化というけれども、もちろん運搬の場合には、縦坑を切つて、思い切つた縦路を切れば合理化はできます。しかし、採炭の機械化になりますと、急傾斜の機械化というのはなかなかむずかしいわけですね。安息角の二十五度以下の炭層については機械化というのは相当思い切つてやられる。あるいは掘進とか、こういう点は機械化できるのですが、急傾斜の場合の切羽の機械化というのはなかなかむずかしいと思

うのです。そうしますと、日本の合理化、特に切羽の機械化というのは、ごく限られた炭鉱になると思うのです。おそらくそ

の数には四分の一、二五割ぐらいではないかと私は思うのです。そういう点の問題が一つた条件としてあると思うのです。

もう一つの条件は、一般炭が非常に多いわけですね。歩どまりが非常に悪い。もちろんフランスやドイツにも一部にはありますけれども、総合的に見ますと日本の炭鉱の歩どまりは私は低いと思

うのです。たとえば尺別の炭鉱で四十トンの能率を上げ、その歩どまりは五五割。そうすると、実際機械にかかると坑外に出される量は、石炭に換算すると七十五トンぐらいの能率になる。一方、羽幌や三井三池は九八割まで石炭だ。そこで四十トン上げて

も、歩どまり五五割で四十トンであれば、実際の労働者の稼働力なり機械の動いている効率はむしろ倍近く出てくる。この点は宿命的に改善できない体質としてあると思うのです。

そういう意味で、企業格差というものが極端に出てくるし、将来に向かつて企業の格差、炭鉱の条件の差というもの

ものが拡大されていくと思っております。ですから、今の合理化方式を押し進めていくと、そういう格差がどんどん出てきて、結局条件の悪いところはやめざるを得ない。初めからの条件が違うのですから、いいところには追いつくことができないというふうな傾向もこれからの傾向として私ははつきりして

くるのではないかと思つて、日本の炭鉱は、もうちよつと言葉を強めて言うとは、私企業にのみゆだねておくという事は、そういう条件から見ると、技術的に将来のきびしい合理化の

展望に立つて、どういう御見解でしょうか。

○中野参考人 今の非常に御専門にわたる御質問、御意見でございますが、最後の御質問は別といたしまして、前の御意見に対して、少し違つて申しますか、もう少し補足したいことがございます。と申しますのは、日本の炭鉱は必ずしも浅いとは言えないわけですね。もう一つ致命的な問題は、先ほどお話がありました石炭の生成年代が若いのと同時に、地質構造のスケールが非常に小さい。それともう一つは、火山国であるために褶曲というものがございまして、石炭層の存在状態、自然条件というものはヨーロッパの炭鉱の比ではありません。もう一つは、産炭地と生産事業との関係でござい

ます。かつて私、戦争中に軍需省の囑託をしておりましたときも、それを痛感いたしましたわけでございます。何らかの形で産炭地に工業を興す方法はないかというふうには、ない知恵をしばつたわけでございますが、これまで諸般の事情でうまくいかなかったわけでございます。そんな関係からいまして、たとえば例を北海道の芦別にとりましても、御承知のように、三井の芦別だけは非常にりっぱな炭鉱であります。が、西芦別とかその辺は非常に貧弱であるというふうな状態でございます。企業を行なつております場合に、大部分支配されてしまうという事は申すまでもないことではあります。そこで、将来のあり方といたしまして機械化をする。お話に出ましたように、アメリカのまねはできないわけ

れますヨーロッパ炭鉱のまねをいたし
まして、そのまねそのままではうま
くないか、その差をどういふことで埋
めたいか、その差をどういふことで埋
めたいかと思われ、日本の国
は、石炭というものがあつた量はどうし
て大事である。これは最近言葉で申
し上げますと、石炭がないからとい
てアメリカから五千万トンの石炭を
持つてこようと思つたと、一万吨の
五千倍でございますので、実際は運べ
ないわけでございます。何とかして地
元にあるものを開発したいわけであ
ります。そういう点で、もしこれが必
要であるという国策がほんとうにはつき
りきまるといふと、その格差とい
うものを何かの形で補つてやるよう
な国策がとられることが望ましいと思
うわけであり、しかし、これは無
制限というわけではございません。お
のづからそこに限界があると思いま
す。いたづらに野放しのまま置くこ
とはいけないのではないかと、こうい
ふふうに考へておられる次第です。で
ありますから、私企業にゆだねる云々
の問題がありますが、これはいろいろ
見解の違ひもあつておられます。す
が、フランスのやつておられますよ
うな、ああいうような統制の仕方と申
しますか、あるいはかつてドイツが第
一次大戦のあとでやりました強力なス
クランプ・ダウンの方法、ああいうよ
うな方法が先駆となつて行われ、その次
にさういふ考え方も出てくるのじゃな
いか。従ひまして、先ほど私つまらぬ
意見を申し上げましたが、そういうよ
うな国家管理と申しますか、国家があ
まりと押しをするという体制は、や

はり準備体制ができてからやつた方が
いいのじゃないか、そんなふうな考え
をいたしておられます。

○岡田(利)委員 実はずは合理化臨時措置
法ができてから炭鉱の合理化が進めら
れて参つたのですが、山の数はあまり
そう減つておらぬわけですね。自治的に
需要と供給の面で小さい炭鉱がどん
どん許可されて、そこにもものすごくふ
えたとおられる経過をたどつて今日に
きておられるわけですね。しかも、ビルド
アップする炭鉱は、五千五百万トン
で、中小は規制できないから結局大
手でもって生産調整をする。五千五百万
トンのワクがありますから、出るとこ
ろも押えてしまふ。ところが、拡大生
産しなければならぬコストは下がら
ぬ。しかも、長期の展望に立てば、も
う一時的にどうしても採炭準備までの
設備投資なり機械は、将来を見越して
容量等をきめて投資は先にしなければ
ならぬ、こういう状態に炭鉱があると
私は思ふのです。そうなる参りますと
と、一方においては、能率の上がると
ころは押えられるわけですね。それで
需要と供給のバランスをとるから、一
応労働賃金が中小炭鉱の場合には安
い、これを切り下げて何とか営業するとい
う、非常に不安定な状態に今日日本の
炭鉱というものがあつたのではないかと
申します。こう私は考へるわけであり
ます。ですから、合理化政策を進める、ビル
ド・アップを進めていくとすれば、こ
れは今のようないふことで、何か炭
途半端な、中腰のかまえて歩かなけれ
ばならぬ、こういう状態にあるのが実
情ではないかと思つたわけなんです。そ
れは技術的な面から見ても、ビルド
アップできるものはやはりほとんど無

制限に出させる。無制限という
ちよつと語弊がありますが、しかし私
はそうじゃないと思ふのです。今年あ
たり六千万トンくらいの一応業界の
案が出ておられますけれども、実際は従
来のあれから見ると、昭和三十七年度
は五千七百万トンから八百五百万ト
ンに切り出してもその程度じゃないか
と思ふのです。ですから、一時的に合
理化を達成できる期間、三十八年度ま
で一応期限を切つておられるわけであ
らう、その一定期間だけは若干需要は政
府の方もめんどろを見てつくれる、そ
ういふ方法でもしない限り、一方にお
いてビルド・アップはなかなかできな
い。コストは下がらぬ。一方、中小炭
鉱のような場合においても、そういう
需要と供給のバランスの中でスクラ
ップ化するといつても、それもなかなか
思ふようにいかない。今買ひ上げてい
る炭鉱は黙つていてもつぶれる炭鉱な
のです。もう落ちていく炭鉱です。こ
れは一年先か半年先かということだけ
であつて、あるいはもうすでにほとん
どやめておられるというふうな、そうい
う山が実は買ひ上げの対象になつてい
るのです。これが一つ。どうも日本の
石炭の合理化政策というものは不合理
性なんです。合理化政策ではなくして
不合理な大きな要因を抱きかかえな
がら、看板は合理化だといつておられ
ないか、こういう気が私はするわけ
なんです。

それから、第二の問題として考へて
みますと、日本の炭鉱の合理化をこれ
から進めていく、特に近代化を進めて
いくということが、ずいぶんいわれる
わけなんです。しかし、今日近代化資金の
貸付が行なわれて、縦坑開さくが行な

われ、あるいはまたそれに見合う期間
実は坑道が切られておられるわけだ
す。これは立米その他についてもずいぶん制
限があるわけですね。しかし、実際問
題として、今先生が言われたように、
縦坑炭層が二層よりない場合、あるい
はまた五層も六層もある場合と、そ
ういふ条件ではこの縦坑なり坑道転換に
ついて、規模が日本の場合には非常
にいろいろなケースが出てくるのじゃ
ないかと思ふのです。ところが、一応
合理化近代化資金の方は一定のワクに
はめて運用しておられるところ、私
は問題があるのではないかと申す。虎
の皮炭層のような場合と、二層よりな
い、極端にいえば一層くらいしかない
場合では、そういう規模が当然違つて
くるのではないかと。だから、一がい
にヨーロッパ並の大型出炭規模の炭
に再編成するといつても、不可能では
ないかと思ふのです。百万トン以上の炭
鉱といふものはもう数が少なく、むし
ろ六十万トンから七十万トン程度に規
模がきまつてきた。こういう炭鉱の規
模といふものが相当数将来も増強分と
して残つていくと思ふのです。です
から、一つのブロック別といふんです
か、階層別といふんですか、やはりさうい
うようにきめがこまかでなければなら
ぬのではないかと、こういう感じがす
るのですが、いかがですか。

○中野参考人 私は、今の合理化政策
の実際のことにはよくわからないのであ
りますけれども、実際は、筑豊炭鉱の終
掘の問題で炭労の調査団の顧問のよ
うな役割を一回いたしたことがござい
ました。その引き受けます経緯につきま
して、実は炭労の方針通りの結論は
必ずしも出さないと、それでよければ

参加するといふ条件で行つておりま
す。そういうところを見ますと、日本
の今までの石炭政策の中に確かに矛盾
があるといふことを感じました。と申
しますのは、一つ二つの例を申し上げ
ますと、三菱の方城炭鉱の例でござ
います。これは筑豊の例でございま
す。この方城炭鉱では中央に斜坑を打ち
まして、大いに合理化に役立たせるた
めに、あれはたしか政府資金もいつて
いるように思ふのであります。その約七
百何十メートル、あるいは八百メー
ルの斜坑が終つたときに石炭は
すでになつたわけであり、そこ
で、これの規模を縮小するかあるいは
廃山するかという問題があらまして、
私はこの斜坑を打つた基本的な考え方
に大きな間違いがある、そういうこと
を痛感して、会社の方あるいは労働組
合の方にも話をしたことがございま
した。

次に、大峰炭鉱の試掘の問題があり
まして、これにも参加をいたしました
して、これによりまして、二回に分けま
して、これを第二会社にするといふよ
うな提案が会社の方からあつたと思
ふのであります。ところが、さういふよ
うな時期に至ります数年前であります
けれども、大峰には中央に大きなめく
ら縦坑を作つておられます。なおかつこ
れに関連しまして、疏水坑道を作りまし
て、これが数億円の金でございま
した。ところが、この縦坑ができました
ときに、もう山は終つたといふこと
になつたわけであり、さういふよ
うな事例から直接はだに感じました結果
でございまして、さういふことから判
断いたしますが、当時石炭政策を策定
しておられるが、その石炭政策そのものが

わ、あるいはまたそれに見合う期間
実は坑道が切られておられるわけだ
す。これは立米その他についてもずいぶん制
限があるわけですね。しかし、実際問
題として、今先生が言われたように、
縦坑炭層が二層よりない場合、あるい
はまた五層も六層もある場合と、そ
ういふ条件ではこの縦坑なり坑道転換に
ついて、規模が日本の場合には非常
にいろいろなケースが出てくるのじゃ
ないかと思ふのです。ところが、一応
合理化近代化資金の方は一定のワクに
はめて運用しておられるところ、私
は問題があるのではないかと申す。虎
の皮炭層のような場合と、二層よりな
い、極端にいえば一層くらいしかない
場合では、そういう規模が当然違つて
くるのではないかと。だから、一がい
にヨーロッパ並の大型出炭規模の炭
に再編成するといつても、不可能では
ないかと思ふのです。百万トン以上の炭
鉱といふものはもう数が少なく、むし
ろ六十万トンから七十万トン程度に規
模がきまつてきた。こういう炭鉱の規
模といふものが相当数将来も増強分と
して残つていくと思ふのです。です
から、一つのブロック別といふんです
か、階層別といふんですか、やはりさうい
うようにきめがこまかでなければなら
ぬのではないかと、こういう感じがす
るのですが、いかがですか。

○中野参考人 私は、今の合理化政策
の実際のことにはよくわからないのであ
りますけれども、実際は、筑豊炭鉱の終
掘の問題で炭労の調査団の顧問のよ
うな役割を一回いたしたことがござい
ました。その引き受けます経緯につきま
して、実は炭労の方針通りの結論は
必ずしも出さないと、それでよければ

わ、あるいはまたそれに見合う期間
実は坑道が切られておられるわけだ
す。これは立米その他についてもずいぶん制
限があるわけですね。しかし、実際問
題として、今先生が言われたように、
縦坑炭層が二層よりない場合、あるい
はまた五層も六層もある場合と、そ
ういふ条件ではこの縦坑なり坑道転換に
ついて、規模が日本の場合には非常
にいろいろなケースが出てくるのじゃ
ないかと思ふのです。ところが、一応
合理化近代化資金の方は一定のワクに
はめて運用しておられるところ、私
は問題があるのではないかと申す。虎
の皮炭層のような場合と、二層よりな
い、極端にいえば一層くらいしかない
場合では、そういう規模が当然違つて
くるのではないかと。だから、一がい
にヨーロッパ並の大型出炭規模の炭
に再編成するといつても、不可能では
ないかと思ふのです。百万トン以上の炭
鉱といふものはもう数が少なく、むし
ろ六十万トンから七十万トン程度に規
模がきまつてきた。こういう炭鉱の規
模といふものが相当数将来も増強分と
して残つていくと思ふのです。です
から、一つのブロック別といふんです
か、階層別といふんですか、やはりさうい
うようにきめがこまかでなければなら
ぬのではないかと、こういう感じがす
るのですが、いかがですか。

わ、あるいはまたそれに見合う期間
実は坑道が切られておられるわけだ
す。これは立米その他についてもずいぶん制
限があるわけですね。しかし、実際問
題として、今先生が言われたように、
縦坑炭層が二層よりない場合、あるい
はまた五層も六層もある場合と、そ
ういふ条件ではこの縦坑なり坑道転換に
ついて、規模が日本の場合には非常
にいろいろなケースが出てくるのじゃ
ないかと思ふのです。ところが、一応
合理化近代化資金の方は一定のワクに
はめて運用しておられるところ、私
は問題があるのではないかと申す。虎
の皮炭層のような場合と、二層よりな
い、極端にいえば一層くらいしかない
場合では、そういう規模が当然違つて
くるのではないかと。だから、一がい
にヨーロッパ並の大型出炭規模の炭
に再編成するといつても、不可能では
ないかと思ふのです。百万トン以上の炭
鉱といふものはもう数が少なく、むし
ろ六十万トンから七十万トン程度に規
模がきまつてきた。こういう炭鉱の規
模といふものが相当数将来も増強分と
して残つていくと思ふのです。です
から、一つのブロック別といふんです
か、階層別といふんですか、やはりさうい
うようにきめがこまかでなければなら
ぬのではないかと、こういう感じがす
るのですが、いかがですか。

わ、あるいはまたそれに見合う期間
実は坑道が切られておられるわけだ
す。これは立米その他についてもずいぶん制
限があるわけですね。しかし、実際問
題として、今先生が言われたように、
縦坑炭層が二層よりない場合、あるい
はまた五層も六層もある場合と、そ
ういふ条件ではこの縦坑なり坑道転換に
ついて、規模が日本の場合には非常
にいろいろなケースが出てくるのじゃ
ないかと思ふのです。ところが、一応
合理化近代化資金の方は一定のワクに
はめて運用しておられるところ、私
は問題があるのではないかと申す。虎
の皮炭層のような場合と、二層よりな
い、極端にいえば一層くらいしかない
場合では、そういう規模が当然違つて
くるのではないかと。だから、一がい
にヨーロッパ並の大型出炭規模の炭
に再編成するといつても、不可能では
ないかと思ふのです。百万トン以上の炭
鉱といふものはもう数が少なく、むし
ろ六十万トンから七十万トン程度に規
模がきまつてきた。こういう炭鉱の規
模といふものが相当数将来も増強分と
して残つていくと思ふのです。です
から、一つのブロック別といふんです
か、階層別といふんですか、やはりさうい
うようにきめがこまかでなければなら
ぬのではないかと、こういう感じがす
るのですが、いかがですか。

わ、あるいはまたそれに見合う期間
実は坑道が切られておられるわけだ
す。これは立米その他についてもずいぶん制
限があるわけですね。しかし、実際問
題として、今先生が言われたように、
縦坑炭層が二層よりない場合、あるい
はまた五層も六層もある場合と、そ
ういふ条件ではこの縦坑なり坑道転換に
ついて、規模が日本の場合には非常
にいろいろなケースが出てくるのじゃ
ないかと思ふのです。ところが、一応
合理化近代化資金の方は一定のワクに
はめて運用しておられるところ、私
は問題があるのではないかと申す。虎
の皮炭層のような場合と、二層よりな
い、極端にいえば一層くらいしかない
場合では、そういう規模が当然違つて
くるのではないかと。だから、一がい
にヨーロッパ並の大型出炭規模の炭
に再編成するといつても、不可能では
ないかと思ふのです。百万トン以上の炭
鉱といふものはもう数が少なく、むし
ろ六十万トンから七十万トン程度に規
模がきまつてきた。こういう炭鉱の規
模といふものが相当数将来も増強分と
して残つていくと思ふのです。です
から、一つのブロック別といふんです
か、階層別といふんですか、やはりさうい
うようにきめがこまかでなければなら
ぬのではないかと、こういう感じがす
るのですが、いかがですか。

わ、あるいはまたそれに見合う期間
実は坑道が切られておられるわけだ
す。これは立米その他についてもずいぶん制
限があるわけですね。しかし、実際問
題として、今先生が言われたように、
縦坑炭層が二層よりない場合、あるい
はまた五層も六層もある場合と、そ
ういふ条件ではこの縦坑なり坑道転換に
ついて、規模が日本の場合には非常
にいろいろなケースが出てくるのじゃ
ないかと思ふのです。ところが、一応
合理化近代化資金の方は一定のワクに
はめて運用しておられるところ、私
は問題があるのではないかと申す。虎
の皮炭層のような場合と、二層よりな
い、極端にいえば一層くらいしかない
場合では、そういう規模が当然違つて
くるのではないかと。だから、一がい
にヨーロッパ並の大型出炭規模の炭
に再編成するといつても、不可能では
ないかと思ふのです。百万トン以上の炭
鉱といふものはもう数が少なく、むし
ろ六十万トンから七十万トン程度に規
模がきまつてきた。こういう炭鉱の規
模といふものが相当数将来も増強分と
して残つていくと思ふのです。です
から、一つのブロック別といふんです
か、階層別といふんですか、やはりさうい
うようにきめがこまかでなければなら
ぬのではないかと、こういう感じがす
るのですが、いかがですか。

わ、あるいはまたそれに見合う期間
実は坑道が切られておられるわけだ
す。これは立米その他についてもずいぶん制
限があるわけですね。しかし、実際問
題として、今先生が言われたように、
縦坑炭層が二層よりない場合、あるい
はまた五層も六層もある場合と、そ
ういふ条件ではこの縦坑なり坑道転換に
ついて、規模が日本の場合には非常
にいろいろなケースが出てくるのじゃ
ないかと思ふのです。ところが、一応
合理化近代化資金の方は一定のワクに
はめて運用しておられるところ、私
は問題があるのではないかと申す。虎
の皮炭層のような場合と、二層よりな
い、極端にいえば一層くらいしかない
場合では、そういう規模が当然違つて
くるのではないかと。だから、一がい
にヨーロッパ並の大型出炭規模の炭
に再編成するといつても、不可能では
ないかと思ふのです。百万トン以上の炭
鉱といふものはもう数が少なく、むし
ろ六十万トンから七十万トン程度に規
模がきまつてきた。こういう炭鉱の規
模といふものが相当数将来も増強分と
して残つていくと思ふのです。です
から、一つのブロック別といふんです
か、階層別といふんですか、やはりさうい
うようにきめがこまかでなければなら
ぬのではないかと、こういう感じがす
るのですが、いかがですか。

わ、あるいはまたそれに見合う期間
実は坑道が切られておられるわけだ
す。これは立米その他についてもずいぶん制
限があるわけですね。しかし、実際問
題として、今先生が言われたように、
縦坑炭層が二層よりない場合、あるい
はまた五層も六層もある場合と、そ
ういふ条件ではこの縦坑なり坑道転換に
ついて、規模が日本の場合には非常
にいろいろなケースが出てくるのじゃ
ないかと思ふのです。ところが、一応
合理化近代化資金の方は一定のワクに
はめて運用しておられるところ、私
は問題があるのではないかと申す。虎
の皮炭層のような場合と、二層よりな
い、極端にいえば一層くらいしかない
場合では、そういう規模が当然違つて
くるのではないかと。だから、一がい
にヨーロッパ並の大型出炭規模の炭
に再編成するといつても、不可能では
ないかと思ふのです。百万トン以上の炭
鉱といふものはもう数が少なく、むし
ろ六十万トンから七十万トン程度に規
模がきまつてきた。こういう炭鉱の規
模といふものが相当数将来も増強分と
して残つていくと思ふのです。です
から、一つのブロック別といふんです
か、階層別といふんですか、やはりさうい
うようにきめがこまかでなければなら
ぬのではないかと、こういう感じがす
るのですが、いかがですか。

わ、あるいはまたそれに見合う期間
実は坑道が切られておられるわけだ
す。これは立米その他についてもずいぶん制
限があるわけですね。しかし、実際問
題として、今先生が言われたように、
縦坑炭層が二層よりない場合、あるい
はまた五層も六層もある場合と、そ
ういふ条件ではこの縦坑なり坑道転換に
ついて、規模が日本の場合には非常
にいろいろなケースが出てくるのじゃ
ないかと思ふのです。ところが、一応
合理化近代化資金の方は一定のワクに
はめて運用しておられるところ、私
は問題があるのではないかと申す。虎
の皮炭層のような場合と、二層よりな
い、極端にいえば一層くらいしかない
場合では、そういう規模が当然違つて
くるのではないかと。だから、一がい
にヨーロッパ並の大型出炭規模の炭
に再編成するといつても、不可能では
ないかと思ふのです。百万トン以上の炭
鉱といふものはもう数が少なく、むし
ろ六十万トンから七十万トン程度に規
模がきまつてきた。こういう炭鉱の規
模といふものが相当数将来も増強分と
して残つていくと思ふのです。です
から、一つのブロック別といふんです
か、階層別といふんですか、やはりさうい
うようにきめがこまかでなければなら
ぬのではないかと、こういう感じがす
るのですが、いかがですか。

因と見られるのは炭鉱の作業の形態、斤先掘りであるとか、あるいは坑内の作業といったようなことが組夫による請負制であつてみたり、あるいは斤先掘りは五年間という期限が限られておる。そういうようなことが、ともすると保安ということよりも生産ということにウェイトがかつてきて、乱掘りになっていく。そういうようなことが炭鉱の事故というものの大きな要素になっていく。従つて、保安上好ましくないことではないと感ずるのであります。中央炭山保安協議会の委員でいらつしやる中野参考人としては、これらに対してはどのようにお考えになりますか。お考えを承りたいと思ひます。

○中野参考人 たいま保安問題を伺ひまして、適切なお答えになるかどうかはわかりませんが、一言述べさせていただきます。

炭鉱の保安問題は、御承知の通り、昭和二十四年に炭山保安法が改正と申しますか、策定されました。そのころから目に見えてよくなつたような感じを受けておつたわけでございます。その後十年以上たちました現在におきまして、死者等の傾向を見ても、一たん下がつたものがまた上がり、五年たちまして、いろいろなきさつがありましたが、いろいろな感じがある。私自身としてはいたしてはいるのであります。

一人でやつてゐるわけでありませんが、どうも法律の改正、規則の改正のみで保安が確保できるというばかりにいかぬ節があることを認めております。しからばどうしたらいいかということになるわけでありまして、むろん正當な保安教育を受けました炭山労働者が就業している限りにおいては問題が少くないはずでございますけれども、なおかつ出る。いんや組夫、請負夫等の方法でやりましたときはさらに不安であるという考えは当然のことだと思ひます。ただ、これを私も技術の立場から見まして統計的に調べようと思ひますと、残念ながらなかなかうまくいじつたの答えが出て参らないわけでございます。これは御承知のように、災害にあひまして死亡しました者の中の炭山労働者の内訳が、組夫が幾人、直轄夫が幾人ということを数えてみました。災害の原因の端緒を作つたものはどれであるかということも現状では統計上は出て参りませんような状態でございます。その点で私は相当不満を持つてゐるわけでございます。いづれにしても、考へ方といたしましては、十分な保安教育を受けたい者がタッチするやうな組夫その他につきましては、確かに保安上の精神的な危険性、不安性といふものがかなりあることは当然なことでございます。御指摘の通りでございます。でありますので、でき得るならば、こういうものはなるべく坑内に入らないうようにしてもらいたいというの、これは私を含めまして多くの方々の意見ではないかと思ひます。

そこで、そういうやうな体制を作るために、請負制度やなんかにつきまして、もうせんだつて来いろいろな討議

をしたことがございますけれども、これも現状では請負の組夫の質の吟味とかそういうやうなことに對して、厳格な規定を設けるわけにいかないので、届出によつてその実態を調べるといふ程度にまでしか進められないというの、現状であるかと思ひます。そんなこととでございます。ともかく整然とした保安教育を受けた炭山労働者を坑内に送るやうな形にして保安を確保することが一番いいのではないかと。

もう一つは、今保安機構といふものが、制度の上でも形式の上でも十分確立してゐるわけでございますが、保安管理制度そのものの確立だけでは災害は防げない。と申しますのは、末端になる第一線の人の数が少ない。保安係員の数が少ないとやはり保安は確保できないのではないかと。現に大学を出して現場係員の見習いをやりまして係員になるわけでございますけれども、私の教え子が数多く炭鉱の現場に行つております。そういう大学を出てから数年の人の話を聞きますと、どうもいふろんな仕事が多いためになかなか目が届かないといふやうなことを聞いているわけでございます。大学を出るとか、そういう資格は別にいたしまして、現場のそういうやうな保安の係員、現実に保安を見る係員の数もふえませんが、目の届くところに災害は起らないわけでございます。こういう点を強化することによりまして、保安を確保できると思つております。

ります。ところが、先ほど申し上げました集中災害は、ガス爆発、出火、出水とかいふことでございまして、突如起ることでありまして、落盤災害と申しますのは、実は何年たつても全体の災害の中で比率がほとんど変わらない性質の災害でございます。もしも炭鉱の保安を全面的に考えまして向上させることといたしまして、たとえば特殊災害、つまり炭鉱でなければ起らないやうな災害の率をかりに二、三割下げることによりましてかなり保安を確保できる。こういう点から申しますと、落盤事故の防止に對するいろいろな調査研究を強力に推進することがかなり有効ではないかと思ひます。

○中野参考人 御意見の点は同感できる点が非常に多いわけなんです。そこで、保安の問題を現実の問題として私たちが今考へてみる、私企業として経営者に保安問題をゆだねて、ただ監督行政だけで國が保安を維持していくという行き方は、保安をほんとうに守つていくという炭鉱におきましては、そうした災害を抑制する形にはいかにある。従つて、保安法の第一條の目的、あるいは第三條の保安の定義、労働者の危害防止、人命尊重という立場から申しまして、この保安の責任は國が持つということが必要じゃないか。具体的には監督の強化といふものもありまして、あるいはまた大辻炭鉱あるいは上清炭鉱等で私たちが感じたことなんです、消火器もないとか、あるいは計算機もないとか、保安に必要な機械器具が中小炭鉱には特に整つていないわけなんです。訓練の問題もありません。さらには救援作業に

行つた者までも殉職をさせるといふやうな危険を拡大して、こういうことだから、どうしても國が責任を持つて保安はやるのだ、そういうことを制度化していくことでなければならぬのではないかと。そうした感じを私は強く持つわけなんです、それらの点に對しての考へ方はどうでしょう。

○中野参考人 たいまの御意見について私の意見を述べさせていただきます。

國が責任を持つ限界といふものがおのずから出てくるやうな感じを受けるのでございます。私も法律的にはしるうと、わかりませんが、現状におきましては、その点で國が最終の保安の責任を持つといふことは不可能に近いのではないかと、この感じがいたします。それがどうでございますか。

それからもう一つ、保安確保のためには、今の法律によりまして、鉱業権者が全部責任を負ふといふこと、でございますが、鉱業権者は最終責任を負ひますけれども、實際は現場を担当している者が保安に熱心でなければならぬわけでございます。そこで、その係員、保安管理者等が体制が整つておりました保安が確保されるという形になるのでございます。先般保安法改正等の審議をしております間に、このことも痛感いたしました。この炭山労働者に對しては、炭山労働者といふのは保安法では炭山表も含めては従来でございますが、私の申しますのは従来常識的な考へ方の炭山労働者でございます。その炭山労働者には責任を持たせられていないやうな組み立てになつておるのが、保安法でございま

す。そこで、技術職員あるいは事務職員、経営者側から言わせると、鉱山労働者は自分の勝手なことをやっていると責任だけを私が背負わされてつらい、そうでない場合は保安闘争をするからつらい、そういうようなことをよく聞くわけでございます。そういう形でなくて、労使が保安のために一致協力できる形がどこかにないかというふうにかねてから考えていたわけでございしますが、幸いにも今度の改正によりまして、山元の保安委員会というものがかなり強化される形になりました。そこで、私の念願とするところでありますけれども、山の職員と鉱山労働者とその保安委員会の場を通しまして、率直に保安上の問題を討議し、将来災害のないようにするにはどうしたらいいかというふうな熱心にそれを進めていくというふうな行政指導をとりますれば、これは必ずうまくいくのではないかと。つまり、保安委員会でもよく話をしないで、それを中央の交渉に持っていくという姿であっては、いかにも闘争一本やりになってしまいません。それを小出しにするのが保安委員会だ。保安委員会で大部分の問題は解決してしまふ、そういうような形をとりますと、すべてがうまくいくのではないかと。これも今回経営者の方が抵抗がかなりあったように伺いますが、一応それが軌道に乗ったような形をとりつつあるように聞いております。そういう点で、保安確保が一段とよくなるのではないかと私は考えております。従いまして、国が、鉱山保安局長が日本全体の炭鉱の保安の責任を持つということ、常識的にも考えられないことだと思いますが、その点御容赦願いま

すが、私は反対でございます。○中村(重)委員 この保安も、炭鉱が地下産業であるということ、そういった特異な産業形態の中から問題が出てくると私は思うのです。もうそれも大手になりますと、保安という問題が、労使の関係、力関係もありまして、実にうまくいっている。まあ、うまくいっていることになりまして、それ限度がありましようが、比較的よくいっている。しかし、中小炭鉱は、現在置かれている石炭産業の問題点としてのこともあろうかと思うのでありますけれども、とかく生産ということが第一になっておると思うのです。保安というものが第二義に扱われておるわけなんです。このことは、先ほどおっしゃったように、もう条文の問題というふうなことも、この保安のポイントというものが、やはり心がまえということですが、そういうものです。まあ私も、先般の国会決議で保安思想の高揚ということを実は決議の中に入れた。そういうことがどうしても必要になって参ります。やはり石炭産業が苦しいということになって参りますと、訓練が徹底しないということと相俟って、保安というものがどうしても第二義的に扱われてくる。特に零細な炭鉱になって参りますと、監督官の検査というものも行って行なわれていないというふうなことも、あるいは行なわれておるところでも、うっかり検査にひっかかって鉱業の停止を受けるといったようなことになって直ちに生活の問題が起こってくるというふうな問題が、これは経営者も労働者もそうした不安というものがなきにしもあらず。そういうことを考えてみると、ど

うしても国がそうした特異な中小炭鉱に対しては、むしろ大手の炭鉱と違つた取り扱いを保安上はしていかなければならぬのじゃないか。国が何らかの形でも責任を持つ。人命尊重の立場で、形式にとらわれないこと、機械器具などは国が貸し付けるのだといったこと、あるいは教育訓練もつと国が積極的に責任を持った形でこれをやっていくということにしなければならぬのじゃないか、そういうことと中間答申をお出しになるについてもそれらについての検討というものがあつたと思うのですが、そうした点に對しての考え方はどうですか。○中野参考人 大手、中小と分けることの当否は別といたしまして、大規模の炭鉱におきましては、技術職員その他がそろっておられますので、御承知の通りでございますが、中小と申しましても、その小の方、いわば零細な方におきましては、私も昨年来の金詰まり炭鉱で破産する炭鉱の状況を見に行つたこともございしますので、二、三その実例を知っておる程度でございますけれども、確かに保安の面よりも石炭を掘って売るよりほか考えられないというのが実情のように思われます。そういう場合におきまして、先ほど私が申し上げたことをちょっと取り消すというか、変更しなければならぬのでございませうけれども、責任を持つということとは、つまり手厚い指導をするということにいたしますればかなりいいんじゃないか。現に保安指導員制度とか何とかいろいろあるようございまして、これである程度中小炭鉱の保安というものが少し整備されているよう

にも聞いております。實際の届くような指導がされているとは私自身も考へておりませんので、その点につきまして、鉱山保安法でございませうか、あるいはもうものをもっと効果的にいたしますれば、保安の点は確かに御説の通りよく参ることは間違いないと思つてございませう。○中村(重)委員 行政のあり方について御意見を伺つてみたいと思つて通産省が生産面、それから保安、ともにこれを担当していくというあり方が一つの問題。やはり生産と保安というものは、どうしても相対立する形というものは私は出てくると思う。現実に施業案なんかの許可認可あるいは変更といったような場合に對して、通産省と局長と鉱山保安部長が話し合ひをしなければならぬ、あるいは鉱山保安部長、監督部長の方から取り消しを命じるとか、いろいろなことがあります。やはり同じく通産省の中、いわゆる内輪であるということになりまして、どうしてもルーズになるということが避けられない。そういうことから、この保安関係は労働省の方へ所管がえをするということの方が好ましいのじゃないか、そういう議論をしたことがあつたのですが、私はそういうふうな考え方も持つわけなんです。これらの点に對する御意見はいかがでありますか。○中野参考人 せんだって保安法改正のときに、鉱山保安局が各界からの意見を求められたようございませうが、その中に、日本炭鉱労働組合、それから全国石炭炭業労働組合その他の組合の関係は、労働省に移管すべきであるというふうに書いてございませう。私としては、別に労働省とか通産省とかい

う既成のワクにちつともこだわつておりませう。私の保安に對する考え方は、最高度の保安、安全な状態で生産するのを正常な生産と考えております。ですから、その安全状態が最高度でなくて、どんどん下がつてくる状態の生産は、これは正しい生産ではないということに判断をしております。私が大学院で担当しております鉱山保安学の講座におきましても、保安の原理というものは最高の安全水準における生産の形、まあそういうふうな論説を展開しているわけでございませう。そういう点から申しますと、今の御指摘とはいささか違つた形になるので、生産と保安とは車の両輪という考え方も違つたわけでございませう。そんな形で参りますから、これはどこが所管しようが、個人の考えとしてはどこでもけっこうでございます。結局、保安が確保されさえすればいいと思つて。そこで、現状の問題として考えてみますと、通産省にはその生産関係、保安関係の技術関係の技官、監督官等がそろつておるわけでございませう。ですから、まあなれ合いになるというものは、これは私は一応知らないことにして議論を展開していきたいと思つては、その中であつて互いに切磋琢磨ではありませうが、がくがくの議論をして、最高の生産水準をきめていくというふうな形だと思つております。もしかりに労働省に鉱山局、炭鉱局等がありまして、そういう技術陣容がそろつておりました、そういう判断力を持つ陣容があるといつたしますれば、そこに保安のものを突っ込んで

いって一向かまわないと思っております。これは炭鉱、鉱山だけでなく、労働関係では労働基準といったもので、炭鉱、鉱山以外の全産業の安全のあれも考えておるようです。これも私はけっこうだと思つておるのですが、ただ安全だけを取り離して考えるという事は、かなり危険性があると思つておる。その点につきましては、そういうものが一体となつておる方が、今のなれ合いの点をはずしますれば非常にスムーズにいくと考えております。従いまして、労働省、通産省というような既成概念で申しますと、そういう陣容の案であれば労働省に持つていって一向かまわない、そういう意見であります。

○中村(重)委員 確かに相対立してはならないのだし、対立することは好ましいことではないと思つておる。何と云つても人命というものが一番大事であります。これの保護なくしては生産というものが問題にならないわけでありませぬ。その考え方としては異論がないわけでありませぬが、現実の問題としてなかなか問題があるので、実は申し上げたわけでありませぬ。

それから、実は条文を見まして、非常に省令委任事項というのが鉱山保安法には多いのです。これを審議されるにあつては、整理する必要があるというふうには考えないか。とにかく省令であつても当然命令事項になつて参る、あるいは勅告事項になります。それらが多過ぎるという事は、どうしても保安に努力するという点が劣つてくるのではないか。やはり法定化するということ、中間答申も見ましたが、相当法定化することに対して強く

要求しておられる面もあるわけでありませぬ。残念ながら、今度出ました案の中には、そのことに對しての是正というものが比較的少ないというふうに感じるわけですが、それらの点に對してのお考え方はいかがでありますか。

○中野参考人 鉱山保安法は、法的ないろいろな重要なことが含まれておる。と同時に、非常に技術面に関するところが多いわけでありませぬ。もしも鉱山保安法以外の法律と對照いたしましたら、差しかえなれないということであれば、鉱山保安法の中に技術面、こまかい面に関連したことを相当入れてもかまわない。ところが、かりに鉱山保安法の管理課長その他の法律専門家の意見を聞きますと、法の体裁としてはそういうものではなくて、大まかなことを法文の上に入れて、その他を省令、政令で定めることにしたいというのが法文のあり方のように伺つたものであります。から、しからばそういうことでもよろうということにもなりました。

一面、これは強さを弱めるといふお考えなんでしょうか、そういうふうにお考えなれるとしますと、鉱山保安の現狀に照らしますと、石炭鉱山保安規則、金属鉱山保安規則というふうなものでもかなり効果があるのではないかと、この考え方でありますが、今後保安法を審議していく上で、今のお話ばかり私としても参考になることではないかと、そういうことでも抜本的に一つ考えてみたいと思つておるわけですが、結果が抜本的になるかどうかはわかりませぬ。と申しますのは、今の保安法がいかにみごとくできておるのです。これを抜本的にやっております。

す、あの数字をみんはずすような結果になりまして、かえつて現場に悪い影響が出るのじゃないかと思つておる。抜本的なあれは残念ながら私は不可能ではないかと思つておる。○中村(重)委員 御意見のように、鉱業法につきましても、鉱山保安法にしても、法体系としては実に結構な法律ができておる、これはこれから先も大いに政治問題として議論をして参りたいと思つておる。

○有田委員長 始関委員。○始関委員 時間がおそくなりまして、きわめて簡単にお尋ねいたしましたから、御答弁の方もイエスからノーかという程度にお答え願ひたいと思つておる。最初に中野先生にお尋ねいたしました。先ほどのあなたの参考意見で、石炭鉱業安定法の方については、こういふうぎょうぎょうしい法案というものを世間の世論がすなおに受け取るであらうかといううぎょうな点、それから四十七条でしたか、コストの高い山には調節という形で政府が考える、これは生産意欲といふものは、合理化意欲を阻害するものではないかといううぎょうな点を見解をお述べになつておる。もう一つの雇用安定法の方ですが、これにつきましても趣旨としては賛成だといふことをおっしゃつたと思つておる。そのあとに聞きました説明を伺いますと、たとえば三条と四条が矛盾するのだといふことを御指摘になつた。しかし、これは提案者の頭からいひますと、矛盾でも何でもないのだから、会社の技術という立場、あるいは会社の経理という立場からいへ

ば、別の観点から無理でも何でもしらくそこにつなげておこう、そのために必要があれば国から金を補給してやろう、こういう趣旨ですから、矛盾ではないのです。これを矛盾だと思つておるの、この法案の趣旨にむしろ賛成しないということになると思つておる。

全体のお話を通じて、たとえば今度の予算でも、離職者の再雇用促進といううぎょうな点について相当大きな意見を述べておるわけでありませぬが、そういう点を重視するおっしゃつたので、全体としての国民経済的な視野といひますか、そういう意味での雇用の安定ということをお主張になつたのですから、そういう意味からいへば、この法案の趣旨にはむしろ賛成いたしかねるのだが、そういうふうには受け取れませんが、その点はいかがですか。

○中野参考人 提案理由の説明のところを讀みますと、この説明の趣旨は、二、三批判する余地もありませんが、まことに賛成であります。ところが、法そのものを見ますと、この趣旨に必ずしも合致してない面もあるといふように私は判断いたしました。この法案は提案の趣旨に沿うように改めた方がよいだろうという意見を述べたわけでありませぬ。ですから、結論から申しますと、この法案そのものについては不賛成といふことになるかもしれません。しかし、提案理由のこの趣旨を讀みますと非常に賛成せざるを得ない。これはどなたも賛成せざるを得ないと思つておる。そういうことで、この立法技術とかそういう内容が私の意見と違つておるが、しかも雇用の関係につきましてもかえつてマイナスになる

点がある、そういうふうに考えておる。○始関委員 もう一つ伺ひます。先ほどの岡田君の質問とも関連するわけですが、日本の炭鉱のいろいろな実質的な条件を勘案して、これはアメリカと比較するのはとても無理ですが、ヨーロッパの水準には到達できるのじゃないか、こういう見解が有ります。それはこの前に石炭協会の秋原会長が来てそう言つたのでありますが、つまりいつからできるという日時の問題は期限が切れない、また合理化資金とかいろいろなほかの条件があるけれども、ヨーロッパ諸国は大体一日で坑内労働者一方当たり二トン内外、これは運賃とかコストは除外して生産能率だけについていふと、いろいろな条件があるけれども、その辺まで行けるだろう、こういううぎょうな石炭協会会長の御発言があつたのであります。これはこまかい点を伺つておると時間がなくなりませぬので、大局論としてどういふうぎょうな判断をしていらつておるかと。

○中野参考人 非常に重大な問題を投げかけて参りましたが、私は私私私の見解を申し上げます。石炭協会の会長の意見は、ある意味で妥当性があると思つておる。ところが、かりに日本の石炭鉱業の状態を、ヨーロッパ、あるいはドイツですか、そういうものとまず自然の条件の形で比べてみますと、御承知のように向こうの方はかなり深いわけでございます。日本もだんだんそれに到達して参りまして、大体ほぼ似たような地上からの深さあるいは水底からの深さになつてくると思つておる。その点については、ほぼ同様でございます。ところが

点がある、そういうふうに考えておる。○始関委員 もう一つ伺ひます。先ほどの岡田君の質問とも関連するわけですが、日本の炭鉱のいろいろな実質的な条件を勘案して、これはアメリカと比較するのはとても無理ですが、ヨーロッパの水準には到達できるのじゃないか、こういう見解が有ります。それはこの前に石炭協会の秋原会長が来てそう言つたのでありますが、つまりいつからできるという日時の問題は期限が切れない、また合理化資金とかいろいろなほかの条件があるけれども、ヨーロッパ諸国は大体一日で坑内労働者一方当たり二トン内外、これは運賃とかコストは除外して生産能率だけについていふと、いろいろな条件があるけれども、その辺まで行けるだろう、こういううぎょうな石炭協会会長の御発言があつたのであります。これはこまかい点を伺つておると時間がなくなりませぬので、大局論としてどういふうぎょうな判断をしていらつておるかと。

ブル計算したらどうかという、非常に権威ある筋の一つの構想があるのですが、御所見はいかがですか。

○中川参考人 現実問題として、重油と石炭に価格差のあるのはお説の通りでございます。ただ、それを今からあまりそう先ばしして割り切つて——どうせ価格差は消すわけにいかないからブル計算とか何とかという御議論も出ると思ふのです。もう少し長い将来を考えた場合に、電気の方も今の価格差というものは、地域を分けますと、さつきもお話ししたように、やはり産炭地と揚地では相当違つて、従つて競争価格もその場合に違つて来ます。従つて、競争できる地区では石炭の需要というものは伸びるわけですから、その価格差が現に揚地であるものだけで議論されないでも、石炭の需要の問題は十年、十五年先には解決し得る道もあると思ふのです。その間の、要するに電気で使う量のテンポと石炭の出炭量のテンポとが合つて来ない場合に、価格差のあるものを承知で電気が引き取るか、あるいはどうするかという問題の処理になるのです。これはやや長期的な問題になるので、今の確にどうだと言うことは、われわれできないわけでは、われわれの希望は、ブル計算とおっしゃいました。そういう思想で、電力全体として高い石炭をある量はいただいて、それから足らない量について石油を安く使う、いわゆるブル計算の思想といえば思想が入るわけでは、それが二千万トンであるか、二千五百万トンであるか、三千万トンであるかという問題になつてくるわけですから、気持はそういう気持で、御協力申し上げているの

でございます。

○始関委員 いや、十年、十五年先ではなくて、とにかく佐藤通産大臣はこの委員会に来て非常にはつきりとして、千二百円引き下げは必ずやる、しかし、もうそこでおしまいだと、こう言うんですよ。そこでおしまいだという意味は、三年なり四年なり先にはそうなるわけですね。十年、十五年先ではなくて、三年、四年先なんです、その際には重油と競争させないのだ、こういう表現をしておられる。その意味を私は三、四日中に石油業法の審議の際によく聞いてみたと思つておるので、競争させないという意味は、端的に言いますと、つまり高いものをあなたの方に押しつけるといふ事か、そういうことなんだ。ところが、あなたの方で反対だといふことになる。――

○中川参考人 私どもと石炭業界との申し合はせは、四十二年まで、しかも千二百円引きという事でお約束したので、それまでの数量なり値段はお約束通りやっていたのだと思つております。四十二年から先の問題は、当時、五年先の問題だから、その先までは私の方も今からお約束できませんし、向こうもできないという格好で、四十二年までできるわけでは、おそらくそれは、現実問題としては、四十二年から全然もう自由競争でなければ電気も石炭を引き取らぬということまで、私もきめておるわけではございません。四十二年前後において、また石炭の見通しなり状況なりをよく検討しまして、お互いに相談してきめていく筋合いのものだと思います。

○始関委員 四、五年先の話だから、

しかもいやな問題だから、あまりはつきりさせぬでおこうじゃないかというのは、佐藤通産大臣は大体そんな考えをなさつておられる。今の石炭の問題は、先行きはつきりして行くという意味から非常に重大な問題なので、大臣によく尋ねますから、一つ電力業界と矛盾のないように、できたら調整をはかつておいていただきたい。これで終わります。

○有田委員長 多賀谷貞徳君。

○多賀谷委員 中野先生にお尋ねします。実はスクラップ・アンド・ビルドと言われておりますけれども、スクラップばかりやらしてビルドがないというの、先ほども午前中に労働組合の方々から指摘があったこと、私も事実そう思ふ。ところが、ビルドといつても、今まである炭産を増強するいわゆる増強群は私はいくつと思ふますけれども、新鉱開発というよう新しい大企業というものは今後あまり興らないんじゃないか。経済情勢からいってまた興るような情勢にない。

早い話が、今開発するのにトン一万二、三千万円するようですけれども、百万トンの山を作るとすると百二十億ぐらい要るわけでは、これがまた一、二年間に百二十億投すればできるし、ろものでない。かなり懐妊期間が長い。そうすると、コスト金利だけでも相当のコストになるわけでは、そうして百二、三十億投じましても、百万トンにして、四千万円にして年間四十億ですね。四十億になるまでにはかなりの期間がかかる。これに金利を払つて炭産業が成り立つだろうか。今からの炭産業です。私はこういう疑問に逢着せざるを得ないので。今各会社の姿勢を見ますと、金があったらそんなところを開発しないで別な仕事をやりたいというふうな状態が確かに見受けられる。そこで、どうしても将来スクラップをどんどんやるならば、新しい炭産というものを作るとするならば、何か制度的に考えてやらなければならぬんじゃないか、こう考へて、実は石油資源開発株式会社や電源開発株式会社のまねをしたと言えればおかしいのですけれども、石炭開発株式会社というのを作つて、現在持つておられる炭産権者の鉱区を現物出資をしてもらつてやる以外には方法がないのではないかと、こういう構想から出ているわけですよ。これについてどういふようにお考へであるか。

まず第一には、金利のかかる金を使つて新しい炭産ができるかどうか。第二には、制度的にするならばどういふ解決方法があるか。この二点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○中野参考人 技術面も含めておるようでございますが、御質問の趣旨は経営面を含めておられますので、いささか暴論になるかと思ひますが、御容赦を願ひます。

まず第一点の新しい炭田の開発でございます。これは御承知のように、通常の市中銀行でなくとも、特別の金利をもつてやるというにしても、企業というものは相当膨大な資金を要しまして、ほかの仕事に比べてそらばんに合うというふうには参らないと思ひます。そこで、現状の既設の炭産を生産拡大していく方向をとるわけでは、ございますが、これは日本の場合でも、特定な地域をきめますとこの可能性はかなりあるわけでは、ございます。ところが、未開発炭田は、大きな炭田の形からいいますと天北以外にはございませぬ、御承知の通り。ところが、このところを少し虫めがねを当ててみますと、まだ数十万トン・ベースの炭田地帯、炭産ができるところは少しあるように思われます。そういうところを開発する場合に、石炭開発株式会社というものがその間においてできるといふことは、私はしろうとではございませぬが、悪い考へではないと思つております。ただ、先ほど、この法案に關連をいたしまして申しわけないと思ひますが、すべてのあれをくづめた形をとつた大構想でおやりになりますと、これが実現する裏づけの資金というものが不安ではないかという事を申し上げたわけでありました。でありますから、石炭開発株式会社という事で、特定の炭田ないし炭産地帯を打ち出してやるということにつきましては、技術的な立場から申しますと、その方が確かに石炭の増産には貢献するところが多い、賛成いたしたいと思ひます。

○多賀谷委員 次に、実は今始関先生からもお話があつた問題と關連をします。高エネルギー——高いエネルギーを安くする努力はもちろんなしなければなりませんけれども、自然条件を考へるときに、今でもかなり高効率な炭産と、なかなかその線まで自然条件上いかなる炭産がある。ところが、日本のある規模、たとえば二千万トンでいいというならば、それはまたもの考へ方として、いい炭産だけ残る。しかし、五千百万トンであるか、六千万トンであるかという国のエネルギーの安全性から考へると、ある線が引かれる。そうする

と、今から後は、非常に規模別な格差が、あるいは炭鉱別の格差が大きくなるのではないかと。そうした場合には、やはりバルク・ラインを引いて、若干高いところと安いところの調整の必要があるのじゃないかというの、一つの販売公社の考え方です。

もう一つの面は、すでに現われておるわけですが、貯炭が出る。しかもそれは日本の場合は、電力が今や様子が変わりまして、従来の自流式とそれから調整用の火力発電が、火力発電の方が逆にコンスタントに運転される、ダムの方が調整用というような状態になりますと事情も若干変わるかと思えますけれども、大体において雨が多く降れば石炭は余る。しかも、その石炭は、雨が一割降れば三百万トン以上石炭が余ってくる。こういう事情で、何かそこに調整的な機関が必要ではないか。これは調整は重油でやるというべ別なんですけれども、石炭自体のことを考えれば調整機能的なものが必要ではないか。そうすると、その両面を考えてみますと、われわれもあまり統制的なおのする法案は今の政府に作れといいますが、無理ですから、あまり好まないわけですが、従来昭和三十七、八年の過剰貯炭の時代から、あるいは神武景気あとの不況の時代から、ずっと考えてみますと、やはりそういう制度が必要ではないか、こういうように考えるわけです。その点はどういうようにお考えであるのか。単にイデオロギー的ではなくて、石炭の性格からして、そういうものがやはり考えられてしかるべきではないか。さらには言うならば、それは輸入炭、現在は輸入炭というのはほとんど原料炭で

す。しかも、原料炭はあまり差がありません。しかも問題にはなりません。もし将来原料炭においてもかなりの差がつくというようにすると、貿易の自由化によって、国内の石炭を幾ら引き取りなさいということができない。自由自在に鉄鋼あるいはガス会社は原料炭を買入れることができるとするならば、ここにも必要性が起ってくるのではないかと。こういうように考えてみますと、何かそういう制度が必要ではないか。それから一步飛躍するならば、それはエネルギー調整金か何かで言えばまた別で考えられどもね。他のエネルギーとの調整の問題はこれは別ですが、石炭自体だけを考えると、その問題が必要ではないか、こう考えたのですが、どうでしょうか。

○中野参考人 ただいまの初めの御質問に対しましてお答えいたします。まず第一に、炭鉱の自然条件によって格差がはなはだしい。従って、各企業別の収支も非常に違いができてくるというところでございます。私はその場合に、先ほどもちょっと触れたのでありますが、思い切った埋蔵炭量のないところはやめてしまおう。埋蔵量があるけれども深いところは何かの施策をもってそれを取り上げる。それも限度がありますけれども、おのずから技術的にはわかるわけでございますので、その点の調整をしますと、格差その他の点がかかなり少なくなってくるのではないかとお考えを申し上げます。しかしながら、その辺を基準にしてスクラップしてしまふかというところは、かなり研究してみないとわからない問題でございます。既往の事実から見ますと、すでに筑豊炭田あるいは伊万里湾の炭鉱等

は、もう私どもの鉱山学の常識から言え、全然おしまいになる炭鉱をまだやっておるわけでございますから、こういうものはもう強制的に買い上げるか、つぶしてしまふかして、そうしてまだ埋蔵炭量のあるような炭鉱に積極的な国の投資をしたらどうだろうかと思っております。

それから、輸入炭と内地の原料炭との関係でございます。これはまず第一に、原料炭であるがゆえに、手取り炭価が高いために、原料炭の炭鉱の能力が必ずしもよくないわけですね。この点、炭鉱経営者が少しうぬぼれと申しますか、錯覚と申しますか、それを持っていて、原料炭であるが、下から上へ持ち上げてくる費用というものは変りないのが原則でございます。これを値が高いがゆえに安易な経営をしているために、今の原料炭の暴騰というものが起こったということも、極言すれば言われないことはないわけでありまして。その点で、個人は、原料炭の生産会社に対しまして、技術面から、お前のところは値がいいからといって油断をしてはいけません、よく言っているわけです。その点の調整ができますと、原料炭と輸入炭との調整もある程度可能になるのではないかと、こうふうに考えております。

それから、後段の、その調整機関の点でございます。その形をどういう形で推進するかは、政治家諸氏の御判断にまかせまして、私の方では意見はございません。

○有田委員長 この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。本日は、御多用中にもかかわらず

ず、本委員会の法案審査のために、大へん長い間、貴重な御意見をお述べいただきました。まことにありがとうございます。ありがとうございました。委員会を代表しまして、厚くお礼を申し上げます。次会は、明二十九日午前十時より委員会、午後三時より理事会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。午後五時十八分散会

昭和三十七年四月五日印刷

昭和三十七年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局